

函館市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人高地保之から次の報告書の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、これを公表する。

なお、当該報告書は、函館市監査事務局に備え縦覧に供する。

平成28年4月1日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 吉 田 崇 仁

函館市監査委員 阿 部 善 一

平成27年度包括外部監査結果報告書

平成27年度

包括外部監査報告書

平成28年3月

函館市包括外部監査人

税理士 高地保之

目 次

I 包括外部監査の概要

1 監査の種類	-----	1
2 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間	-----	1
(1) 選定した特定の事件（テーマ）	-----	1
(2) 包括外部監査対象期間	-----	1
3 事件（テーマ）を選定した理由	-----	1
4 包括外部監査の方法	-----	2
(1) 監査方針について	-----	2
資料 1	-----	3
(2) 監査業務の流れ	-----	5
5 包括外部監査人及び補助者	-----	6
6 包括外部監査の監査期間	-----	6
7 外部監査人の独立性（利害関係）	-----	6
(参考 1) 指定管理者制度	-----	7
(参考 2) 公益法人制度改革	-----	8
(参考 3) 第三セクター等の抜本的改革等	-----	11

II 出資団体及び事業運営補助団体

1 函館市土地開発公社	-----	19
設立経過等	-----	19
現況	-----	19
函館市土地開発公社 貸借対照表 別表 A	-----	20
函館市土地開発公社所有地一覧表 別表 B	-----	21
財産一覧表	-----	23
相続税評価明細書	-----	24
平成 27 年度 函館市土地開発公社所有地に係る 市の買戻計画等について 別表 C	-----	41
監査結果	-----	43
2 公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団	-----	49
設立経過等	-----	49

現況	-----	49
直近3期の決算概要	-----	50
第三セクター等の抜本的改革等	-----	51
①処理策検討の手順	-----	51
②抜本的処理策検討フローチャート	-----	52
事業手法区分別特性 別記3	-----	54
③フローチャートにおける個別項目の検討	-----	55
指定管理者制度の導入	-----	57
①指定管理者制度導入にあたっての検討の視点	-----	57
②候補者の募集に係る基本的な考え方	-----	58
③事務事業の見直しによる職員数の見直し、 公共施設の抜本的な見直し	-----	59
監査結果	-----	61
3 株式会社 函館国際貿易センター	-----	64
設立経過等	-----	64
現況	-----	64
法人の概況	-----	64
1 出資状況	-----	64
2 主要株主	-----	64
3 主要な事業内容	-----	65
4 事業年度別の財産及び損益	-----	65
5 出資団体に対する委託業務	-----	66
監査結果	-----	70
4 函館空港ビルデング 株式会社	-----	73
設立経過等	-----	73
現況	-----	73
直近3期の決算概要	-----	73
第三セクター等の抜本的改革等	-----	76
空港の民営化	-----	78
①空港運営に関する有識者懇談会報告書	-----	78
②国の検討会報告書についての受け止め	-----	85
「空港運営に関する有識者懇談会」ヒアリング資料	-----	85

③最新動向	-----	91
監査結果	-----	94
5 函館サイロ 株式会社	-----	97
設立経過等	-----	97
現況	-----	97
①函館港の小麦の取扱数量	-----	97
②当該会社の小麦の取扱量	-----	98
貸借対照表推移	-----	99
損益計算書推移	-----	100
配当の状況	-----	101
監査結果	-----	101
6 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会	-----	105
設立経過等	-----	105
現況	-----	106
出資団体と市の補助金等との関わり	-----	106
1. 函館市社会福祉協議会に対する補助金・委託業務等の状況（平成26年度決算）	-----	106
2. 見直し後の平成27年度予算における補助金・委託業務等の状況	-----	109
平成26. 27年度機構図	参考資料1 -----	111
平成25. 26年度決算収支計算書	参考資料2 -----	113
平成27年度 収支予算書	参考資料2-1 -----	121
平成27年度 収支予算書	参考資料2-2 -----	123
平成25～27年度 補助金・委託料推移表	参考資料3 -----	127
3. 資金貸付事業	-----	129
生活福祉資金一覧（道社協）	参考資料4 -----	131
資金貸付制度の状況	参考資料5 -----	133
監査結果	-----	135
1. 人員の削減	-----	135
2. 運営補助と指定管理事業について	-----	136
3. 貸付事業における不良債権の処理	-----	138
III 監査総括	-----	139

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)及び監査対象期間

(1) 選定した特定の事件(テーマ)

出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について

(2) 包括外部監査対象期間

平成24年度から平成26年度の3年間(平成24年4月1日～平成27年3月31日)。

ただし、必要に応じて過年度及び平成27年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件(テーマ)を選定した理由

出資団体に関しては、函館市の特定の行政目的または公の施設等の管理運営を効率的に裁量をもって弾力的に実施することを期待して設立されてきた経緯がある。また、各種団体に対し、公共的な業務運営に係る財政的な支援も行っているところである。

このように出資・財政支援団体の実施する事業は公共サービスを補完・代替しているものが多く、市民生活と密接な関係を有している。

一方で、指定管理者制度(参考1)や公益法人制度改革関連3法(参考2)、第三セクター等の抜本的改革等(参考3)など、出資団体を取り巻く経営環境は大きな転換期を迎えている。

ここで、出資団体等に係る財務事務や管理の状況について検討を加えることは今後の行政運営、財政支出にとっても有益なものであるとともに、出資団体等における業務内容の透明性が図られるものと考えた。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査方針について

出資団体等(資料1)の監査にあたっては、出資団体等が指定管理委託を受けている市の施設の管理運営や市からの委託事業の歳入・歳出を踏まえた監査を心がけた。

また、函館市と出資法人等で、補助金、委託業務や指定管理委託がある場合や、その他の支出がある場合には、支出根拠や積算方法など、出資及び財政支援状況等との関連性についても監査を加えた。

なお、公益的事業を行う団体に対する団体運営費補助については、平成25年4月に策定された『補助金のあり方に関するガイドライン』に基づき、各補助金ごと、公益性などの基本的視点、積算基準の妥当性などの財政的視点により、総合的に検証・評価し、見直しの方向性について補助金ごとに定めている。

(1) 補助割合が2分の1を超える事業

国・道等の制度に基づくもの、あるいは公益性に鑑み、補助割合が2分の1を超える補助が妥当と認めるもの以外は、補助対象経費の2分の1を上限とし、それを超えるものは3年間の経過措置を設け、見直しを検討する。

(2) 長期化・既得権化している事業

5年以上補助金の見直しがされず継続している事業は、3年間を目途とした終期を設定し、期限到達時にはゼロベースでの見直しを検討する。

補助金の見直しの方向性は、単に補助金の削減といった財政効果のみならずその事業効果や事務手続など補助金全般にわたるものとしている。

従って、現在見直す検討期間でもあることから、団体運営費補助については、基本的に今後の監査に託すこととするが、委託事業、指定管理事業のウエイトの高い団体に関しては補助金の見直し状況及び委託事業等との関連について監査することとした。

また、出資団体の監査については、国や北海道の施策による出資団体、市監査委員の行った監査団体の状況、内容等について特に問題がないと判断した団体については監査を省略している。

○ 100%出資法人

法人名	法人形態	設立年月日	業務概要
函館市土地開発公社	特別法	昭和48年6月23日	公共事業用地の先行取得
(一財) 函館市住宅都市施設公社	一般社団・財団法人法	平成25年4月1日	市営住宅等公的施設の管理等
(公財) 函館市文化・スポーツ振興財団	一般社団・財団法人法	平成26年4月1日	文化・スポーツの振興・普及、文化・スポーツ施設の管理・運営
(株) 函館市榎法華振興公社	商法	平成9年4月1日	宿泊施設の管理・運営

○ 第三セクター

法人名	法人形態	設立年月日	業務概要
(一財) 函館国際水産・海洋都市推進機構	一般社団・財団法人法	平成21年4月3日	水産・海洋に関する学術研究機関の集積、地域の学術研究機関の連携、水産・海洋と市民生活の調和に関する業務等
(株) 函館国際貿易センター	商法	平成15年9月30日	サハリンオイルメジャーとの代理店契約に基づく各種商品の仕入れ販売、ポートセールス業務の受託、ふ頭業務の受託
(株) はこだてティーエムオー	商法	平成12年9月26日	タウンマネージメントに関する企画・調査・研究および管理業務
(公財) 函館地域産業振興財団	一般社団・財団法人法	平成23年4月1日	研究開発そして起業化・技術面から資金面に至るまでの企業活動の支援
函館山ロープウェイ(株)	商法	昭和33年6月12日	索道事業による旅客運送
函館空港ビルデング(株)	商法	昭和45年6月27日	空港ターミナルビルの貸室業、食堂並びに売店の経営等
函館サイロ(株)	商法	昭和52年8月9日	輸入小麦の吸揚荷役、サイロ保管、出庫

○ その他25%以上出資している法人、または役員を派遣しておらず、かつ25%以上の出資も行っていないが、財政的援助を行っている法人

法人名	法人形態	設立年月日	業務概要
(公財) 南北海道学術振興財団	一般社団・財団法人法	平成25年4月1日	南北海道地域における学術研究の振興、人材の育成等、情報科学を中心とする学術研究、および学術交流の支援事業等
函館バス(株)	商法	昭和19年6月1日	渡島半島全域にわたる乗合バス事業・貸し切りバス事業・不動産の売買、賃貸、管理、仲介等の取引・建物内外の保守管理および除雪等の業務

○ 財政支援団体

法人名	法人形態	認可年月日	業務概要
(社福) 函館市社会福祉協議会	社会福祉法人法	昭和42年1月24日	函館市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的

平成26年4月1日現在

出資額の内訳			市職員の内訳		所管部局	役員（市職員）の内訳
総額 （千円）	市出資額 （千円）	出資割合 （％）	役員数	派遣職員数		
10,000	10,000	100.0	8	9	財務部	理事長（副市長） 理事（副市長、企画部長、財務部長、 土木部長、都市建設部長） 監事（総務部長、会計部長）
3,000	3,000	100.0	0	0	都市建設部	評議員（都市建設部長、土木部長）
30,000	30,000	100.0	1	0	生涯学習部	理事（生涯学習部次長） 評議員（教育長、生涯学習部長）
70,000	70,000	100.0	0	0	榎法華支所	

出資額の内訳			市職員の役職就任	所管部局	備 考
総額 （千円）	市出資額 （千円）	出資割合 （％）			
37,000	20,000	54.1	理事 （副市長・企画部長）	企画部	評議員（市長）
30,000	15,300	51.0	取締役（副市長）	港湾空港部	
96,000	35,000	36.5	取締役（副市長）	経済部	
1,957,340	505,500	25.8	理事（経済部長）	経済部	評議員（副市長）
300,000	80,000	26.7	監査役（副市長）	観光部	
260,000	42,700	16.4	取締役（副市長）	経済部	
100,000	10,000	10.0	取締役（副市長）	経済部	

出資額の内訳			市職員の内訳		所管部局	役員（市職員）の内訳
総額 （千円）	市出資額 （千円）	出資割合 （％）	役員数	派遣職員数		
411,200	304,600	74.1	0	0	企画部	評議員（副市長、教育長）
145,000	20,013	13.8	0	0	企画部	

出資額（基本財産）の内訳			市職員の内訳		所管部局	役員（市職員）の内訳
総額 （千円）	市出資額 （千円）	出資割合 （％）	役員数	派遣職員数		
7,500 （寄附）	0	0	0	0	保健福祉部	理事（保健福祉部次長） 評議員（市立函館保健所 保健予防課長）

函館市 監査事務局での出資・補助団体への監査状況（平成23年度以降）

年度	監査対象団体	財政等の援助等の内容	所轄部局
23	(一財) 函館国際水産・海洋都市推進機構	出資金（出えん金）	企画部
	(社) 函館国際観光コンベンション協会	函館国際観光コンベンション協会補助金	観光コンベンション部
24	(財) 函館市文化・スポーツ振興財団	出資金（出えん金）	教育委員会
	えさん漁業協同組合	沿岸漁業構造改善対策事業費補助金	農林水産部
25	函館市住宅都市施設公社	出資金（出えん金）	都市建設部
	函館市町会連合会	町会連合会補助金	市民部
26	学校法人白百合学園	函館白百合学園高等学校私立学校運営助成費	教育委員会
	新函館農業協同組合	農作物集出荷貯蔵施設整備事業費補助金	農林水産部
27	函館市商工会議所	小規模事業経営近代化促進事業補助金	経済部

(2) 監査業務の流れ

- ・ 出資団体及び財政援助団体の抽出



- ・ 各団体に対する出資、財政支援状況の把握及び決算状況の把握（所轄部局からヒアリングにより、内容の確認）
- ・ 監査団体の抽出



- ・ 監査抽出団体に対する監査
 - 出資金等の目的
 - 事業内容及び経過状況
 - 市委託事業、指定管理事業との関係性



- ・ 監査内容については、設立経緯等・現状・監査結果に区分し整理

5. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

税 理 士 高 地 保 之

(2) 包括外部監査補助者

税 理 士 蛸 島 一 伸

税 理 士 野 呂 豊

若 山 愛

6. 包括外部監査の監査期間

平成27年6月2日～平成28年3月30日までの期間

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

函館市と包括外部監査人および包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

(参考1) 指定管理者制度

地方自治法第244の2第3項において、地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができることとなっており、この地方公共団体から指定された者を「指定管理者」と呼んでいる。

指定管理者は、「公の施設を利用する権利に関する処分」をすることができる前提になっているが、使用料の強制徴収、過料の賦課などは除かれるものと解されている。

また、指定管理者は、「法人その他の団体」となっていることから、個人が単独で「指定管理者」になることはない。

指定管理者に施設の管理を行わせる際には、指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲のほか、公の施設の目的や態様に応じたその他必要な事項を条例で定めなければならないこととなっており、さらに指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経なければならないこととなっている。

このような点で、業務委託とは異なる。

指定管理者制度と業務委託との違い

	指定管理者制度	業務委託
1. 受託主体	法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない ただし、個人は不可	限定はない ※議員、長についての禁止規定あり(地方自治法第92条の2、142条)
2. 法的性格	「管理代行」 指定(行政処分的一种)により、公の施設の管理権限を、指定を受けたものに委任 指定処分は請負契約と異なるため入札手続きの対象とならない	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託
3. 公の施設の管理権限	指定管理者が有する ※「管理の基準」「業務の範囲」は、条例で定めることが必要	設置者たる地方公共団体が有する
(1) 施設の使用許可等	指定管理者が行うことができる	受託者はできない

(2) 管理の基準及び業務の範囲の規定方法	条例で定める	契約で定める
(3) 指定管理者（受託者）の決定	施設ごとに議会の議決を経て決定	議会の議決は不要
(4) 指定管理者（受託者）に管理を行わせる期間	施設ごとに議会の議決を経て決定	施設ごとに契約で定める
(5) 基本的な利用条件の設定	地方公共団体（指定管理者はできない。）※条例で定めることが必要	地方公共団体（受託者はできない）
4. 公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
(1) 利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる場合がある	地方公共団体にも責任が生じる場合がある
5. 利用料金制度	採用することができる ※条例で定める範囲内で料金設定が可能	採用することはできない

函館市における指定管理者制度を導入する公の施設の指定候補者の募集については、原則として公募することとしているが、施設の設置目的や性格、また、これまで管理委託を行ってきた市の出資団体等の活動実績等を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが適当と判断される場合は、特例として公募しない場合もある。（前者を「公募施設」、後者を「特例措置施設」と称している。）

なお、指定する期間は原則として公募施設を5年、特例措置施設を3年としている。

（参考2）公益法人制度改革

（1）概要

平成18年6月に公布された「公益法人改革3法」（注）が平成20年12月1日に施行され、同時に移行認定・移行認可申請の受付が開始された。

新制度の施行により現行の社団・財団法人は特例民法法人となり、以後5年間の経過期間内に公益認定を受けて公益社団・財団法人に移行するか、あるいは認可申請を行い一般社団・財団法人へ移行するかを選択することになった。

(注) 公益法人改革3法

- ・ 一般社団及び一般財団法人に関する法律
「一般社団・財団法人法」
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
「公益認定法」
- ・ 一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
「整備法」

(2) 事業等の比較

- ① 特例民法法人（従来の公益法人）
適法であれば制限なし。
ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。
- ② 公益社団・財団法人
 - ・ 公益目的事業を主たる目的として実施しなければならない。
 - ・ 公益目的事業比率が100分の50以上でなければならないなど、公益認定基準を遵守して事業を行うことが必要。なお、事業変更にあたっては、変更の認定が必要となる場合がある。
- ③ 一般社団・財団法人
 - ・ 公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた「実施事業等」を着実に実施することが必要。
 - ・ 実施事業以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。

(3) 公益目的事業

公益認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、「学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（ア）であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（イ）」とされており、公益目的事業か否かについては、（ア）の要件を満たし（イ）に合致しているかどうかを判断することとなる。

(ア) 公益認定法 別表

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与したまた豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止および根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重または擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

(イ) チェックポイント

個々の事業が特定の者のみの利益の増進になっていないかどうかの観点から「公益的事業のチェックポイントについて」に沿って検討。

※ 事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案して委員会で審議の上、判断することとなる。

(参考3) 第三セクター等の抜本的改革等

1. 概要

第三セクターについては全国的に経営破たんする団体も多く、総務省では平成21年「第三セクター等の抜本的改革の推進について」(総務省自治財務局長通達)、平成24年「第三セクターの抜本的改革の一層の推進について」(事務連絡)、平成26年「第三セクターの経営健全化等に関する指針の策定について」(総務省自治財務局長通達)を示すなど、第三セクターの経営健全化について取り組まれている。

2. 平成21年「第三セクター等の抜本的改革の推進について」

(総務省自治財務局長通達)

第三セクター等の抜本的改革の推進等について

地方分権改革が推進されている中であって、地方公共団体においては、自ら財政規律の強化を積極的に図っていくことが求められており、その債務についても、自主的、主体的かつ責任をもって、管理していく必要があります。

特に、地方公共団体が損失補償等を行っている第三セクター等に係る債務については、本来求められる民間企業と同様の市場規律やガバナンスが働かないケースも多くあり、その経営状況が著しく悪化している場合は、将来的に地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが予想される。このため、地方公共団体が自らの決定と責任の下、第三セクター等の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要です。

第三セクター等の改革については、「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととされ、「第三セクター等の改革について」(平成20年6月30日付け総務省自治財政局長通知)により、平成20年度までに外部専門家等で構成される「経営検討委員会」(仮称)を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」(仮称)を策定するなど、集中的な取組を要請したところです。

また、「債務調整等に関する調査研究会」は、平成20年12月5日に報告書を取りまとめ、その中で地方公共団体においては、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面的に施行されることも踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むべきとした上でその改革を推進するため、事業の整理又は再生を実施する上で、特に必要となる経費については、地方債の対象とすべきであるとの提言を行いました。

これらを踏まえ、地方公共団体が「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行から5年間で第三セクター等の抜本的改革を集中的に行えるよう、平成21年度から平成25年度までの間の時限措置として、第三セクター等の整理又は再生のために特に必要となる一定の経費を議会の議決等の手続を経て、地方債の対象とすることができることとする特例措置（第三セクター等改革推進債）の創設を盛り込んだ「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成21年法律第10号）が、平成21年3月31日に公布され、4月1日に施行されたところです。

各地方公共団体におかれては、現在、第三セクター等が行っている事業の意義、採算性等について、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には、法的整理等の活用を図るとともに事業を継続する場合にあっても、最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められています。

これらの点を踏まえ、今般、次のとおり第三セクター等の抜本的改革等に関する指針を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。なお、「第三セクターに関する指針の改定について」（平成15年12月12日付け総経第398号）は、廃止します。おって、本通知の趣旨は、貴都道府県内の市町村にも連絡の上、その徹底を図られるようお願いいたします。本通知は、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

3. 平成24年「第三セクターの抜本的改革の一層の推進について」(事務連絡) 第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について

第三セクター等については、その経営状況が著しく悪化した場合等には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが想定されることから、総務省では、「第三セクター等の抜本的改革に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）等により、平成21年度から平成25年度までの5年間で、基本的にすべての第三セクター等を対象として必要な検討を行い、当該期間中の時限措置である第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むよう助言してまいりました。

集中的な改革期間の終期まで1年半余となったこと等を踏まえ、同指針に基づく抜本的改革の取り組みをより適切に行うことができるよう、改革の取組状況と財政負担リスク等に関するチェックリストを作成いたしました。各地方公共団体におかれては、同チェックリストを活用しつつ、特に下記の点に留意して、先送りすることなく抜本的改革に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、管内市区町村に対してもこの旨を周知されるようお願い申し上げます。

記1 抜本的改革の取組状況と平成25年度までに求められる対応

(1) 第三セクター等の抜本的改革の取組状況について、「平成23年度第三セクター等の状況に関する調査」の調査結果により、平成20年6月以降に当該第三セクター等の事業の意義・採算性等を検証するための委員会。

- ・ 検討会等の設置が行われていない法人が多数に上る等の実態が明らかになっていることを踏まえ、改革が未実施の地方公共団体におかれては、以下の事項について特に留意していただきたいこと。

① 既に抜本的改革に係る検討を行い、結論を出している場合（チェックリスト第1-1において①②に該当した場合）には、速やかに当該結論にした抜本的改革を実施する必要があること。なお、財政負担を負うリスクが残る場合にはその再検証を行う必要があること。

② 平成20年6月以前に検討済みであったり、抜本的改革は必要ではないとしている場合（チェックリスト第1-1において④に該当した場合、もしくは1において⑤を選択した上で続く4において②に該当した場合）には、改めて当該第三セクター等の意義、財政負担を負うリスク等を検証した上で、検証結果に応じて抜本的改革に係る方針の再検討を行い、速やかに実施する必要があること。

③ 方針が未決定であったり、検討会等設置の必要性を認識しながら未設置である場合（チェックリスト第1-1において上記①②に該当しなかった場合）には、早急に当該第三セクター等の意義、財政負担を負うリスク等を検証した上で検討を行い、抜本的改革に係る方針を確立し、速やかに実施する必要があること。

(2) 各都道府県におかれては、管内市区町村の抜本的改革の取組状況や財政負担を負うリスクについて把握の上、改革未実施の市区町村については、その実情を踏まえて必要な助言を行うなど御配慮いただきたいこと。

地方公共団体にとって財政負担となるリスクの把握

- (1) 第三セクター等の抜本的改革を行うに当たっては、地方公共団体にとって財政負担となる可能性がある法人や金額について、以下の点に留意して、適切に認識する必要があること。

- ① 第三セクター等の経営破たん時（破たんした年度）に地方公共団体が財源を要する可能性がある損失補償・債務保証、短期貸付金等（資産を保有していても破たん時に正当な価格で売却できないリスクを考慮する必要がある。）
- ② 第三セクター等の経営破たん時に地方公共団体が放棄することとなる可能性がある出資金、長期貸付金等。
- ③ 将来的に地方公共団体の負担が拡大する可能性がある毎年度の赤字額、金利上昇に伴う借入金の増大等。

- (2) 第三セクター等の経営破たん時において地方公共団体の財政負担となる可能性がある金額の標準財政規模に対する割合が高い場合等には、決算において実質赤字要因となり、金額や地方公共団体の財政状況によっては実質赤字比率等の急激な悪化につながる場合もあることに留意する必要があること。

4. 平成26年「第三セクターの経営健全化等に関する指針の策定について」 （総務省自治財務局長通達）

※ 一部項目のみの表示 詳細については総務省ホームページ参照

第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について

標記については、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付総財公第101号総務大臣通知）により、各地方公共団体が第三セクター等の効率化・経営健全化と地域の元気を創造するための活用の両立に適切に取り組まれることを要請しているところです。

これを踏まえて、総務省においては、第三セクター等の経営改革等に関する新たなガイドラインとして、別添のとおり「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」を策定しました。各地方公共団体におかれては、指針の内容に十分留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月23日付総財公第95号）は、廃止します。各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知していただくとともに、適切な御助言をお願いします。

第三セクター等の経営健全化等に関する指針

第1. 本指針の基本的な考え方

公共性と企業性を併せ持つ第三セクター等（第三セクター及び地方公社（注1））は、地域において住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担っている一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

地方公共団体は、関係を有する第三セクター等について、自らの判断と責任により徹底した効率化・経営健全化等についての取組を進め、もって財政規律の強化に努めることが必要である。特に、地方公共団体が損失補償を行っている第三セクター等の債務については、第三セクター等の経営状況が著しく悪化している場合には、将来的に地方公共団体に多額の財政負担が生じるおそれがある。第三セクター等の抜本的改革（注2）を必要とする状況にありながらも、取組が遅れている地方公共団体にあつては、抜本的改革を含む経営健全化について、速やかに取り組むことが求められる。

一方、人口減少・少子高齢化、インフラの老朽化等を始めとする現下の社会経済情勢においては、地方公共団体の区域を超えた施策の展開、民間企業（第三セクター等以外の企業をいう。以下同じ。）の立地が期待できない地域における産業の振興や雇用の確保、公共性、公益性が高い事業の効率的な実施等が強く期待される所であり、第三セクター等はそれらを実現するための有効な手法となる場合がある。

各地方公共団体におかれては、これらの点を踏まえて、出資（原則として25%以上）を行っている法人、損失補償等の財政援助を行っている法人その他経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人を対象として、効率化・経営健全化と地域活性化等に資する有意義な活用の両立に取り組まれるよう留意されたい。

（注1）

本指針において、「第三セクター」とは地方公共団体が出資又は出えん（以下単に「出資」という。）を行っている一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を含む。以下同じ。）並びに会社法法人をいい、「地方公社」とは地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいうものとする。

（注2）

「第三セクター等の抜本的改革」とは、第三セクター等が行っている事業そのものの意義（必要性、公益性）、採算性等について改めて検討を行い、事業継続の是非や事業手法の選択について、第三セクター等の存廃を含めて判断を行うことをいう。

第2. 地方公共団体の第三セクター等への関与

地方公共団体は、以下の点に留意して、第三セクター等の健全な経営が維持されるように、経営状況等を把握し、適切な関与を行うことが必要である。

- 1 経営状況等の把握、監査、評価
- 2 議会への説明と住民への情報公開
- 3 経営責任の明確化と徹底した効率化等
- 4 公的支援（財政支援）の考え方
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 損失補償（債務保証を含む。）
 - (3) 短期貸付け
 - (4) 長期貸付け
 - (5) 出資（増資を含む。）
 - (6) 長等の私人としての債務保証

第3. 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化

地方公共団体が経営状況等の把握に努めた結果、現在又は将来の経営の悪化、健全性の喪失等が判明した場合には、速やかにその旨を明らかにし、経営健全化に取り組むことが必要である。特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において、経営が著しく悪化している場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化を検討することが強く求められる。

地方公共団体は第三セクター等の経営健全化、特に抜本的改革を含む経営健全化に取り組む場合には、以下の点に留意することが必要である。

- 1 第三セクター等の経営健全化についての役割分担
- 2 抜本的改革を含む経営健全化

(1) 以下の基準に該当する第三セクター等については、地方公共団体が抜本的改革を含む経営健全化に取り組むべき対象とすることが適当である。

- ① 公共性、公益性が喪失したか、著しく低下したものの。
- ② 他の事業手法（例えば、地方公共団体の直営、民間企業への委託等）と比べて費用対効果が乏しいもの。
- ③ 実質的に（事業の内容に応じて時価で評価した場合に）債務超過であるものの。
- ④ 地方公共団体が多大な財政的リスクを有するもの。
- ⑤ 「存続の前提となる条件」（ゴーイング・コンサーン）を満たさなくなったものの。

(2) 第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化について、地方公共団体は、別紙フローチャート(省略)の手順により検討を行うことが適当である。

(3) 地方公共団体の長は、第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化の検討に当たり、関連予算の議決、地方公社の解散、和解契約の締結等の局面で議会の議決が行われることに留意の上、議会・住民等に対して以下に掲げる事項について十分に明らかにすることが適当である。

- ① 事業採択から現状に至った経緯と責任。
- ② 当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化を行うに当たって、最善と考えられる選択(手法)とその理由。
- ③ 事業の整理(売却・清算)又は再生を選択し、それに伴い損失補償の履行等を行う必要がある場合にはその旨と財源。
- ④ 他の出資者及び利害関係者との費用分担の考え方。

(4) 地方公共団体は、第三セクター等の抜本的改革を行った結果、第三セクター等が行っていた事業を地方公共団体又は別の第三セクター等に引き継ぐ場合には、当該事業が地方公共団体の財政に及ぼす影響等を勘案の上、経営状況、資産管理状況等を議会・住民等に明らかにすることが必要である。

3 債務調整を伴う処理策

第4. 第三セクター等の設立

第5. 第三セクター等の活用

- 1 地方公共団体の区域を超えた活動
- 2 民間企業の立地が期待できない地域における事業実施
- 3 公共性、公益性が高い事業の効率的な実施

第6. その他

- 1 市町村に対する都道府県の支援
- 2 関係府省の支援
- 3 インフラ老朽化対策への対応
- 4 先進的事例の活用

1 出資団体

団体名	函館市土地開発公社	担当部局	財務部
設立年月日	昭和48年6月23日設立登記		
資本金	10,000千円	出資比率	100.00%
市出資額	10,000千円		
設立経過等	<p>土地開発公社（以下「公社」という。）とは、簡単に言えば、地方自治体（以下「自治体」という。）が近い将来において必要とする土地を、自治体の代わりに先行して取得し、実際に必要になった時点で、取得時の価格に取得後の経費や借入金の金利を上乗せして自治体に売却する目的で設立された団体である。</p> <p>函館市における公社の設立の経過は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和48年3月31日 設立定款議決 ・昭和48年6月14日 北海道知事認可 ・昭和48年6月23日 設立登記 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体は地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して土地開発公社を設立することができる（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号）（以下「公拡法」という）第10条第1項）。 ・地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない（公拡法第10条第2項）。 </div>		
現況	<p>公社の主な業務は函館市の要請により、公共施設や道路建設などの公共事業用地、企業などの誘致のための土地を民間から買い上げ、管理し、処分することである。</p> <p>公社の役員及び職員はすべて函館市職員であり、内訳は次表のとおりである。</p>		

役員 8名	理事長：1名	副市長
	理事：5名	副市長・企画・財務・土木・都市建設部長
	監事：2名	総務・会計部長
職員 9名	事務局長：1名	財務部次長
	事務局次長：1名	財務部管理課長
	事務局職員：7名	財務部管理課主査・主事

・平成24年度～平成26年度の3年間における公社の貸借対照表の推移は、別表Aのとおりである。

別表A

公社 貸借対照表（H24年度～H26年度）

（単位：円）

資 産	H24年度末	H25年度末	H26年度末	負 債	H24年度末	H25年度末	H26年度末
現金及び預金	235,845,014	127,784,524	148,728,698	短期預り金	22,259	22,470	0
割賦売却未収金	748,005,980	540,555,869	432,444,699	未払費用	2,517,615	295,525	0
公有用地	3,143,053,140	3,145,505,925	3,137,801,781	前受収益	194,000	0	520,221
未収収益	130,827	132,972	18,000	未払消費税等	308,300	210,700	145,900
工具器具備品等	176,401	111,026	63,505	長期借入金	3,002,882,800	2,688,080,000	2,581,060,000
				長期未払費用	9,313,141		
計	4,127,211,362	3,814,090,316	3,719,056,683	計	3,015,238,115	2,688,608,695	2,581,726,121

公社 収支計算書（H24年度～H26年度）

（単位：円）

収 益 的	H24年度末	H25年度末	H26年度末	資 本 的	H24年度末	H25年度末	H26年度末
公有用地売却収益	182,098,642	10,500,000	17,316,022	長期借入金	950,000,000	1,168,300,000	950,000,000
受取利息	12,078,178	9,195,957	1,292,337				
雑収益（土地貸付）	27,080,538	21,826,627	16,578,404				
特別利益	118,574						
収 入 計	221,375,932	41,522,584	35,186,763	収 入 計	950,000,000	1,168,300,000	950,000,000
公有用地売却原価	169,229,818	10,144,927	16,636,890	長期借入金償還金	1,259,860,800	1,483,102,800	1,057,020,000
諸経費	10,770,437	8,781,102	5,420,853	長期借入金利息	14,554,232	21,910,853	8,932,746
支払利息	11,912,838	9,088,181	1,270,995	公有地取得事業費	157,500		
前期損益修正損			9,084				
固定資産除却損	35,177						
支 出 計	191,948,270	28,014,210	23,337,822	支 出 計	1,274,572,532	1,505,013,653	1,065,952,746
収 支 差 額	29,427,662	13,508,374	11,848,941	収 支 差 額	-324,572,532	-336,713,653	-115,952,746

・平成27年3月31日現在における公社所有地一覧は、別表Bのとおりである。
 ※なお、相続税評価額については財産評価基本通達に準拠して評価しており、別添「財産一覧表」等のとおりである。

※公示価格ベースについては、相続税評価額を80%で割り返したものとなっている。

・公社が所有する土地に係る函館市の買戻計画等については、別表Cのとおりである。

別表 B

函館市土地開発公社所有地一覧表

公有用地

No.	資産区分	所在地番	公簿地積 (㎡)	H27年3月31日現在の 台帳価格	
				取得 年月日	地積(実測値) (㎡)
1	市道文教通1号用地	日吉町1丁目6番120	29.62	S49.2.26	44.07
		日吉町1丁目6番168	14.44		
2	都市計画道路3・6・63(千代田通)	八幡町152番1	90	S49.3.13	146.90
		八幡町152番3	54		
		八幡町190番7	2.18		
3	都市計画道路3・4・47(文教通)	戸倉町167番38	24.24	S49.3.22	24.24
4	公共事業代替用地	榎本町77番13	437	H3.9.25	1,049.61
		榎本町77番22	214		
		榎本町77番24	215		
		榎本町77番25	182		
5	若松地区緑地用地	若松町42番2	1,243.01	S60.4.11	1,473.47
		若松町42番3	230.46	H8.2.14	
6	観光用駐車場用地	弥生町5番24	1,576.35	H6.3.31	1,576.35
7	函館駅前土地区画整理事業用地	若松町43番5	6,352.04	H8.2.14	6,352.04
				H8.6.12	
8	湾岸道路第2工区整備事業用地	港町1丁目36番34	370	H8.11.29	370.55
9	市道大縄1号線及び松川15号線整備事業用地	大縄町84番1	3,121	H10.2.4	3,121.08
10	日乃出清掃工場施設整備事業用地	日乃出町29番4	274.74	H11.1.12	274.74
11	第2次函館臨空工業団地第2期(後期)造成事業	鈴蘭丘町3番1	15,425	H15.4.1	85,560.23
		鈴蘭丘町3番3	8,658		
		東山町167番33	23,308		
		東山町167番137	37,687		
		東山町171番26	480		
12	旧函館ドッグ跡地整備事業用地	弁天町20番180	9,166.39	H16.5.18	9,166.39
					109,159.67

平成27年3月31日現在の台帳価格						所管部局
取得費 (a) (円)	支払利息 (b) (円)	台帳価格 (a) + (b) (円)	固定資産税 評価額 (円)	相続税評価額 (円)	公示価格 ベース (円)	
1,405,678	2,721,945	4,127,623	1,217,594	1,280,635	1,600,794	土木部
1,347,300	2,562,696	3,909,996	1,667,334	3,851,843	4,814,804	土木部
321,918	607,696	929,614	719,200	396,396	495,495	土木部
63,753,755	17,386,323	81,140,078	11,980,461	25,881,408	32,351,760	土木部
319,487,840	251,768,307	571,256,147	77,457,370	89,444,049	111,805,061	財務部
110,344,500	9,644,161	119,988,661	21,159,141	46,467,645	58,084,556	観光部
665,746,555	101,567,834	2,024,298,099	73,923,944	242,743,208	303,429,010	企画部
1,042,109,392	214,874,318					
5,636,111	590,660	6,226,771	3,433,563	4,070,000	5,087,500	港湾空港部
23,220,395	2,765,526	25,985,921	9,124,087	104,870,880	131,088,600	土木部
23,660,756	2,524,287	26,185,043	8,585,075	10,231,317	12,789,146	環境部
218,323,049	31,111,207	249,434,256	231,942,746	338,058,628	422,573,285	経済部
4,102,749	128,236	24,319,572	36,535,396	119,163,070	148,953,838	港湾空港部
19,292,500	796,087					
2,498,752,498	639,049,283	3,137,801,781	477,745,911	986,459,079	1,233,073,849	

財 産 一 覧 表

種類	所在場所等	細目	利用区分 銘柄等	数量	単価	固定資産税 評価額	倍数	相続税評価額
土地	函館市若松町43-5	宅地	自用地	6,352.04 m ²	38,215			242,743,208
土地	函館市若松町42-2、42-3	宅地	自用地	1,473.47 m ²	60,703			89,444,049
土地	函館市八幡町152-1、152-3、 190-7	宅地	自用地	146.18 m ²	26,350			3,851,843
土地	函館市弥生町5-24	宅地	自用地	1,576.35 m ²	29,478			46,467,645
土地	函館市弁天町20-180	宅地	自用地	9,166.39 m ²	13,000			119,163,070
土地	函館市日吉町1丁目6-120	宅地	自用地	29.62 m ²	27,000			799,740
土地	函館市日吉町1丁目6-168	宅地	自用地	14.44 m ²	33,303			480,895
土地	函館市戸倉町167-38	宅地	自用地	24.24 m ²	16,353			396,396
土地	函館市榎本町77-13、77-22、 77-24、77-25	宅地	自用地	1,048 m ²	24,696			25,881,408
土地	函館市日乃出町29-4	宅地	自用地	274.74 m ²	37,240			10,231,317
土地	函館市港町1丁目36-34	宅地	自用地	370 m ²	11,000			4,070,000
土地	函館市鈴蘭丘町3-1	宅地	自用地	15,425 m ²	6,860			105,815,500
土地	函館市鈴蘭丘町3-3	宅地	自用地	8,658 m ²	7,000			60,606,000
土地	函館市大縄町84-1 ①	宅地	自用地	799.46 m ²	32,300			25,822,558
土地	函館市大縄町84-1 ②	宅地	自用地	579.81 m ²	34,200			19,829,502
土地	函館市大縄町84-1 ③	宅地	自用地	1,741.73 m ²	34,000			59,218,820
土地	函館市東山町167-33	山林	自用地	23,308 m ²	(倍率方式)	1,515,020	10.00	15,150,200
土地	函館市東山町171-26	山林	自用地	480 m ²	(倍率方式)	31,200	10.00	312,000
土地	函館市東山町167-137	その他の 土地	市街地 農地	37,687 m ²	4,144			156,174,928
合 計								986,459,079

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所)	署
27	ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示)	所在地番	函館市若松町43-5	所有者	住所(所在地)	氏名(法人名)	使用者	住所(所在地)	氏名(法人名)	
地目	地積	6,352.04	正面	側方	側方	裏面	地形図及び参考事項		
宅地	原野		44,959						
田	雑種地								
畑									
山林									
間口距離	98.53	利用区分	貸家建付借地権	借地権	地区区分	ビル街地区	普通住宅地区		
奥行距離	64.46		貸家建付地	借地権		高度商業地区	中小工場地区		
			借地権	借家人の所有する権利		繁華街地区	大工場地区		
			私道			普通商業・併用住宅地区			
自用	1	一路線に面する宅地(正面路線価)	(奥行価格補正率)					(1㎡当たりの価額)	A
			44,959 円 × 0.85					38,215 円	
	2	二路線に面する宅地(A)	側方路線価	(奥行価格補正率)	側方路線影響加算率			(1㎡当たりの価額)	B
			円 + (円 ×	×) ×			
	3	三路線に面する宅地(B)	側方路線価	(奥行価格補正率)	側方路線影響加算率			(1㎡当たりの価額)	C
			円 + (円 ×	×) ×			
4	四路線に面する宅地(C)	側方路線価	(奥行価格補正率)	側方路線影響加算率			(1㎡当たりの価額)	D	
		円 + (円 ×	×) ×				
平方	5-1	間口が狭小な宅地等(AからDまでのうち該当するもの)	間口狭小補正率	(奥行長大補正率)			(1㎡当たりの価額)	E	
			円 × (×)				
メ	5-2	不整形地(AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※					(1㎡当たりの価額)	F
			38,215 円 × 1.00					38,215 円	
		※不整形地補正率の計算		(想定整形地の奥行距離)		(想定整形地の地積)			
		98.53 m ×		75 m =		7,389.75 m ²			
ト		(想定整形地の地積)	(不整形地の地積)	(想定整形地の地積)	(かけ地割合)				
		(7,389.75 m ² -	6,352.04 m ²) ÷	7,389.75 m ² =	14.04 %			
ル		(不整形地補正率表の補正率)	(間口狭小補正率)	(小敷点以下2位未満切捨て)	不整形地補正率				
		1.00 ×	1.00 =	1.0000 ①	①、②のいずれか低い率、0.6を限度とする。				
当	6	無道路地(F)	(※)					(1㎡当たりの価額)	G
			円 × (1 -)						
た		※割合の計算(0.4を限度とする。)		(正面路線価)		(通路部分の地積)	(F)	(評価対象地の地積)	
		(円 ×	m ²) ÷ (円 ×	m ²) =		
り	7	かけ地等を有する宅地(AからGまでのうち該当するもの)	[南、東、西、北] (かけ地補正率)					(1㎡当たりの価額)	H
			円 × (1 -)						
の	8	容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地(AからHまでのうち該当するもの)	(控除割合(小敷点以下3位未満四捨五入))					(1㎡当たりの価額)	I
			円 × (1 -)						
価	9	私道(AからIまでのうち該当するもの)	円 × 0.3					(1㎡当たりの価額)	J
額	10	市街地農地等(宅地とした場合の価額)	[市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()]					(1㎡当たりの価額)	*1
			円 - (1㎡当たりの宅地造成費)						
自評		自用1平方メートル当たりの価額(AからJまでのうち該当記号)	地積		総額(自用1㎡当たりの価額 × 地積)				
		(F)	円		円		円		
地の額		38,215	6,352.04		242,743,208				

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館 ページ
 27 年分

(平成十六年分以降用)

(住居表示)		所在地番 函館市若松町42-2、42-3		所有者		住所(所在地)		住所(所在地)		氏名(法人名)		氏名(法人名)		
地目		地積		路線		価		地形図及び参考事項						
宅地 原野 畑 山林		雑種地 1,473.47		正面 56,000		側方 54,000		側方 51,000		裏面				
間口距離		36		利用区分		貸家建付借地権 貸家建付地 借地権 私道		地区区分		ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区				
奥行距離		40.93												
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) 56,000 円 × 0.94		(奥行価格補正率)						(1㎡当たりの価額)		円		A	
	2 二路線に面する宅地 (A)		52,640 円 + (54,000 円 × 0.96 × 0.08) ×		(側方 裏面 路線価) (奥行価格 補正率) (側方 二方 路線影響加算率)				(1㎡当たりの価額)		円		B	
	3 三路線に面する宅地 (B)		56,787 円 + (51,000 円 × 0.96 × 0.08) ×		(側方 裏面 路線価) (奥行価格 補正率) (側方 二方 路線影響加算率)				(1㎡当たりの価額)		円		C	
	4 四路線に面する宅地 (C)		円 + (円 × 円 ×) ×		(側方 裏面 路線価) (奥行価格 補正率) (側方 二方 路線影響加算率)				(1㎡当たりの価額)		円		D	
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)		円 × ()		(間口狭小 補正率) (奥行長大 補正率)				(1㎡当たりの価額)		円		E	
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)		円 ×		不整形地補正率※				(1㎡当たりの価額)		円		F	
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積)		m × m = m ²											
	(想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合)		() ÷ () = %											
	(不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て)		× = ①											
	(奥行長大補正率) (間口狭小補正率)		× = ②											
6 無道路地 (F)		円 × (1 -)		(※)				(1㎡当たりの価額)		円		G		
※割合の計算(0.4を限度とする。)		(正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積)												
() ÷ () =														
7 かけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの)		円 × ()		[南、東、西、北] (かけ地補正率)				(1㎡当たりの価額)		円		H		
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの)		円 × (1 -)		(控除割合(小敷点以下3位未満四捨五入))				(1㎡当たりの価額)		円		I		
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)		円 × 0.3						(1㎡当たりの価額)		円		J		
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額)		円 -		[市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()]				(1㎡当たりの価額)		円		*1		
								(1㎡当たりの価額)		円		*2		
自用 地 の 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)		地積		総額 (自用地1㎡当たりの価額 × 地積)				円		円		K	
	(C)		1,473.47		89,444,049									

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 函館 署
 27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示)		所在地番 函館市八幡町152-1、152-3、190-7		所有者	住所(所在地) 氏名(法人名)	使用者	住所(所在地) 氏名(法人名)
地目	地積	路線価				地形図及び参考事項	
宅地 原野 畑 山林	146.18	正面	側方	側方	裏面		
間口距離	11.17	利用区分	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区		《通住宅地区》 中小工場地区 大工場地区	
奥行距離	13.08	自用 貸家建付地 借地権 貸家建付地 借地権 借地権 私道	貸家建付地 借地権 転賃借地権 借家人の有する権利				
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)	31,000 円 × 1.00				(1㎡当たりの価額) 円	A
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方 裏面 路線価] (奥行価格 補正率) [側方 二方 路線影響加算率]	円 + (円 ×) × _____				(1㎡当たりの価額) 円	B
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方 裏面 路線価] (奥行価格 補正率) [側方 二方 路線影響加算率]	円 + (円 ×) × _____				(1㎡当たりの価額) 円	C
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方 裏面 路線価] (奥行価格 補正率) [側方 二方 路線影響加算率]	円 + (円 ×) × _____				(1㎡当たりの価額) 円	D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小 補正率) (奥行長大 補正率)	円 × (×)				(1㎡当たりの価額) 円	E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※	31,000 円 × 0.85				(1㎡当たりの価額) 円	F
※不整形地補正率の計算 (想定不整形地の間口距離) (想定不整形地の奥行距離) (想定不整形地の地積)		14.4 m × 17.7 m = 254.88 ㎡				(1㎡当たりの価額) 円	F
(想定不整形地の地積) (不整形地の地積) (想定不整形地の地積) (かけ地割合)		(254.88 ㎡ - 146.18 ㎡) ÷ 254.88 ㎡ = 42.64 %					
(不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て)		0.85 × 1.00 = 0.8500 ①				不整形地補正率 (①、②のいずれか低い 率、0.6を限度とする。)	
(奥行長大補正率) (間口狭小補正率)		1.00 × 1.00 = 1.0000 ②					
6 無道路地 (F) (※)	円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円	G	
※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積)		(円 × m) ÷ (円 × m) =					
7 かけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの) [南、東、西、北] (かけ地補正率)	円 × _____				(1㎡当たりの価額) 円	H	
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入))	円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円	I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)	円 × 0.3				(1㎡当たりの価額) 円	J	
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()) (1㎡当たりの宅地造成費)	円 -				(1㎡当たりの価額) 円	*1	
額					(1㎡当たりの価額) 円	*2	
自用 地 の 額	自用 1 平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)	地積	総額 (自用 1 ㎡当たりの価額) × (地積)		円	K	
	(F)	26,350	146.18	3,851,843			

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所)	署
札幌 函館	
27 年分	ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示)	()	所有者	住所(所在地)	使用者	住所(所在地)
所在地番	函館市弥生町5-24		氏名(法人名)		氏名(法人名)
地目	宅地 原野 畑 山林	地積 m ² 1,576.35	路線価 正面 側方 側方 裏面 円 円 円 円		
間口距離	40.17 m	利用区分	貸家建付借地権 貸宅地 貸家建付地 借地権 私	借地権 借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分 ビル街地区 高度商業地区 察華街地区 普通商業・併用住宅地区
奥行距離	39.24 m				普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区
自用 地 1 平 方 メ ートル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) 32,000 円 × 0.94	(奥行価格補正率)	(1 m ² 当たりの価額) 円 A		
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方 路線価] (奥行価格補正率) [側方 路線影響加算率]	円 + (円 ×) ×	(1 m ² 当たりの価額) 円 B		
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方 路線価] (奥行価格補正率) [側方 路線影響加算率]	円 + (円 ×) ×	(1 m ² 当たりの価額) 円 C		
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方 路線価] (奥行価格補正率) [側方 路線影響加算率]	円 + (円 ×) ×	(1 m ² 当たりの価額) 円 D		
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率)	円 × (×)	(1 m ² 当たりの価額) 円 E		
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 30,080 円 × 0.98 ※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) 40 m × 50 m = 2,000 m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (2,000 m ² - 1,576.35 m ²) ÷ 2,000 m ² = 21.18 % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) } 不整形地補正率 (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) } (①、②のいずれか低い) (率、0.6を限度とする。) 0.98 × 1.00 = 0.9800 ① 1.00 × 1.00 = 1.0000 ② } 0.9800	(1 m ² 当たりの価額) 円 F			
6 無道路地 (F) (※)	円 × (1 -)	(1 m ² 当たりの価額) 円 G			
7 かけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの) (かけ地補正率)	円 × (南、東、西、北)	(1 m ² 当たりの価額) 円 H			
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入))	円 × (1 -)	(1 m ² 当たりの価額) 円 I			
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)	円 × 0.3	(1 m ² 当たりの価額) 円 J			
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()) (1 m ² 当たりの宅地造成費)	円 -	(1 m ² 当たりの価額) 円 *1			
		(1 m ² 当たりの価額) 円 *2			
自用 地 の 価 額	自用1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (F)	地積 m ² 1,576.35	総額 (自用1 m ² 当たりの価額) × (地積) 円 K 29,478 × 1,576.35 = 46,467,645		

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所)	署
札幌	函館
27	ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示)	()	住所(所在地)		住所(所在地)	
所在地番	函館市弁天町20-180	所有者		使用者	
		氏名(法人名)		氏名(法人名)	
地目	原野 雑種地 山林	地積	9,166.39	路線価	13,000
間口距離	168	奥行距離	54.56	利用区分	貸家建付地 貸家建付地 借地権 私道
目用地	貸家建付地 貸家建付地 借地権 私道	貸家建付地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分	ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区	地形図及び参考事項
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 13,000 円 × 1.00	(1㎡当たりの価額) 円	13,000	A	
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額) 円		B	
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額) 円		C	
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方路線影響加算率]	(1㎡当たりの価額) 円		D	
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率)	(1㎡当たりの価額) 円		E	
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※	(1㎡当たりの価額) 円		F	
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) () m ² - () m ² ÷ () m ² = () % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = () ① () × () = () ②				
	6 無道路地 (F) (※)	(1㎡当たりの価額) 円		G	
	※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) () 円 × () m ÷ () 円 × () m =				
	7 かけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの) (かけ地補正率)	(1㎡当たりの価額) 円		H	
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小敷点以下3位未満四捨五入))	(1㎡当たりの価額) 円		I		
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)	(1㎡当たりの価額) 円		J		
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()) (1㎡当たりの宅地造成費)	(1㎡当たりの価額) 円		*1		
	(1㎡当たりの価額) 円		*2		
自用 地 の 価 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (A)	地積	9,166.39	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)	119,163,070

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所) 署
 27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示) 所在地番	函館市日吉町1丁目 6-120	所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)
地目	地積	路線価			地形図及び参考事項
宅地 原野 田 畑 山林	㎡ 29.62	正面 円 30,000	側方 円	側方 円	
間口距離	17 m	利用区分	自用 貸家建付 貸家建付地 借地権 私道	貸家建付 借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分 ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区
奥行距離	1.74 m				普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 30,000 円 × 0.90				(1㎡当たりの価額) 円 27,000 A
	2 二路線に面する宅地 (A) {側方 路線価} (奥行価格 補正率) {側方 路線影響加算率} 円 + (円 × ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円 B
	3 三路線に面する宅地 (B) {側方 路線価} (奥行価格 補正率) {側方 路線影響加算率} 円 + (円 × ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円 C
	4 四路線に面する宅地 (C) {側方 路線価} (奥行価格 補正率) {側方 路線影響加算率} 円 + (円 × ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円 D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小 補正率) (奥行長大 補正率) 円 × (×)				(1㎡当たりの価額) 円 E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 ×				(1㎡当たりの価額) 円 F
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (かげ地割合) (㎡ ÷ ㎡ = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満四捨五入) { 不整形地補正率 } (奥行長大補正率) × (間口狭小補正率) = ① (①、②のいずれか低い) × (間口狭小補正率) = ② { 率、0.6を限度とする。 }				
	6 無道路地 (F) (※) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円 G
	※割合の計算(0.4を限度とする.) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × ㎡ ÷ (円 × ㎡) =				
	7 かげ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからGまでのうち該当するもの) (かげ地補正率) 円 × ()				(1㎡当たりの価額) 円 H
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円 I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3				(1㎡当たりの価額) 円 J	
10 市街地農地等 [市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()] (宅地とした場合の価額) (1㎡当たりの宅地造成費) 円 -				(1㎡当たりの価額) 円 *1	
				(1㎡当たりの価額) 円 *2	
自用 地 の 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (A)		地積 ㎡ 29.62	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積) 円 799,740 K	

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第1表)

局(所)	署
27 年分	ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示)	()	住所(所在地)	住所(所在地)
所在地番	函館市日吉町1丁目6-168	所有者氏名(法人名)	使用者氏名(法人名)
地目	原野 雑種地 山林	地積	14.44 m ²
路線	正面 40,000 円 側方 30,000 円	側方	側方 30,000 円 裏面
間口距離	6.41 m	奥行距離	2.24 m
利用区分	自用 貸家建付 貸家建付 借地権 私	借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分 ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区
自用	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 40,000 円 × 0.90	(1 m ² 当たりの価額) 円	A 36,000
用地	2 二路線に面する宅地 (A) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) 36,000 円 + (30,000 円 × 0.95 × 0.08) × _____	(1 m ² 当たりの価額) 円	B 38,280
	3 三路線に面する宅地 (B) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) 円 + (_____ 円 × _____) × _____	(1 m ² 当たりの価額) 円	C
	4 四路線に面する宅地 (C) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) 円 + (_____ 円 × _____) × _____	(1 m ² 当たりの価額) 円	D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) 円 × (_____ × _____)	(1 m ² 当たりの価額) 円	E
不整形地	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 38,280 円 × 0.87	(1 m ² 当たりの価額) 円	F 33,303
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) 6.41 m × 4.4 m = 28.2 m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (28.2 m ² - 14.44 m ²) ÷ 28.2 m ² = 48.79 % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) 0.87 × 1.00 = 0.8700 ① (①、②のいずれか低い) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) (②) 1.00 × 1.00 = 1.0000 ② 0.8700		
無道路地 (F)	(※) 円 × (1 - _____) ※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (_____ 円 × _____ m ²) ÷ (_____ 円 × _____ m ²) =	(1 m ² 当たりの価額) 円	G
7 かけ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからGまでのうち該当するもの) (かけ地補正率) 円 × _____	(1 m ² 当たりの価額) 円	H	
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 - _____)	(1 m ² 当たりの価額) 円	I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3	(1 m ² 当たりの価額) 円	J	
10 市街地農地等 [市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()] (宅地とした場合の価額) (1 m ² 当たりの宅地造成費) 円 - _____	(1 m ² 当たりの価額) 円	*1	
	(1 m ² 当たりの価額) 円	*2	
自用地の評価額の	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (F) 円	地積 m ²	総額 (自用地1 m ² 当たりの価額) × (地積) 円
	33,303	14.44	480,895

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館
 27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示) 所在地番		函館市戸倉町167-38		所有者		住所(所在地)		使用者		住所(所在地)		
氏名(法人名)				氏名(法人名)				氏名(法人名)				
地目	地積	路線価				地形図及び参考事項						
宅地 原野 畑 山林	24.24	正面	側方	側方	側方	裏面	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区	普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区				
		23,000										
間口距離	13.5	利用区分	貸家建付借地権 貸家建付地 借地権 私		地区区分							
奥行距離	1.8											
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率)	23,000 円 × 0.90					(1㎡当たりの価額)	円	A			
	2 二路線に面する宅地 (A)	側方 路線価 (奥行価格補正率) 側方 路線影響加算率 円 + (円 × ×) ×					(1㎡当たりの価額)	円	B			
	3 三路線に面する宅地 (B)	側方 路線価 (奥行価格補正率) 側方 路線影響加算率 円 + (円 × ×) ×					(1㎡当たりの価額)	円	C			
	4 四路線に面する宅地 (C)	側方 路線価 (奥行価格補正率) 側方 路線影響加算率 円 + (円 × ×) ×					(1㎡当たりの価額)	円	D			
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)	間口狭小補正率		奥行長大補正率		円 × (×)		(1㎡当たりの価額)	円	E		
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)	不整形地補正率※				20,700 円 × 0.79		(1㎡当たりの価額)	円	F		
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) 17 m × 3 m = 51 ㎡ (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かげ地割合) (51 ㎡ - 24.24 ㎡) ÷ 51 ㎡ = 52.47 % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小敷点以下2位未満切捨て) ① 0.79 × 1.00 = 0.7900 (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) ② 1.00 × 1.00 = 1.0000 0.7900 (不整形地補正率 (①、②のいずれか低い率、0.6を限度とする。))											
	6 無道路地 (F)	(※)					(1㎡当たりの価額)	円	G			
	※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) 円 × (㎡) ÷ (円 × ㎡) =											
	7 がけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの)	[南、東、西、北] (がけ地補正率) 円 ×					(1㎡当たりの価額)	円	H			
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの)	(控除割合(小敷点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)					(1㎡当たりの価額)	円	I				
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)	円 × 0.3					(1㎡当たりの価額)	円	J				
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額)	[市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()] (1㎡当たりの宅地造成費) 円 -					(1㎡当たりの価額)	円	*1				
						(1㎡当たりの価額)	円	*2				
自 評 用 地 の 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうちの該当記号)		地積		総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)							
	(F)		㎡		円		円 K					
	16,353		24.24		396,396							

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館 ページ
 27 年分

(平成十六年分以降用)

(住居表示)			住所(所在地)			住所(所在地)				
所在地番	函館市榎本町77-13、-22 -24、-25		所有者	氏名 (法人名)		使用者	氏名 (法人名)			
地目	地積	路線価				地形図及び参考事項				
宅地 原野 畑 山林	1,048	正面	側方	側方	裏面					
間口距離	20.5	利用区分	貸家建付借地権 貸家建付地 借地権私	貸家建付借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区				
奥行距離	51.12					普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区				
自 用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) 28,000 円 × 0.90		(奥行価格補正率)				(1㎡当たりの価額)	円	A	
	2 二路線に面する宅地 (A)		側方 裏面	路線価	(奥行価格 補正率)	側方 二方	路線影響加算率	(1㎡当たりの価額)	円	B
	3 三路線に面する宅地 (B)		側方 裏面	路線価	(奥行価格 補正率)	側方 二方	路線影響加算率	(1㎡当たりの価額)	円	C
	4 四路線に面する宅地 (C)		側方 裏面	路線価	(奥行価格 補正率)	側方 二方	路線影響加算率	(1㎡当たりの価額)	円	D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの)		間口狭小 補正率	(奥行長大 補正率)		(1㎡当たりの価額)			円	E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの)		不整形地補正率※				(1㎡当たりの価額)	円	F	
※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) × (想定整形地の奥行距離) = (想定整形地の地積) × (不整形地の地積) ÷ (想定整形地の地積) × (かけ地割合)										
6 無道路地 (F)		(※)				(1㎡当たりの価額)	円	G		
7 がけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの)		[南、東、西、北] (かけ地補正率)				(1㎡当たりの価額)	円	H		
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの)		(控除割合(小数点以下3位未満四捨五入))				(1㎡当たりの価額)	円	I		
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの)		0.3				(1㎡当たりの価額)	円	J		
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額)		[市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()]				(1㎡当たりの価額)	円	*1		
						(1㎡当たりの価額)	円	*2		
自用地の価額の	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうちの該当記号)		地積		総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)			円	K	
	(E) 24,696		1,048		25,881,408					

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館
 27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示) 所在地番 函館市日乃町29-4		所有者		住所(所在地)		使用者		住所(所在地)	
		氏名(法人名)				氏名(法人名)			
地目 原野 畑 山林		地積 274.74 m ²		路線価		正面 38,000 円		側方 円	
間口距離 13.52 m		奥行距離 20.32 m		利用区分 貸家建付地 貸家建付地 借地権私道		地区区分 ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区		普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区 併用住宅地区	
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 38,000 円 × 1.00							(1 m ² 当たりの価額) 円	A
	2 二路線に面する宅地 (A) (側方裏面路線価) (奥行価格補正率) (側方二方路線影響加算率) 円 + (円 ×) ×							(1 m ² 当たりの価額) 円	B
	3 三路線に面する宅地 (B) (側方裏面路線価) (奥行価格補正率) (側方二方路線影響加算率) 円 + (円 ×) ×							(1 m ² 当たりの価額) 円	C
	4 四路線に面する宅地 (C) (側方裏面路線価) (奥行価格補正率) (側方二方路線影響加算率) 円 + (円 ×) ×							(1 m ² 当たりの価額) 円	D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) 円 × (×)							(1 m ² 当たりの価額) 円	E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 38,000 円 × 0.98							(1 m ² 当たりの価額) 円	F
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) 13.52 m × 24.38 m = 329.61 m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (329.61 m ² - 274.74 m ²) ÷ 329.61 m ² = 16.64 % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = 0.9800 ① (①、②のいずれか低い) (率、0.6を限度とする。) 1.00 × 1.00 = 1.0000 ② 0.9800								
	6 無道路地 (F) (※) 円 × (1 -)							(1 m ² 当たりの価額) 円	G
	※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) =								
	7 かけ地等を有する宅地 (南、東、西、北) (AからGまでのうち該当するもの) (かけ地補正率) 円 ×							(1 m ² 当たりの価額) 円	H
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)							(1 m ² 当たりの価額) 円	I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3							(1 m ² 当たりの価額) 円	J	
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()) (1 m ² 当たりの宅地造成費) 円 -							(1 m ² 当たりの価額) 円	*1	
							(1 m ² 当たりの価額) 円	*2	
自用 地 の 額	自用1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号)		地積		総額 (自用1 m ² 当たりの価額) × (地積)				K
	(F)		274.74 m ²		10,231,317 円				

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館
 27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示) 所在地番	函館市港町1丁目36-34		所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	
地目	地積	路線価				地形図及び参考事項	
宅地 原野 畑 山林	雑種地 [] 370	正面 11,000	側方	側方	裏面		
間口距離	17	利用区分	目用形 貸家建付地 貸家建付地 借地権 私道	借地権 借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分	ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 <u>中小工場地区</u> 繁華街地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区	
奥行距離	21.76						
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 11,000 円 × 1.00					(1㎡当たりの価額) 円 11,000	A
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方 路線価] (奥行価格 補正率) [側方 路線影響加算率] 円 + (円 ×) ×					(1㎡当たりの価額) 円	B
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方 裏面 路線価] (奥行価格 補正率) [側方 二方 路線影響加算率] 円 + (円 ×) ×					(1㎡当たりの価額) 円	C
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方 裏面 路線価] (奥行価格 補正率) [側方 二方 路線影響加算率] 円 + (円 ×) ×					(1㎡当たりの価額) 円	D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小 補正率) (奥行長大 補正率) 円 × (×)					(1㎡当たりの価額) 円	E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 ×					(1㎡当たりの価額) 円	F
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) ① } [不整形地補正率] (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = ② } (①、②のいずれか低い率、0.6を限度とする。)						
	6 無道路地 (F) (※) 円 × (1 -)					(1㎡当たりの価額) 円	G
	※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × m) ÷ (円 × m) =						
	7 かけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの) [南、東、西、北] (かけ地補正率) 円 ×					(1㎡当たりの価額) 円	H
8 容積率の異なる2以上の地塊にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)					(1㎡当たりの価額) 円	I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3					(1㎡当たりの価額) 円	J	
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) [市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()] (1㎡当たりの宅地造成費) 円 -					(1㎡当たりの価額) 円	*1	
					(1㎡当たりの価額) 円	*2	
自用 地 の 価 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (A)		地積 m ² 370	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積) 円 4,070,000		K	

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館
 27 年分 6056 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示) 所在地番	函館市鈴蘭丘町 3-1		所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	
地目	地積	路線価				地形図及び参考事項	
宅地 原野 畑 山林	15,425	正面 7,000	側方	側方	裏面		
間口距離	17.53	利用区分	貸家建付借地権 貸家建付地 借地権 私道	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通住宅地区 中小工場地区 大工場地区 普通商業・併用住宅地区		
奥行距離	139.62						
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 7,000 円 × 1.00					(1㎡当たりの価額) 円 7,000	A
	2 二路線に面する宅地 (A) 側方 路線価 (奥行価格補正率) 側方 路線影響加算率 円 + (円 ×) ×					(1㎡当たりの価額) 円	B
	3 三路線に面する宅地 (B) 側方 路線価 (奥行価格補正率) 側方 路線影響加算率 円 + (円 ×) ×					(1㎡当たりの価額) 円	C
	4 四路線に面する宅地 (C) 側方 路線価 (奥行価格補正率) 側方 路線影響加算率 円 + (円 ×) ×					(1㎡当たりの価額) 円	D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) 間口狭小補正率 (奥行長大補正率) 7,000 円 × (0.98 × 1.00)					(1㎡当たりの価額) 円 6,860	E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 × ※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満四捨五入) ① (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = ② { 不整形地補正率 } { (①、②のいずれか低い) 率、0.6を限度とする。 }					(1㎡当たりの価額) 円	F
6 無道路地 (F) (※) 円 × (1 -) ※割合の計算(0.4を限度とする.) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × m ²) ÷ (円 × m ²) =					(1㎡当たりの価額) 円	G	
7 がけ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからGまでのうち該当するもの) (がけ地補正率) 円 ×					(1㎡当たりの価額) 円	H	
8 容積率の異なる2以上の地積にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)					(1㎡当たりの価額) 円	I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3					(1㎡当たりの価額) 円	J	
10 市街地農地等 [市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()] (宅地とした場合の価額) (1㎡当たりの宅地造成費) 円 -					(1㎡当たりの価額) 円	*1	
					(1㎡当たりの価額) 円	*2	
自用 地 の 価 額	自用1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (E)		地積	総額 (自用1㎡当たりの価額) × (地積)		円 K	
	6,860		15,425	105,815,500			

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所)	署
札観	函館
27	6056
年分	ページ

(平成十六年分以降用)

所在地番	函館市鈴蘭丘町 3-3		所有者	住所(所在地) 氏名(法人名)	使用者	住所(所在地) 氏名(法人名)	
地目	地積	路線			価		
宅地 原野 畑 山林	8,658	正面	側方	側方	裏面	地形図及び参考事項	
		7,000					
間口距離	124.25	利用区分	貸家建付地 貸家建付地 借地権 私道	借地権 借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分	ビル街地区 普通住宅地区 高度商業地区 中小工場地区 繁華街地区 <u>工場地区</u> 普通商業・併用住宅地区	
奥行距離	69.68						
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 7,000 円 × 1.00				(1㎡当たりの価額) 円	A
	2	2 二路線に面する宅地 (A) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) 円 + (円 × ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円	B
	3	3 三路線に面する宅地 (B) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) 円 + (円 × ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円	C
	4	4 四路線に面する宅地 (C) (側方路線価) (奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) 円 + (円 × ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円	D
	5-1	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) 円 × (×)				(1㎡当たりの価額) 円	E
	5-2	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 ×				(1㎡当たりの価額) 円	F
	メ	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) (不整形地補正率) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = ① } (①、②のいずれか低い) × = ② }					
	ル	6 無道路地 (F) (※) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円	G
	当	※割合の計算(0.4を限度とする.) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × m) ÷ (円 × m) =					
	た	7 かけ地等を有する宅地 (南、東、西、北) (AからGまでのうち該当するもの) (かけ地補正率) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円	H
り	8 容積率の異なる2以上の地塊にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円	I	
の	9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3				(1㎡当たりの価額) 円	J	
価	10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()) (1㎡当たりの宅地造成費) 円 -				(1㎡当たりの価額) 円	*1	
額					(1㎡当たりの価額) 円	*2	
自用地の額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうちの該当記号) (A)		地積	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)		円	K
	7,000		8,658	60,606,000			

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
札幌 函館
27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

所在地番	函館市大縄町84-1 ②		所有者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)	使用者	住所 (所在地) 氏名 (法人名)
地目	原野 雑種地 山林	面積 579.81 m ²	路線価 正面 36,000 円 側方 円 側方 円 裏面 円		地形図及び参考事項	
間口距離	94.35 m	利用区分	貸家建付地 貸家建付地 借地権 私道	借地権 借地権 借家人の有する権利	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区
奥行距離	6.14 m					
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) 36,000 円 × 0.95		(奥行価格補正率)		(1 m ² 当たりの価額) 円 A 34,200	
	2 二路線に面する宅地 (A) 円 + (円 × 側方 路線価) × (側方 路線影響加算率)		(奥行価格補正率) (側方 路線影響加算率)		(1 m ² 当たりの価額) 円 B	
	3 三路線に面する宅地 (B) 円 + (円 × 側方 路線価) × (側方 路線影響加算率)		(奥行価格補正率) (側方 路線影響加算率)		(1 m ² 当たりの価額) 円 C	
	4 四路線に面する宅地 (C) 円 + (円 × 側方 路線価) × (側方 路線影響加算率)		(奥行価格補正率) (側方 路線影響加算率)		(1 m ² 当たりの価額) 円 D	
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × (間口狭小 補正率) × (奥行長大 補正率)		(間口狭小 補正率) (奥行長大 補正率)		(1 m ² 当たりの価額) 円 E	
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 円 × (不整形地補正率)		不整形地補正率※		(1 m ² 当たりの価額) 円 F	
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) m × (想定整形地の奥行距離) m = (想定整形地の地積) m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かけ地割合) (㎡ - ㎡) ÷ ㎡ = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) ① } (不整形地補正率) (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = ② } (①、②のいずれか低い) 率、0.6を限度とする。					
	6 無道路地 (F) 円 × (1 - (評価対象地の地積) / (正面路線価) × (通路部分の地積))		(※)		(1 m ² 当たりの価額) 円 G	
	7 かけ地等を有する宅地 (AからGまでのうち該当するもの) 円 × (かけ地補正率)		[南、東、西、北]		(1 m ² 当たりの価額) 円 H	
	8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) 円 × (1 - (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)))		(控除割合(小数点以下3位未満四捨五入))		(1 m ² 当たりの価額) 円 I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3				(1 m ² 当たりの価額) 円 J		
10 市街地農地等 (宅地とした場合の価額) 円 - (市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()) (1 m ² 当たりの宅地造成費)				(1 m ² 当たりの価額) 円 *1		
				(1 m ² 当たりの価額) 円 *2		
自用 地 の 額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (A) 円		地積 579.81 m ²	総額 (自用地1 m ² 当たりの価額) × (地積) 円 K 19,829,502		

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書（第1表）

局(所) 署
 札幌 函館
 27 年分 ページ

(平成十六年分以降用)

(住居表示) 所在地番 函館市大纏町84-1 ③		所有者	住所(所在地) 氏名(法人名)	使用者	住所(所在地) 氏名(法人名)
地目	地積	路線		価	
宅地 原野 田 畑 山林	1,741.73	正面	側方	側方	裏面
		34,000			
間口距離	163	利用区分	貸家建付地 貸家建付地 借地権 私道	地区区分	ビル街地区 高度商業地区 繁華街地区 普通商業・併用住宅地区
奥行距離	10.9				通住宅地区 中小工場地区 大工場地区
自用 地 1 平 方 メ ー ト ル 当 た り の 価 額	1 一路線に面する宅地 (正面路線価) (奥行価格補正率) 34,000 円 × 1.00				(1㎡当たりの価額) 円 A 34,000
	2 二路線に面する宅地 (A) [側方路線価] (奥行価格補正率) [側方二方路線影響加算率] 円 + (円 ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円 B
	3 三路線に面する宅地 (B) [側方路線価] (奥行価格補正率) [側方二方路線影響加算率] 円 + (円 ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円 C
	4 四路線に面する宅地 (C) [側方裏面路線価] (奥行価格補正率) [側方二方路線影響加算率] 円 + (円 ×) ×				(1㎡当たりの価額) 円 D
	5-1 間口が狭小な宅地等 (AからDまでのうち該当するもの) (間口狭小補正率) (奥行長大補正率) 円 × (×)				(1㎡当たりの価額) 円 E
	5-2 不整形地 (AからDまでのうち該当するもの) 不整形地補正率※ 円 ×				(1㎡当たりの価額) 円 F
	※不整形地補正率の計算 (想定整形地の間口距離) (想定整形地の奥行距離) (想定整形地の地積) m × m = m ² (想定整形地の地積) (不整形地の地積) (想定整形地の地積) (かげ地割合) (m ² - m ²) ÷ m ² = % (不整形地補正率表の補正率) (間口狭小補正率) (小数点以下2位未満切捨て) ① } { 不整形地補正率 } (奥行長大補正率) (間口狭小補正率) = ② } (率、0.6を限度とする。)				
	6 無道路地 (F) (※) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円 G
	※割合の計算(0.4を限度とする。) (正面路線価) (通路部分の地積) (F) (評価対象地の地積) (円 × m) ÷ (円 × m) =				
	7 かげ地等を有する宅地 [南、東、西、北] (AからGまでのうち該当するもの) (かげ地補正率) 円 × ()				(1㎡当たりの価額) 円 H
8 容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地 (AからHまでのうち該当するもの) (控除割合(小数点以下3位未満四捨五入)) 円 × (1 -)				(1㎡当たりの価額) 円 I	
9 私道 (AからIまでのうち該当するもの) 円 × 0.3				(1㎡当たりの価額) 円 J	
10 市街地農地等 [市街地農地、市街地周辺農地、市街地山林、()] (宅地とした場合の価額) (1㎡当たりの宅地造成費) 円 -				(1㎡当たりの価額) 円 *1	
				(1㎡当たりの価額) 円 *2	
自用地の価額	自用地1平方メートル当たりの価額 (AからJまでのうち該当記号) (A)	地積	総額 (自用地1㎡当たりの価額) × (地積)		円 K
	34,000	1,741.73	59,218,820		

(注) 1 5-1の「間口が狭小な宅地等」と5-2の「不整形地」は重複して適用できません。
 2 5-2の「不整形地」の「AからDまでのうち該当するもの」欄の金額について、AからDまでの欄で計算できない場合には、(第2表)の「備考」欄等で計算してください。
 3 広大地を評価する場合には、(第2表)の「広大地の評価額」欄で計算してください。

市街地農地等の評価明細書

市街地農地 市街地山林
市街地周辺農地 市街地原野

所在地番	函館市東山町167-137		
現況地目	雑種地	① 地積	37,687 m ²
評価の基とした宅地の1平方メートル当たりの評価額	所在地番 ② 評価額の計算内容	函館市固定資産税路線価図より@6,600円/m ² 上記評価は平成27年度評価額 相続税評価額は固定資産税評価額の1.0倍 ③ (評価額) 円 6,600	
評価する農地等が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの評価額	④ 評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容	考慮無し ⑤ (評価額) 円 6,600	

(平成十八年分以降用)

宅地造成費の計算傾斜地	平地	整地費	(整地を要する面積) (1 m ² 当たりの整地費) ⑥ 37,687 m ² × 400 円	15,074,800 円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費) ⑦ 10,000 m ² × 400 円	4,000,000 円
		地盤改良費	(地盤改良を要する面積) (1 m ² 当たりの地盤改良費) ⑧ m ² × 円	円
	平坦	土盛費	(土盛りを要する面積) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土盛費) ⑨ 37,687 m ² × 0.5 m × 3,900 円	73,489,650 円
		土止費	(擁壁面の長さ) (平均の高さ) (1 m ² 当たりの土止費) ⑩ m × m × 円	円
	合計額の計算		⑥ + ⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩	⑪ 92,564,450 円
	1 m ² 当たりの計算		⑪ ÷ ①	⑫ 2,456 円
	傾斜地	傾斜度に係る造成費	(傾斜度) 度 ⑬	円
		伐採・抜根費	(伐採・抜根を要する面積) (1 m ² 当たりの伐採・抜根費) ⑭ m ² × 円	円
		1 m ² 当たりの計算	⑬ + (⑭ ÷ ①)	⑮ 円
市街地農地等の評価額		(⑤ - ⑫ (又は⑮)) × ① (注) 市街地周辺農地については、さらに0.8を乗ずる。	156,174,928 円	

- (注)1 「②評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等については、評価の基とした宅地の固定資産税評価額及び倍率を記載し、路線価地域内の市街地農地等については、その市街地農地等が宅地である場合の面地計算の内容を記載してください。なお、面地計算が複雑な場合には、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」を使用してください。
- 2 「④評価上考慮したその農地等の道路からの距離、形状等の条件に基づく評価額の計算内容」欄には、倍率地域内の市街地農地等について、「③評価額」欄の金額と「⑤評価額」欄の金額とが異なる場合に記載し、路線価地域内の市街地農地等については記載の必要はありません。
- 3 「傾斜地の宅地造成費」に算入する伐採・抜根費は、「平坦地の宅地造成費」の「伐採・抜根費」の金額を基に算出してください。

別表C

平成27年度 函館市土地開発公社所有地に係る市の買戻計画等について

平成27年7月末現在

No.	区 分	買戻計画の内容、進捗状況、その他特記事項	所管部局
1	市道文教通1号用地	都市計画道路3・4・47文教通用地としては、都市計画変更されたため不要となったが、市道日吉3-35号線に接している土地であることから、今後買い戻しについて検討する必要がある。	土 木 部
2	都市計画道路 3・6・63 (千代田通)	都市計画道路3・6・63千代田通の用地として取得したが、平成24年の都市計画変更で廃止されたことから、不要となった。 当該地を転回路として使用しての市道認定を検討していたが、転回路に至るまでの道路幅員を確認したところ3.6mであり、認定基準の幅員である4mを確保するには道路隣接者の寄附が条件であるが、道路両側には支障物件があり、寄附により認定基準の道路幅員である4mを確保することが見込めないため、当該地の取扱いについて協議が必要である。	土 木 部
3	都市計画道路 3・4・47 (文教通)	文教通については現在、日吉町から高丘町間を北海道が事業主体となって整備を進めている。 戸倉町方面については、事業計画が変更される可能性もあり、今後の取扱いについては協議が必要である。	土 木 部
4	公共事業代替用地	都市計画道路3・4・47文教通の代替地として取得されたが、地権者との交渉の中で地権者の意向が変わり不要となったため、今後の取扱いについて協議が必要である。	土 木 部
5	若松地区緑地用地	当該土地については、昭和60年に港湾空港部が、港湾計画における「緑地用地」として公社に対し先行取得依頼した土地であったが、平成3年には港湾計画から削除され、平成5年には臨港地区からも削除されたことから、事業を実施するまで財務部で管理することになった土地である。 当該土地は、函館駅に面する位置にあり、その取扱いについては関係部局と協議する必要がある。	財 務 部
6	観光用駐車場用地	当初、当該用地は元町公園付近の観光駐車場として整備する予定であったが、市立函館病院の移転に伴い、当該用地よりも観光客や市民に対する利便性に優れた同病院の駐車場を買い受けたため、当該用地整備の必要性がなくなり、今後の取扱いについては関係部局と協議する必要がある。	観 光 部

No.	区 分	買戻計画の内容、進捗状況、その他特記事項	所管部局
7	函館駅前 土地区画整理 事業用地	<p>当該土地の整備事業については、市および北海道旅客鉄道株式会社と事業者との三者で、平成25年3月に事業協定を締結し事業推進のため協議を進めてきたところであるが、建設資材費や労務費の増高等により、当該事業の建設工事費が当初想定を大きく上回る状態となることを見込まれ、計画の一部変更を含めた様々な検討を行ったものの事業者側で適正な収支計画を立てることが難しく、事業の継続は困難であると認められることから、事業協定書に基づき市がJR北海道および事業者と協議を行い、平成26年5月29日に本事業を中止することを決定した。</p> <p>今後については、平成28年3月に予定している北海道新幹線の開業後の状況や社会経済情勢を勘案しながら、市が事業を検討中である。</p>	企 画 部
8	湾岸道路 第2工区 整備事業用地	<p>当該地は、北海道開発局が事業を実施している「幹線臨港道路湾岸線」の事業用地として、平成8年度に先行取得依頼を行ったものであるが、詳細設計後の道路法線の変更により、当初の目的としての利用がなくなった。その後、平成17年の港湾計画改訂により同用地については、隣接する港湾緑地との一体的な利用を図るため、取得し整備を行うこととしている。</p> <p>なお、同用地については現在、臨港道路湾岸線の有川跨線橋の工事ヤードとして必要とされていることから、臨港道路湾岸線の全区間供用開始後の平成30年度に買い戻しを予定している。</p>	港湾空港部
9	市道大縄1号線 及び松川15号 線整備事業用地	平成24年度より順次買取を行っている。	土 木 部
10	日乃出清掃工場 施設整備事業 用地	<p>廃棄物処理に関する国の規制強化に対応するための整備計画であり、現段階では基準の見直しなどの動きがないことから事業実施は未定であるが、規制の内容によっては施設の増築が必要となる場合もあり、また基幹設備が多く経年劣化していることから、延命化対策のための大規模改修、さらには新施設の建設計画なども進めていることから、これからの動向を注視している状況である。</p>	環 境 部
11	第2次函館臨空 工業団地第2期 (後期) 造成事業	<p>第2次函館臨空工業団地第2期(後期)造成予定地の買い受けについては前期造成分11区画のうち、9区画が未分譲であるという状況を踏まえ、平成25年3月25日付で「土地の取得依頼業務等の委任に関する契約書」の一部変更を行い、取得期限を平成30年度に延期したところである。</p> <p>今後は、平成26年度に第2次第1期造成分の土地について、1区画分譲したものの、第2次第2期前期造成分に関しては、現状11区画中9区画が未だ未分譲であることから、平成30年度に買い戻しを行えるよう検討中である。</p>	経 済 部
12	旧函館ドック跡 地整備事業用地	<p>当該地は当初、造船所用地や「国際水産・海洋総合研究センター」の緩衝帯や駐車場等としての利用を計画していた土地で、現在残っている部分については、関係部局と協議する必要がある。</p>	港湾空港部

監査結果

公社の役割は、市の要請に応え、市の代わりに先行して土地を取得し、実際に市がその土地を必要とした時点で取得時の価格に取得後の経費や借入金の金利を上乗せして市に売却することである。

このシステムは、市の事業計画が順調に実行され、かつ、バブル期のように地価が上昇し続ける状況下では有効に機能するものと思われるが、別表Cでも示すようにバブル崩壊とそれに伴う市財政の逼迫、更には公共事業縮小等の影響により、公社が先行取得した土地に利用予定がなくなってしまうものが含まれるようになっていると考えられる。

これらの土地は、市の要請により公社が取得したものであるため、市が買い取る義務がある。

しかし、別表Bで示すとおり、土地価格は相当下落しており、購入時の価格に取得後の経費や借入金の金利を上乗せした価格で、市が買い取ると時価とは相当かけ離れたものとなってしまう、一般会計に多額の歳出が計上され問題が顕在化されてしまうことにより、購入に対し議会や住民の同意が得られにくい。

また、公社職員は市の職員が兼務していること、公社保有の土地には原則、固定資産税や都市計画税が課されないことから、借入金の金利や委託費以外にはほとんど維持費がかからないということ、更に公共利用の予定がない土地を市が買い取り、民間へ売却しようとしても必ずしも売却できるとは限らないことから、市が早期に買取らなければならないというマインドが働かなくなり、土地を買い取らず塩漬け状態（通常、公社が取得してから2～3年で自治体買い取ることが前提であるため、5年以上の保有地が存在するということは、自治体買い取り機会を逸した「塩漬け土地」と考えてよい。）となっているのではないかと想定される。

公社取得土地の保有が長期化することによるデメリットは、次のとおりと考えられる。

(1) 取得価格に取得後の経費や借入金の金利分が堆積され簿価となる

公社の土地取得原資は、主に金融機関からの借入金であるため、取得価格に金利分や土地の測量費等を上乗せした金額（このトータルが簿価となる）で市に土地を買い取ってもらい、その買い取り代金を返済に充てる必要がある。

長期保有土地の場合は、借り換えを行うことで返済期限を延ばしているが、借入期間中の金利は簿価に積み増されている。

函館市においては別表Aのとおり、保有土地の一時貸付の賃貸収入等により、長期借入金利息の返済を行っている。なお、今後、金利の上昇等に直面した場合には、簿価が更に膨らむことになり、買い戻しの際の市の財政負担は大きくなっていくものと考えられる。

(2) 時価と買取り価格とのかい離（含み損拡大）による弊害

(1) でも述べたとおり、市が公社から土地を購入する場合は簿価で購入する必要がある。

したがって、取得時より地価が下落している場合、公社の保有土地には含み損が存在している（別表B参照）。

函館市の時価は、近年下落し続けており、新幹線効果等による今後の地価動向は不明であるが、人口減に伴い急激な地価上昇は望めないことから、今後も含み損が更に拡大するものと考えられる。

(3) 長期保有土地による機会損失

公社保有土地の多くは更地である。一部の土地は、駐車場などの用途に一時的に利用しているが、あくまで売却されるまでの仮の活用であり、当該用地の本来の価値に見合った活用であるかは疑問である。

また、長期保有土地の中には、住宅地や商業地として活用可能なポテンシャルを持っているにも関わらず、公社が保有していることにより、地域の経済活動を妨げてしまうような場合も考えられる。

こうした機会損失は市にとっても大きな問題である。

平成23年度包括外部監査「不動産を中心とした資産の管理と有効活用について」における意見・指摘事項等に対する措置の状況について

所在地	意見・指摘事項	市の措置状況
八幡町 152-1	<p>①道路として供用できる見込みは著しく低いので、道路計画を廃止すべき。</p> <p>②隣接住民等に売却・貸付すべき。</p>	<p>当該土地は、都市計画道路（千代田通）の変更に伴い、公社で保有を続ける理由がないため、速やかに市において買い戻し手続を進めるよう働きかけていく。⇒買い戻しはしていない。</p> <p>また、当該土地を付近住民が駐車スペース等として利用していることから当事者に確認のうえ、貸し付けることで整理した。⇒有償で貸し付けている。</p>
弥生町 5-24	<p>事業化が進まないのであれば、近隣地の有効活用と併せ、駐車場として稼働させるなり、売却するなり、有効活用を図るべき。</p>	<p>市において、当該土地が不要と判断されるまでは公社において保有を続けるが、保有を続けるにあたっては、当該土地の有効活用方策について引き続き検討していく。⇒買い戻しはしていない。</p>
日吉町 1丁目 6-120 他	<p>公社保有の必然性がないので、市が買い戻し、隣接住民等に売却・貸付すべき。</p>	<p>速やかに買い戻し手続を進めるように働きかける⇒買い戻しはしていない。</p>

所在地	意見・指摘事項	市の措置状況
大縄町 84-1 松川町 7-1	すでに道路用地なので 公社保有には理由がない ので、市は早急に買戻し の予算措置をすべき。	平成24年度から、買戻 し予算計上、今後も計画的 に買戻し手続を進めるよ う働きかける。⇒買戻し 中。
戸倉町 167-38	37年間と長期にわた り公社保有で、事業実施 未定地のため、市はより 機動的かつ現実的な買収 計画が必要。	現在、日吉町から榎本町 間の道路工事を北海道が 事業主体となって実施し ており、今後、当該区間の 進捗状況を見ながら高丘 方面に事業を延伸する予 定である。 その結果を踏まえる必 要があることから、今後の 取り扱いが決定するまで の間、公社において保有を 続けていく。⇒買戻しはし ていない。
高丘町 109-31 他	道路用地として買収以 来、地元住民の反対など で37年間放置状態であ り、近隣住民に配慮し長 期化するのであれば、道 路計画の見直しが必要。	現在、日吉町から榎本町 間の道路工事を北海道が 事業主体となって実施し ており、今後、当該区間の 進捗状況を見ながら高丘 方面に事業を延伸する予 定である。 その結果を踏まえる必 要があることから、今後の 取り扱いが決定するまで の間、公社において保有を 続けていく。⇒北海道土地 開発公社に売却した。

所在地	意見・指摘事項	市の措置状況
榎本町 77-13 他	公社保有の必然性が無いので売却・貸付すべき。	<p>現在、日吉町から榎本町間の道路工事を北海道が事業主体となって実施しており、今後、当該区間の進捗状況を見ながら高丘方面に事業を延伸する予定である。</p> <p>その結果を踏まえる必要があることから、今後の取り扱いが決定するまでの間、公社において保有を続けていく。⇒買戻しはしていない。</p>
若松町 42-2 他 43-5	簿価と時価の乖離が著しく、駐車場としての貸付料が取得費に見合うことがないのは明白。売却しなければ更に借入金利息が増加し、売却損が大きくなるので、行政目的が明確でないなら早期に売却を検討すべき。	指摘事項・意見ではないため市側からの回答無し。⇒買戻しはしていない。
鈴蘭丘町 東山町	売却したのは全体の6割であり、早急に販売することが必要。	積極的に企業誘致活動を展開しているところであり、今後においても分譲地の早期売却に向け、鋭意取り組む。⇒平成26年度に1.7ha分譲。
<p>上記のとおり、平成23年度の外部監査においても指摘や意見等を受け、一部解消しているものもあるが、依然として塩漬け状態の土地を公社が抱えたままとなっている。</p>		

市の塩漬け土地解消に向けた取り組みは不十分と言わざるを得ない。

【指摘】

上記の塩漬け土地の処理が進んでいない問題は、函館市に限ることではなく多くの自治体が抱える問題であり、全国の多くの公社はバブル期の巨額な投資による土地の含み損を抱え、債務超過に陥っている。

なお、平成21年度から平成25年度まで、国において第三セクター等の経営健全化に向けて、第三セクター等改革推進債という債務の整理手段を創設し、全国ではこの第三セクター等改革推進債を活用し公社を解散している事例がある。

さらに、借入金を償還していない長期保有土地については、公社が保有する期間分だけ金利分が増えていくため、買い取り価格は上昇し続けることになる。

したがって、公社および市は長期保有土地の解消に向けた取り組みを早期に進めるべきであり、その解消に向けて保有土地の資産価値、市が買い戻しする土地の見通し、市の財政負担などを試算し、議会や住民と議論を進めながら計画的に進めることが必要である。

2 出資団体

団 体 名	公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団		
設立年月日	平成元年3月2日 (公益財団法人への移行登記 平成26年4月1日)	担当部局	教育委員会
資 本 金	30,000千円	出資比率	100.00%
市出資額	30,000千円		
設立経過等	<p>函館市における文化・スポーツの普及振興のために必要な事業を行うとともに、函館市に設置する文化・スポーツの管理運営に関する事業並びにスポーツ施設の設置及び維持運営に関する事業を行い、もって市民の文化及び体力の向上と広く文化・スポーツの振興に寄与することを目的とする。</p>		
現 況	<ul style="list-style-type: none"> ・公益目的事業1：文化の振興に関する事業 文化芸術の振興、文化遺産・文化資料の展示保存活用、広報、施設管理運営（函館市民会館、函館市北方民族資料館、函館市北洋資料館、函館市文学館、函館市芸術ホール、函館市公民館、函館市亀田公民館）。 ・公益目的事業2：スポーツの振興に関する事業 スポーツ振興、函館市民スケート場運営、広報、施設管理運営（函館アリーナ、函館市民プール）。 ・収益事業 施設利用者への付帯サービス（チケットの受託販売、物品販売、軽食堂・売店、自動販売機設置事業等）。 ・その他の事業 文化・スポーツ施設等の管理運営（函館市重要文化財旧函館区公会堂、千代台公園野球場、千代台公園陸上競技場、千代台公園庭球場、千代台公園）。 文化・スポーツ振興目的外使用に係る管理運営（函館市民会館、函館市芸術ホール、函館市公民館、函館市亀田公民館、函館アリーナ）。 		

直近3期の決算概要

① 要約正味財産増減計算書 (総括表)

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益計	1,274,917,674	1,258,691,724	1,265,869,583
経常費用計	1,294,327,636	1,270,886,574	1,275,211,699
当期経常増減額	-19,409,962	-12,194,850	-9,342,116
(経常収益計のうち、地方公共団体からの補助金)			
・函館市			
団体運営補助金 (注1)	13,000,000	12,000,000	9,364,199
函館市民スケート場運営事業補助金 (注2)	53,200,000	52,668,000	63,817,655
・北海道			
地域づくり総合交付金	2,900,000	900,000	0
文化スポーツ活動振興補助金	100,000	0	0
合 計	69,200,000	65,568,000	73,181,854
補助金除外後の当期経常増減額	-88,609,962	-77,762,850	-82,523,970

② 要約貸借対照表

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
資産合計	385,721,190	341,323,873	345,063,603
(うち、資産含み損)	0	0	0
(うち、構築物：函館市民スケート場設備一式)	166,599,634	154,271,264	142,855,194
負債合計	163,363,135	133,727,357	149,979,557
(うち、元利償還負債)	0	0	0
正味財産合計	222,358,055	207,596,516	195,084,046

(注1) 団体運営補助金
「函館市行財政改革プラン2012 個別表No. 67」に基づき、平成27年度に廃止された。

(注2) 函館市民スケート場運営事業補助金
函館市民スケート場運営事業に係る要約収支計算書は、次のとおりである。
なお、平成26年度の補助金等収入が増加しているが、修繕費支出・光熱水費支出等が増加したためであり、団体運営補助金が減少したことは関係ない。

(単位：円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
運営事業収入	6,927,744	7,016,723	7,597,027
補助金等収入	53,200,000	52,668,000	63,817,655
雑収入	1,100	1,090	2,160
他会計からの繰入金	874,660	1,515,691	0
収入の部合計	61,003,504	61,201,504	71,416,842
修繕費支出	3,427,260	3,968,926	9,590,675
燃料費支出	14,962,648	10,998,685	10,825,767
光熱水費支出	7,569,940	8,004,056	9,090,176
原材料費支出	0	3,132,863	4,913,697
委託費支出	30,198,248	29,833,311	31,694,968
その他支出	4,845,408	5,263,663	5,301,559
支出の部合計	61,003,504	61,201,504	71,416,842
収支差額	0	0	0
補助金等返還額	0	0	956,345

第三セクター等の抜本的改革等

① 処理策検討の手順

「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）では、処理策検討の手順について、次のように述べられている。

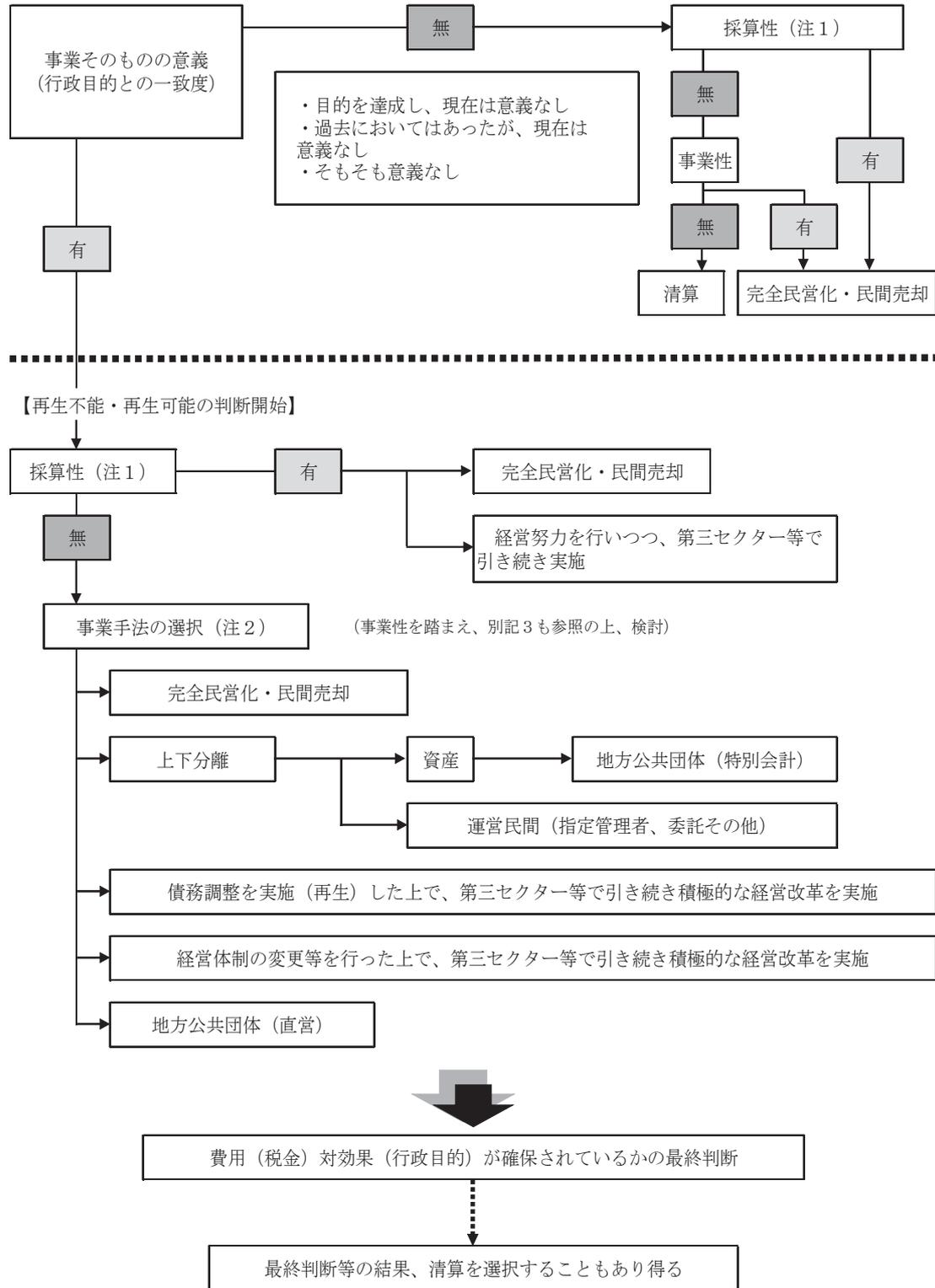
各地方公共団体におかれては、現在、第三セクター等が行っている事業の意義、採算制等について改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、債務調整を伴う処理を行う場合には法的整理等の活用を図るとともに、事業を継続する場合にあっても最適な事業手法の選択、民間的経営手法の導入の検討を行うなど、第三セクター等改革推進債の活用も念頭に置きつつ、その存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組むことが求められている。

存廃を含めた抜本的改革を行うに当たっては、第三セクター等により提供される財・サービスの経済的性格を含めた事業そのものの意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範かつ客観的（比較可能性・将来予測性）な検討を行い、最終的な費用対効果を基に判断をすべきである。

② 抜本的処理策検討のフローチャート

(総務省「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」平成21年6月23日)

【抜本的処理策検討のフローチャート】



(注1) 採算性の判断に当たっては、基本的には、指針中第2の「1 処理策検討の手順」参照のこと。

フローチャート中の「採算性」の判断に当たって、以下に掲げるものについては、原則として採算性が無いものと判断した上で検討することが適当である。

① 損失補償を行っている第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、損失補償債務等負担見込額の算定基準における標準評価方式において損失補償債務がB～Eと評価されたもの、又は個別評価方式においてその算入割合が30%以上とされたもの。

② 損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で、次のいずれかに該当するもの。

ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。

イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。

ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。

③ 地方道路公社

料金収入が管理運営費（借入金利息を含む。）に満たない不採算路線を有するもの。

④ 土地開発公社

債務保証又は損失補償を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上であるものを保有しているもの、又は保有している資産を時価評価等した場合に実質的に債務超過であると認められるもの。

(注2) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

事業手法区分別特性

区 分	公的部門の費用負担	経営の裁量 の大小	公的部門に係る 赤字負担リスク	公的部門のガバナンス
直営	ほぼ全額負担	小さい	あり	直接的ガバナンス
公営企業	①経営に伴う収入をもって 充てることが適当でない経費 ②経営に伴う収入のみをもって 充てることが客観的に困難であ ると認められる経費	やや小さい	あり	直接的ガバナンス
三セク等	同上	やや小さい	損失補償等に 係る費用負担	①出資・出捐者としての ガバナンス ②自治法に基づく調査権、 監査権
上下分離方式 (含む指定管 理者制度)	基本的に資本費	やや大きい	限定的	限定的
民間	なし	大きい	なし	なし

本表は定性的・一般的な傾向を示したものであることに留意されたい。

③ フローチャートにおける個別項目の検討

(ア) 事業そのものの意義

公益財団法人については、公益目的事業（注）比率が100分の50以上でなければならないなど、公益認定基準を遵守して事業を行うことが必要であるので、事業そのものの意義はあるものと判断する。

（注）公益認定法第2条第4号に定める公益目的事業のうちには、次のものがある。

- ・ 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- ・ 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業

(イ) 採算性

フローチャートの採算性（注1）②では、損失補償を行っていない第三セクター等（地方道路公社及び土地開発公社を除く。）で次のいずれかに該当するものは、原則として採算性が無いものと判断するとしている。

ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。

イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。

ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。

上記の直近3期の決算概要から債務超過ではないが、経常収支（補助金除外後の当期経常増減額）が赤字であるため、採算性が無いものと判断する。

(ウ) 事業手法の選択

フローチャートの事業手法の選択（注2）では、次のように述べられている。

地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行う

べきではない。ただし、性質上第三セクター等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該第三セクター等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限って、補助金を投入することもあり得る。

「函館市行財政改革プラン2012」では、「個別表No. 67 函館市文化・スポーツ振興財団補助金の廃止の検討」の考え方として、次のように述べられている。

指定管理者制度の導入や公益法人制度改革など社会情勢が変化していることから、次期指定管理期間の開始（平成27年度）にあわせ平成25年度までには、指定管理委託料と補助金の算定方法を見直し、補助金は廃止する方向で検討する。

実際に、団体運営補助金については、平成27年度に廃止された。

また、補助金の金額が大きい函館市民スケート場運営事業の要約収支計算書を「直近3期の決算概要（注2）」に記載した。

「函館市行財政改革プラン2012」では、「個別表No. 58 湯川海水浴場およびスケート場のあり方の検討」の考え方として、次のように述べられている。

施設の老朽化等により設備投資の増加が見込まれることから、費用対効果等を検証し、施設の存廃を含めあり方を検討する。

冷却装置が壊れたときに取りかえる場合の数億円の費用について、取りかえるのかあるいは別の方法があるのか、あり方を検討している。

別記3「事業手法区分別特性」における上下分離方式（含む指定管理者制度）の特性では、次のように述べられている。

公的部門の費用負担は基本的に資本費、経営の裁量の大小はやや大きい、公的部門に係る赤字負担リスクは限定的、公的部門のガバナンスは限定的。

「函館市行財政改革プラン2012」では、「Ⅱ 行財政改革プランの目標と内容 3 取り組み項目 2 抜本的な財政改革（1）徹底した内部改革 ① 事務事業の見直しによる職員数の

見直し」において、次のように述べられている。

事務事業の徹底した見直しやアウトソーシングにより、職員数の見直しを進める。

また、「2 抜本的な財政改革 (2) 選択と集中による財政改革③ 公共施設の抜本的な見直し」においても、次のように述べられている。

老朽化している施設や類似している施設について、利用実績や効率性などを検証し、統廃合や民営化・委託化などの抜本的な見直しを進める。

指定管理者制度については、「函館市行財政改革プラン2012」の趣旨に則っており、事業手法の選択には問題ないものと判断する。

指定管理者制度の導入

① 指定管理者制度導入にあたっての検討の視点 (公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱)

全ての公の施設について、下記の項目により、指定管理者制度に移行するか直営にするかを検討し、該当する施設については、指定管理者制度に移行することができるものと判断し、積極的に取り組むものとする。

なお、指定管理者制度を導入しようとする場合は、その導入する目的、効果等を明らかにし、制度導入についての市長決裁（総務部行政改革課合議）を、債務負担行為の議案提出までに得ているものとする。

(ア) 法律等により、民間事業者等が行うことに明確な制約がない。

(イ) 民間事業者等に行わせることにより、市民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大など、サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。

(ウ) 民間事業者等に行わせることにより、行政コストの削減が期待できる。

(エ) 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。

(オ) 施設が提供するサービスの専門性や特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等も行うことができる。

(カ) 利用料金制を導入することにより、収益が期待できる施設である。

② 候補者の募集に係る基本的な考え方
(公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱)

(ア) 候補者の募集については、原則として公募とする。

(イ) 施設の管理とあわせ、その施設において市の施策に関連する事業の代行や自主事業を展開させることが望ましい施設については、特別の条件を付し、募集できるものとする。

(ウ) 原則として一施設ごとに行うこととするが、施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られると認められる場合は、複数の施設を一の指定管理者に一括し、募集することができるものとする。

(エ) 指定期間については、原則として管理業務を開始する日から起算して5年とする。ただし、施設の設置目的や性格等を考慮し、これにより難しい施設については、この限りでない。

ア 特例措置により公募せずに特定の団体を選定する施設3年間

イ 上記以外で特別な要素を勘案する必要のある施設相当の期間

下記の複数の社会教育施設等について、27年度以降も引き続き条件付き募集により、「公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団」が選定された。

(指定期間 3年、特例措置、10施設)

- ・ 千代台公園
- ・ 千代台公園野球場
- ・ 千代台公園陸上競技場
- ・ 千代台公園庭球場
- ・ 函館市北方民族資料館
- ・ 函館市文学館
- ・ 函館市北洋資料館
- ・ 函館市芸術ホール
- ・ 函館市市民プール
- ・ 函館市重要文化財旧函館区公会堂

③ 事務事業の見直しによる職員数の見直し、公共施設の抜本的な見直し（函館市行財政改革プラン2012）

事務事業の徹底した見直しやアウトソーシングにより、職員数の見直しを進める。

老朽化している施設や類似している施設について、利用実績や効率性などを検証し、統廃合や民営化・委託化などの抜本的な見直しを進める。

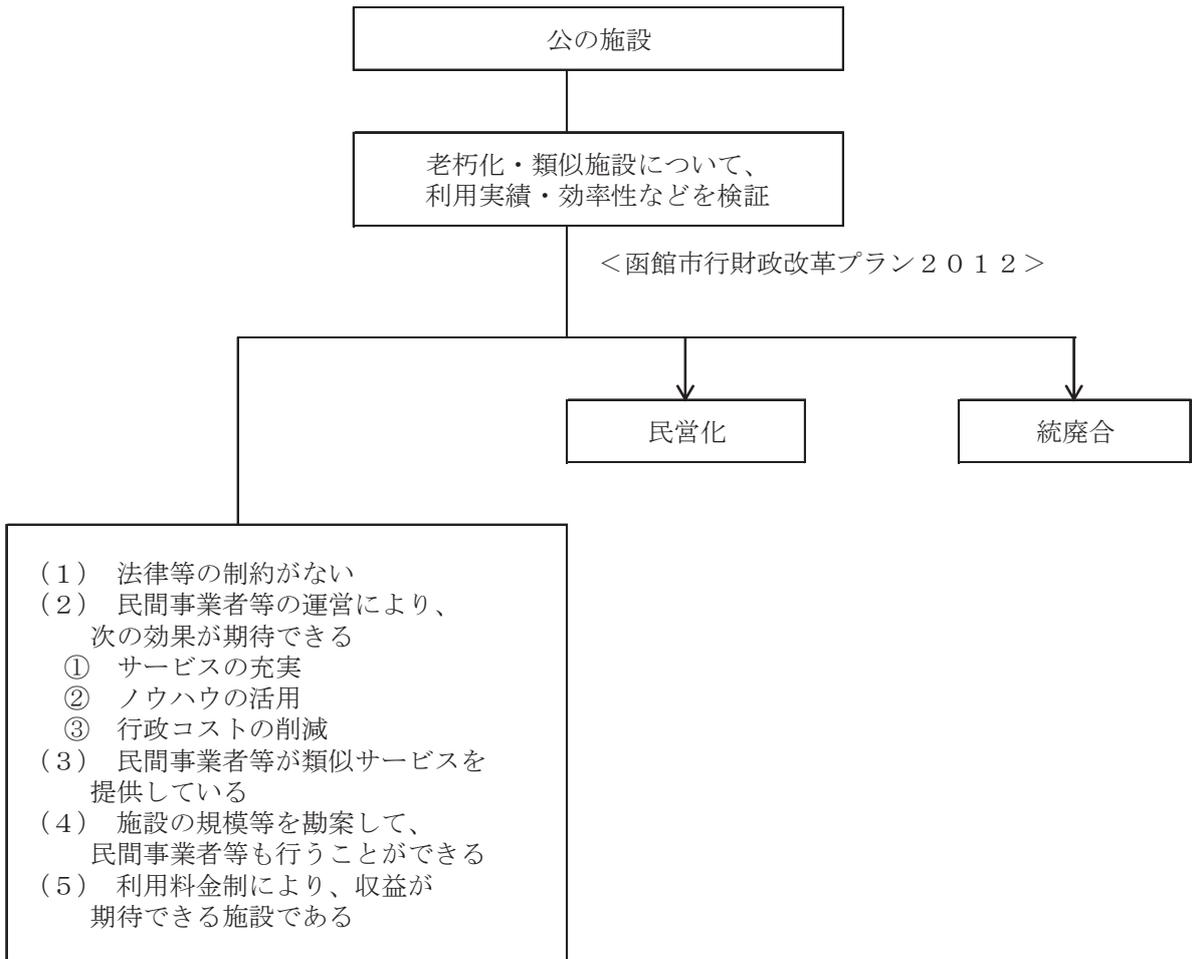
函館市公民館および函館市亀田公民館について、平成27年度から指定管理者制度を導入し、公募により「公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団」が選定された。

(指定期間 5年、応募団体 1団体)

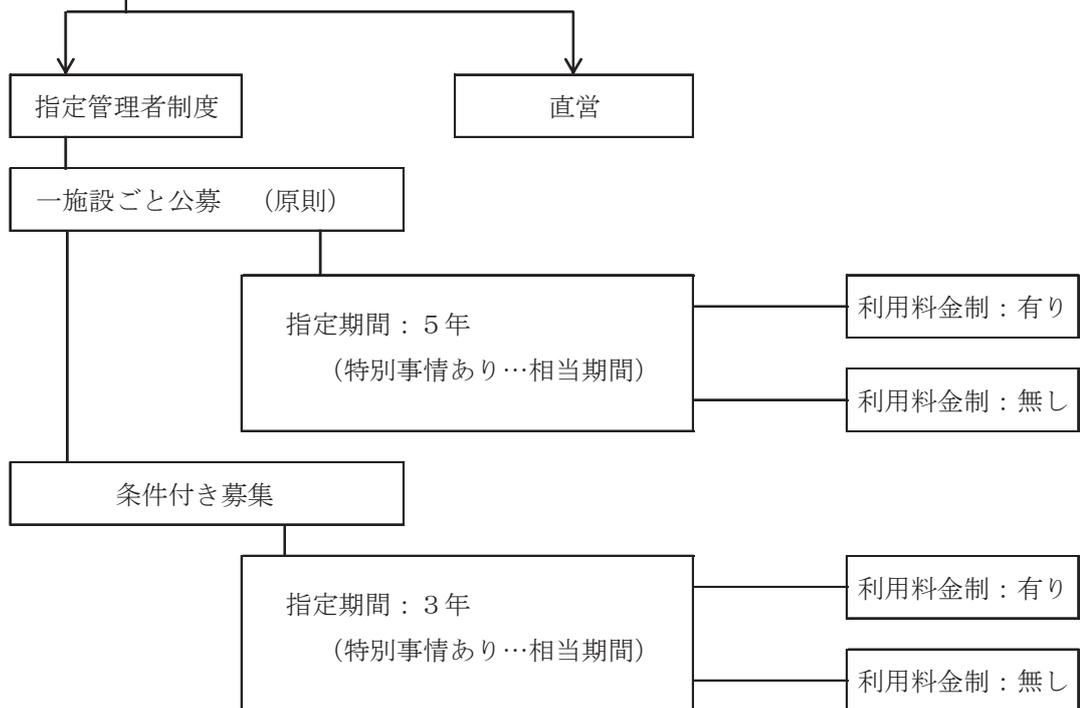
また、函館市民会館・函館アリーナについて、平成27年度から指定管理者制度を導入し、公募により「函館市文化スポーツ振興財団・コナミスポーツ&ライフグループ」が指定管理者に選定された。

(指定期間 3年、応募団体 1団体)

<指定管理者制度の導入>



<公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱>



監 査 結 果

○ 指摘・意見事項

(ア) 選定結果通知書における特例措置選定理由の記載【指摘】

公の施設の指定管理者制度運用取扱要綱における「4 候補者の選定（5）選定結果の通知・公表」には、次のように記載されている。

選定を行ったときは、速やかに全ての応募者に通知するとともに、選定理由を公表する。（様式例2-1および2-2）

上記「指定管理者制度の導入 ②候補者の募集に係る基本的な考え方」における、特例措置により選定された社会教育施設等10施設の「選定結果通知書」を確認したところ、選定理由が記載されていない。

選定理由を所管部署に確認したところ、下記「(イ) 特例措置により選定する理由【指摘】」に記載した回答を得たが「選定結果通知書」に記載されていない以上、選定理由を公表したことにならない。

担当者が代わったり時間が経過すると、選定時の詳細な事情が分からなくなる可能性があるので、今後特例措置により選定する場合には「選定結果通知書」に選定理由を必ず記載していただきたい。

(イ) 特例措置により選定する理由【指摘】

函館市社会教育施設等10施設については、当市の文化芸術・スポーツ活動の主要拠点であり、その管理運営は「公益財団法人 函館市文化・スポーツ振興財団」に継続して担わせてきたところである。

社会教育施設等の指定管理者選定にあたっては、平成21年度に青年センターおよび亀田青少年会館を公募化し、平成27年度からは新たに市民会館についても、函館アリーナと合わせて公募化することとしたところであり、当該10施設についても順次、公募化することが望ましいと考えている。

一方、同財団は文化・スポーツの普及振興のほか、市の文化・スポーツ施設の維持管理を行うことを目的に、市が100%出資して設立した団体であり、これまで当市の文化芸術・スポーツ施策推進

の中核を担ってきたところであるが、この間、市に頼らない自主・自立的な組織への転換を目指して様々な見直しを進めてきているところであり、市としても、平成26年4月1日付けで新たに移行した「公益財団法人」としての公益性の維持や、経営基盤の安定化、さらには団体職員の雇用など、団体設立者としての立場から、一定の配慮が必要な状況にある。

以上のことから、当該10施設に係る今後の指定管理者選定については、引き続き財団の自主・自立に向けた取組みをより一層働きかけながら、段階的な公募化について検討することとし、平成27年度から平成29年度までの3年間については、「函館市公の施設に係る指定管理者指定手続き等に関する条例」第6条第1項第1号（注）の規定に基づき、特例措置により同財団を指定管理者候補者として選定することとしたい。

なお、当該10施設のうち、旧函館区公会堂については、平成26年度に実施する耐震診断の結果を踏まえたうえで、公募化に向けた検討を進めることとし、文学館および北方民族資料館においては、資料預託者から将来的にも同財団が管理することについて強い意向が示されていることから、資料預託者と引き続き協議を行い、問題点等を整理しながら公募化に向けた検討を進めていくこととする。

（注）「函館市公の施設に係る指定管理者指定手続き等に関する条例」第6条第1項

市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは第2条第1項の規定にかかわらず、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

- ・施設の設置目的、性格、規模等から特に必要があると認められるとき。

このように特例措置により選定する理由として、公益性の維持・経営基盤の安定化・団体職員の雇用などの団体の特性を挙げている。

候補者の募集については、上記「指定管理者制度の導入 ②候補者の募集に係る基本的な考え方（ア）」により、原則として公募とされている。

しかし、上記「指定管理者制度の導入 ②候補者募集に係る基本的な考え方（イ）」において特例措置として、次のように施設の特性を挙げている。

「施設の管理とあわせ、その施設において市の施策に関連する事業の代行や自主事業を展開させることが望ましい施設」。

つまり、団体の特性を根拠に特例措置により選定していれば、上記「指定管理者制度の導入 ①指定管理者制度導入にあたっての検討の視点（ア）～（カ）」に記載されている効果（行政コストの削減が期待できる等）が得られないので、原則のとおり公募としていただきたい。

（ウ）選定施設の単位【指摘】

選定施設の単位は、上記「指定管理者制度の導入 ②候補者募集に係る基本的な考え方（ウ）」により、原則として一施設ごととされているが、特例として、次の条件を満たせば、複数の施設を一の指定管理者に一括し募集することができるとしている。

- ・施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られると認められる場合。

仮に特例措置ではなく、公募により複数施設を一の指定管理者に一括し募集する場合であっても、大規模な団体が有利になるので競争原理が働かず、上記「指定管理者制度の導入 ①指定管理者制度募集にあたっての検討の視点（ア）～（カ）」に記載されている効果（サービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる等）が得られない恐れがある。

そのため、上記「（イ）特例措置により選定する理由【指摘】」により、当該10施設について段階的に公募化する際には、特例の条件（施設の効率的な管理や効果的な活用により、市民サービスの向上が図られる）を満たす施設以外は、原則、一施設ごとに候補者を選定していただきたい。

3 出資団体

団 体 名	株式会社 函館国際貿易センター	担 当 課	港湾空港部																																													
設立年月日	平成15年9月30日																																															
資 本 金	3,000万円	出資比率	51.0%																																													
市出資額	1,530万円																																															
設立経過等	<p>平成15年9月、函館市が推進する「国際貿易・港湾振興プロジェクト」の推進母体として資本金3,000万円、函館市が51%出資し第三セクターの法人として設立した。</p> <p>地域の産業支援、貿易の促進およびふ頭業務を柱とした事業を展開することにより、地域経済の活性化や地域全体の振興発展を図ることを目的としている。</p> <p>事業展開としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 産業支援事業（貿易支援、ビジネス企画、ポートセール） (2) 貿易促進事業（海外・国内ビジネス） (3) ふ頭業務事業（コンテナヤードなど運営に関する個別業務） <p>の3部門で図り、地域経済の活性化を図ることとした。</p>																																															
現 況	<p>法人の概況</p> <p>1 出資状況（平成27年3月31日現在）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">発行する株式総数</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">6,000株</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">600株</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式総数</td> <td style="text-align: right;">23名</td> <td></td> </tr> </table> <p>2 主要株主</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">株 主 名</th> <th style="width: 20%;">持株数(株)</th> <th style="width: 30%;">出資比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>函館市</td> <td style="text-align: center;">306</td> <td style="text-align: center;">51.0</td> </tr> <tr> <td>(株)道水</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td style="text-align: center;">5.0</td> </tr> <tr> <td>函館空港ビルデング(株)</td> <td style="text-align: center;">23</td> <td style="text-align: center;">3.8</td> </tr> <tr> <td>(株)エスイーシー</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> <tr> <td>(株)魚長食品</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> <tr> <td>(株)森川組</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> <tr> <td>(株)松本組</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> <tr> <td>Honda Cars 南北海道(株)</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">3.3</td> </tr> <tr> <td>函館海運(株)</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">2.3</td> </tr> <tr> <td>函東工業(株)</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">2.3</td> </tr> <tr> <td>共栄運輸(株)</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">2.2</td> </tr> </tbody> </table>			発行する株式総数	6,000株		発行済株式総数	600株		株式総数	23名		株 主 名	持株数(株)	出資比率 (%)	函館市	306	51.0	(株)道水	30	5.0	函館空港ビルデング(株)	23	3.8	(株)エスイーシー	20	3.3	(株)魚長食品	20	3.3	(株)森川組	20	3.3	(株)松本組	20	3.3	Honda Cars 南北海道(株)	20	3.3	函館海運(株)	14	2.3	函東工業(株)	14	2.3	共栄運輸(株)	13	2.2
発行する株式総数	6,000株																																															
発行済株式総数	600株																																															
株式総数	23名																																															
株 主 名	持株数(株)	出資比率 (%)																																														
函館市	306	51.0																																														
(株)道水	30	5.0																																														
函館空港ビルデング(株)	23	3.8																																														
(株)エスイーシー	20	3.3																																														
(株)魚長食品	20	3.3																																														
(株)森川組	20	3.3																																														
(株)松本組	20	3.3																																														
Honda Cars 南北海道(株)	20	3.3																																														
函館海運(株)	14	2.3																																														
函東工業(株)	14	2.3																																														
共栄運輸(株)	13	2.2																																														

3 主要な事業内容

(1) 産業支援事業

貿易相談業務のほか、函館港の利用促進を図るポートセールス事業を展開、海外及び在京船社、地域荷主への営業活動の事業を実施、コンテナ貨物集荷支援活動を展開している。

※ ポートセールスとは

ポートセールスとは、港の管理者が関連企業等に自らの所有する港のメリットを説明し、船舶や貨物を誘致すること。国外的には港湾管理者が誘致目標とする国へ誘致のために説明をし、国内的には港湾管理者が都市や地元で説明をする。同時に利用者のニーズも把握して施設整備や運営の改善につなげていく。

(2) 貿易促進事業

サハリンプロジェクト関連船会社との取引及び函館港への寄港の要請、サハリン関連業者への対応、同事業における基礎基盤の確立に努めている。

(3) ふ頭業務事業

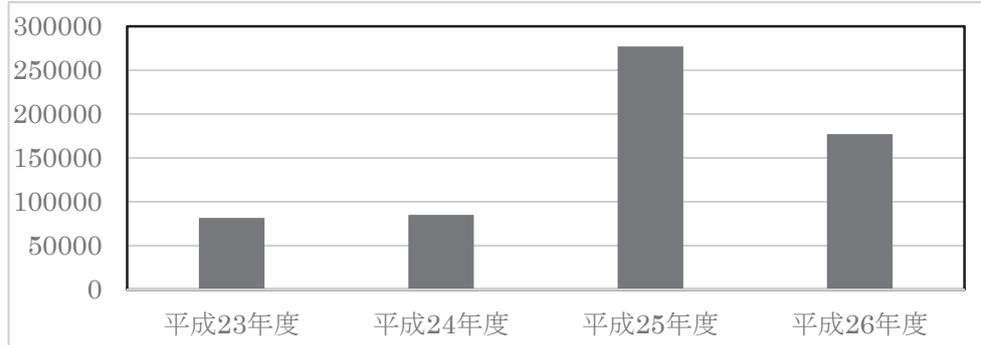
指定管理者として函館港港町ふ頭コンテナヤード施設に関する管理業務を遂行している。

4 事業年度別の財産及び損益

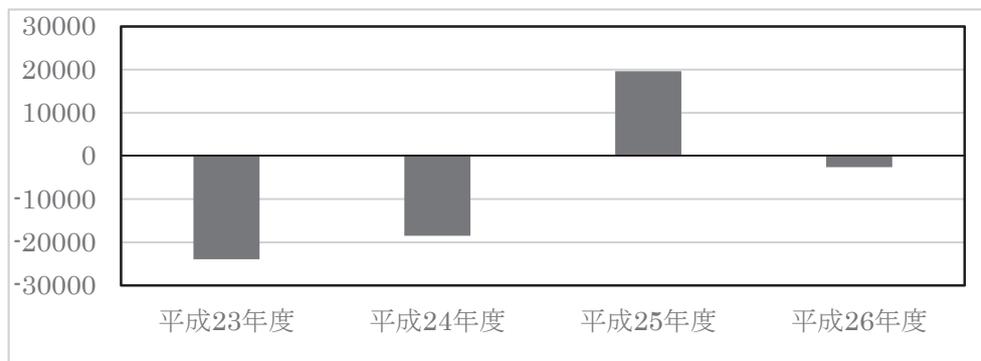
単位：千円

年度 区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
売上高	81,688	85,149	277,089	177,182
内 輸出	34,912	44,556	226,684	137,092
内 その他	46,776	40,593	50,405	40,090
経常利益	△ 23,732	△ 18,278	19,851	△ 2,385
当期利益	△ 23,940	△ 18,484	19,645	△ 2,591
総資産額	53,783	73,637	52,601	70,644
純資産額	34,824	16,339	35,985	33,394
繰越利益剰余金	4,346	△ 14,139	5,507	2,916

○売上グラフ



○当期純利益



5 出資団体に対する委託業務

(1) ポートセールス

函館港が道南の物流拠点としての機能を発揮するため、国際コンテナ戦略港湾との国内フィーダー航路の開設に向けての検討をはじめ、関連する企業や団体などを対象に、函館港の立地特性やメリット等を踏まえて効率的なロジスティックスの提案や、企業ニーズをマッチングさせるなど、函館港の利用促進に向けた取り組みに関して、次に掲げる業務を遂行してその結果を報告する。

※フィーダー航路とは

コンテナ船はその輸送効率を高めるために、特定の主要港湾のみに寄港し、主要港湾以外で発生する貨物については、主要港湾で積替輸送を行っている。この場合の主要港湾と寄港しない港湾との間の内航船、自動車、鉄道などによるコンテナ貨物の支線輸送をいう。

①国内フィーダー航路検討業

a 物流調査

北米及び中南米から函館圏までのコンテナ貨物の流れについて、船社、商社、契約方法、陸送内容を調査。

b 施設調査

国内フィーダー航路を開設する場合の函館港コンテナヤードの施設内容について、ハード、ソフトの両面から調査。

c 誘致調査

上記を踏まえ、国内フィーダー航路の誘致に向けた調査。

②ポートセールス業務

函館圏域における企業の輸出入動向を調査し、貿易相談を含めた物流ルートの策定を行うなど、提案型のポートセールスを行う。

a 海外セールス

海外の関連企業に対し契約期間内に5社以上

b 域外セールス

首都圏及び道央圏の関連企業に対し契約期間内に15社以上

c 域内セールス

函館圏域の関連企業に対し契約期間内に10社以上

③広告宣伝業務

函館港の概要を広く内外にPRし、函館港の利用促進を図ることを目的。

ポートセールス業務委託積算額

単位：円

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
直接経費			
国内フィーダー航路検討業務経費 ポートセールス業務経費 ほか	1,654,840	981,140	1,224,780
人件費	1,512,000	468,000	192,000
小 計	3,166,840	1,449,140	1,416,780
諸 経 費 (全体経費の10%)	316,684	144,914	141,678
委 託 料	3,483,524	1,594,054	1,558,458

(2) 港町ふ頭コンテナヤード施設管理

港町ふ頭コンテナヤード施設（以下「コンテナヤード施設」という。）を適正に使用できるように、施設及び設備の機能を維持するとともに、効率的な事務処理を行うなど、コンテナヤード施設を円滑に管理するために必要な業務を行う。

- ① コンテナヤード施設の管理運営に関すること。
- ② コンテナヤード施設及び付属施設の維持管理に関すること。
- ③ 外国貨物等の管理に関すること。
- ④ その他の業務（災害等）に関すること。

(3) 港町ふ頭コンテナヤード施設管理委託料

コンテナヤード管理委託 指定管理委託料（積算）

単位：円

項 目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収入				
クレーン使用料 リーファーコンセント使用料 ほか	12,844,000	13,619,000	14,774,000	15,564,000
支出	30,803,900	30,934,900	31,742,900	31,863,900
人件費	6,740,000	6,740,000	6,740,000	6,740,000
維持管理費 クレーン,リーチスタッカ リーファコンセント ほか	22,443,000	22,503,000	23,270,000	23,497,000
諸経費	1,620,900	1,691,900	1,732,900	1,626,900
収支差額 委託料	17,959,900	17,315,900	16,968,900	16,299,900

コンテナヤード管理委託 指定管理委託料（積算・実績対比）

単位：千円

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	積算	実績	積算	実績	積算	実績
収入	12,844	15,069	13,619	13,346	14,774	11,806
支出	30,804	32,771	30,935	33,004	31,743	32,413
人件費		6,996		7,859		7,662
業務委託費		7,502		7,432		7,717
通信費		193		187		203
消耗品費		422		574		264
修繕費		11,183		10,383		10,608
水道光熱費		3,250		3,944		3,486
車両費		2,617		2,047		298
賃貸料		287		237		1,985
租税公課		0		0		0
地代家賃		0		60		72
雑費		321		281		118
小計	△ 17,960	△ 17,702	△ 17,316	△ 19,658	△ 16,969	△ 20,607
委託料	17,960	17,960	17,316	17,316	16,969	16,968
差額	0	258	0	△ 2,342	0	△ 3,639

コンテナヤード利用状況

		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
車両出入		台	1,806	1,336	1,458
コンテナ出入		個	6,443	5,011	5,014
40ft	実	個	1,718	1,659	1,747
	空	個	1,390	1,004	1,448
20ft	実	個	1,689	1,460	937
	空	個	1,646	888	882
ジブクレーン		時間	229	155	151
リーチスタッカ		時間	386	283	276
上屋		m ²	471	303	244
リーファコンセント		時間	27,473	42,495	30,495

年度別コンテナ貨物量推移（実入）

単位：TEU

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コンテナ貨物量	1,980	2,229	3,421	2,900	2,383	2,513

客船入港実績

平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
18	11	8	12	11	7	10	14	37

【意見】

ここ数年の財務内容については、平成25年度の大型輸出契約（高速救難艇）があり、多少財務内容に改善は見られるものの、単年損益については通年利益が見込めない状況となっている。

近年の経済状況・国際状況では、函館貿易センター設立時とは大きく異なり、サハリンプロジェクトとの関連も厳しい状況下となっている。また、今後の経済状況も予想のつかない状況である。

観光面では客船入港数の増加など明るい兆しも見せているが、全国各地でポートセールスが激化し、今後の継続的取り組みが必要な状況もある。

平成15年に第三セクター法人として函館市の51%の出資により設立し、平成23年度からはコンテナヤード施設管理委託を行ったところであるが、指定管理業務での収支は平成24年度以降人件費他の一般経費の増大により赤字化している。

第三セクター法人として、公共資本の活用、地域発展の行政目的達成であり、民間の経営能力・効率的手法を取り入れ、事業を行うことを目的としている。そこには「事業の公共性の確保」と「会社法に定める法人としての利益の追求」との調整が必要となる。

現在の財務状況から早急な対応の必要性は薄いかもしれないが、今後指定管理業務の積算において、必要経費増加分を加味し委託業務費を増額した場合、法人の収益上は良好となるが、本来の指定管理者制度における事業の効率性、事業経費の圧縮とは相反することとなる。

出資団体たる法人に対しての委託業務であることから、経費項目についての積算は、明確性・合理性について十分検討して行う必要がある。

第三セクターについては全国的に経営破たんする団体も多く、総務省では平成21年「第三セクター等の抜本的改革の推進について」（総務省自治財務局長通達）、平成24年「第三セクターの抜本的改革の一層の推進について」（事務連絡）、平成26年「第三セクターの経営健全化等に関する指針の策定について」（総務省自治財務局長通達）を示すなど、第三セクターの経営健全化について取り組んでいる。

法人に対し50%以上の出資をしている函館市としては、今後、民間手法・能力の活用とともに、過去の経費処理の問題もあったことから、経営に対する指導・監督の方法や程度、市の財政的な負担限度などの検討をすすめ、財務内容の責任の所在など前記、指針等に基づき必要な規定を事前に調整し決めておくなど検討をする必要

性があると考える。

国際問題や経済状況の多くの不確実性に影響を受けやすい第三セクター法人であることから、今後の準備を検討しておくべきである。

4 出資団体

団体名	函館空港ビルディング株式会社	担当部局	経済部																																																												
設立年月日	昭和45年6月27日																																																														
資本金	260,000千円	出資比率	16.42%																																																												
市出資額	42,700千円																																																														
設立経過等	<p>昭和40年代、函館空港を離発着する航空機の大型化やジェット機への対応、便数の増に備えて空港の拡張工事を進めてきたが、拡張に伴い利用客の大幅な増加が予想されることから、対応する設備を完備した新ターミナルビルの早期建設が求められることになった。</p> <p>空港ターミナルビルの建設にあたっては、多額の資金を要するほか、空港整備計画に即応して建設計画を進める必要があったため、市をはじめ、北海道、渡島管内町村、地元経済界、航空会社などが協調して出資し、昭和45年6月27日に同社を設立した。</p>																																																														
現況	<p>自社所有ビル（函館空港における旅客ターミナルビル・貨物ターミナルビル等）に入居する航空会社、諸官庁、飲食及び物販店等に対する貸室業。</p> <p>付帯事業として、飲食物・旅行用品及び土産品の販売、食堂及び喫茶店の経営。</p> <p>航空事業者・航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供、広告宣伝業、損害保険代理店業等。</p> <p>直近3期の決算概要</p> <p>① 要約損益計算書 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業収益等計</td> <td>1,976,313</td> <td>2,502,669</td> <td>2,735,303</td> </tr> <tr> <td>営業費用等計</td> <td>1,647,526</td> <td>2,017,296</td> <td>2,198,036</td> </tr> <tr> <td>経常利益金額</td> <td>328,787</td> <td>485,373</td> <td>537,267</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(営業収益等のうち、地方公共団体等からの補助金)</small></td> </tr> <tr> <td>国土交通省 空港警備機器整備費</td> <td>0</td> <td>3,220</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>北海道 森林整備加速化・林業再生事業</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>14,683</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>0</td> <td>3,220</td> <td>14,683</td> </tr> <tr> <td>補助金除外後の経常利益金額</td> <td>328,787</td> <td>482,153</td> <td>522,584</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 要約貸借対照表 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産合計</td> <td>8,766,027</td> <td>8,642,938</td> <td>8,718,513</td> </tr> <tr> <td>(うち、資産含み損)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>6,366,205</td> <td>6,028,004</td> <td>5,750,133</td> </tr> <tr> <td>(うち、元利償還負債)</td> <td>5,673,444</td> <td>5,248,936</td> <td>4,850,678</td> </tr> <tr> <td>純資産合計</td> <td>2,399,822</td> <td>2,614,934</td> <td>2,968,380</td> </tr> </tbody> </table>				平成24年度	平成25年度	平成26年度	営業収益等計	1,976,313	2,502,669	2,735,303	営業費用等計	1,647,526	2,017,296	2,198,036	経常利益金額	328,787	485,373	537,267	<small>(営業収益等のうち、地方公共団体等からの補助金)</small>				国土交通省 空港警備機器整備費	0	3,220	0	北海道 森林整備加速化・林業再生事業	0	0	14,683	合計	0	3,220	14,683	補助金除外後の経常利益金額	328,787	482,153	522,584		平成24年度	平成25年度	平成26年度	資産合計	8,766,027	8,642,938	8,718,513	(うち、資産含み損)	0	0	0	負債合計	6,366,205	6,028,004	5,750,133	(うち、元利償還負債)	5,673,444	5,248,936	4,850,678	純資産合計	2,399,822	2,614,934	2,968,380
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																												
営業収益等計	1,976,313	2,502,669	2,735,303																																																												
営業費用等計	1,647,526	2,017,296	2,198,036																																																												
経常利益金額	328,787	485,373	537,267																																																												
<small>(営業収益等のうち、地方公共団体等からの補助金)</small>																																																															
国土交通省 空港警備機器整備費	0	3,220	0																																																												
北海道 森林整備加速化・林業再生事業	0	0	14,683																																																												
合計	0	3,220	14,683																																																												
補助金除外後の経常利益金額	328,787	482,153	522,584																																																												
	平成24年度	平成25年度	平成26年度																																																												
資産合計	8,766,027	8,642,938	8,718,513																																																												
(うち、資産含み損)	0	0	0																																																												
負債合計	6,366,205	6,028,004	5,750,133																																																												
(うち、元利償還負債)	5,673,444	5,248,936	4,850,678																																																												
純資産合計	2,399,822	2,614,934	2,968,380																																																												

③ 空港別収支

国土交通省が公表している、国管理27空港の「航空系事業」＋「非航空系事業」の収支（EBITDA）と乗降客数の最新データ（平成25年度）を、以下に示す。

函館空港の平成25年度の収支に関しては、「航空系事業」の赤字を「非航空系事業」（函館空港ビルディング株式会社が経営するターミナルビル貸室業等および空港環境整備協会が経営する駐車場業等）の黒字で補填できていない。

「航空系事業＋非航空系事業」の収支（EBITDA）について

平成25年度「航空系事業＋非航空系事業」の収支（EBITDA）

単位：百万円

空港名	航空系事業EBITDA	空港名	非航空系事業EBITDA	空港名	航空系事業＋非航空系事業EBITDA
東京国際	37,879	東京国際	31,571	東京国際	69,450
新千歳	6,240	新千歳	8,169	新千歳	14,409
福岡	△ 610	福岡	5,350	福岡	4,740
那覇	△ 8,990	那覇	4,242	那覇	△ 4,749
稚内	△ 438	稚内	54	稚内	△ 384
釧路	△ 577	釧路	273	釧路	△ 304
函館	△ 927	函館	860	函館	△ 67
新潟	△ 718	新潟	567	新潟	△ 151
広島	287	広島	805	広島	1,092
高松	61	高松	331	高松	392
松山	42	松山	852	松山	894
高知	△ 278	高知	348	高知	70
北九州	△ 277	北九州	377	北九州	100
長崎	79	長崎	629	長崎	707
熊本	195	熊本	765	熊本	960
大分	△ 49	大分	483	大分	435
宮崎	240	宮崎	701	宮崎	942
鹿児島	412	鹿児島	854	鹿児島	1,267
丘珠	△ 357	丘珠	27	丘珠	△ 330
小松	674	小松	625	小松	1,299
美保	△ 25	美保	161	美保	137
徳島	88	徳島	193	徳島	281
三沢	△ 161	三沢	33	三沢	△ 128
百里	△ 49	百里	161	百里	112
岩国	△ 98	岩国	68	岩国	△ 31

※注1：「EBITDA：Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization（利払前税引前償却前営業利益）＝経常損益＋支払利息＋減価償却費」。各空港が1年間の営業を通じて得られるキャッシュフロー（実質的な利益水準）を表す指標であり、投資家等が企業分析をする際によく使用されるもののひとつ。平成23年度に開催された「空港運営のあり方に関する検討会」において経営状態を適切に把握するための資料として提案された指標。

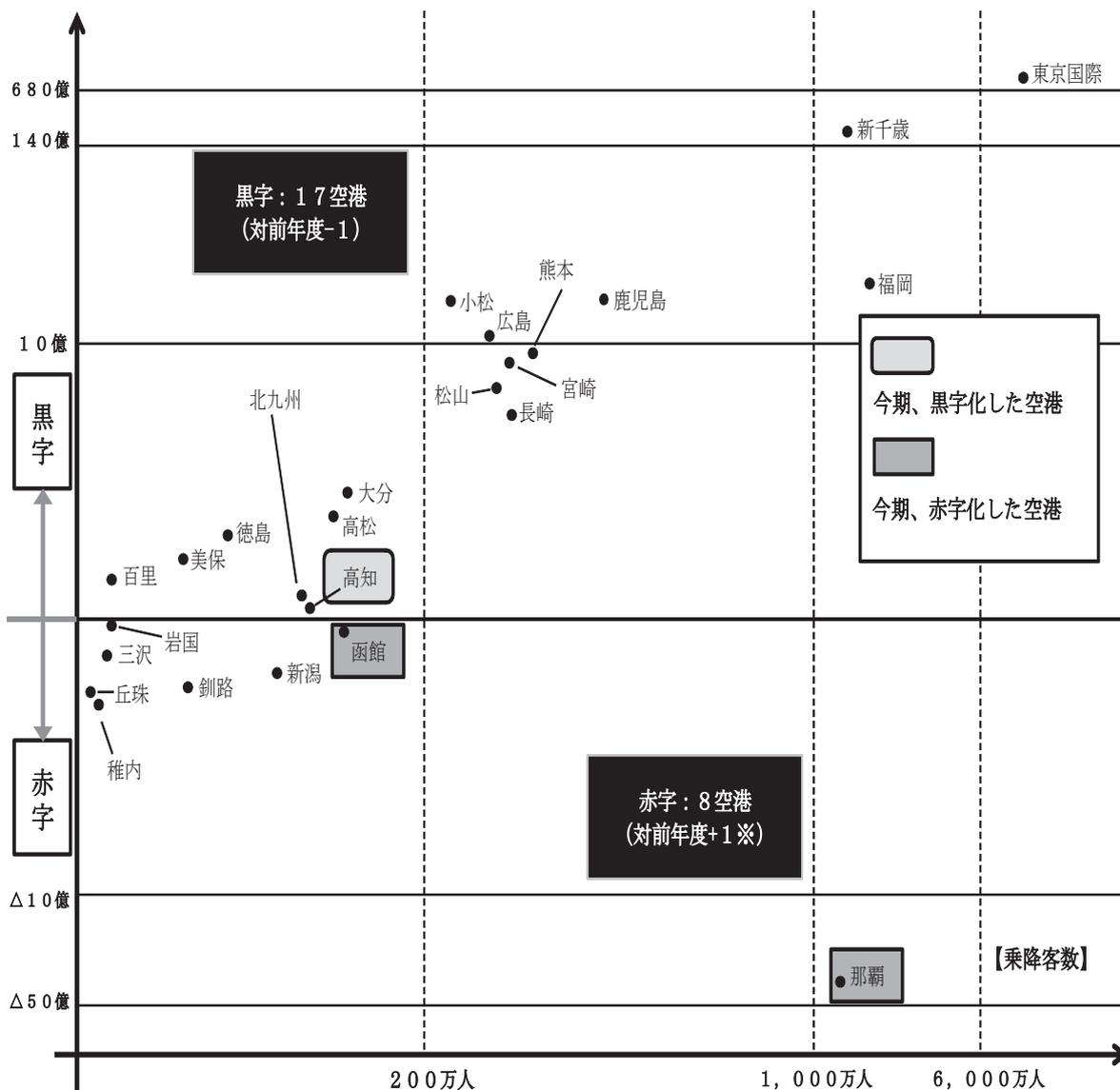
※注2：航空系事業の収支は、空港整備に係る経費を費用及び純粋一般財源も含めた一般会計受入を収益に計上した損益に基づき算出し作成したもの。また、非航空系事業の収支は、空港関連事業（旅客、貨物ターミナルビル事業者及び駐車場事業者）の損益を単純合算したものを基礎として算出し作成したもの。

※注3：八尾空港は前年度に引き続き乗降客数がゼロのため、記載していない。

※注4：仙台空港について、前年度に引き続き東日本大震災の影響による復旧のための空港整備経費の増加があり、特殊要因が伴うため上表には記載していないが、仙台空港の航空系事業のEBITDAは△約15億円。（なお、平成23年度及び平成24年度収支においても同じく特殊要因が伴っていたため、本表には記載しなかった。）

「航空系事業＋非航空系事業」の収支（EBITDA）と乗降客数について

平成25年度「航空系事業＋非航空系事業」の収支（EBITDA）



※注1：「EBITDA：Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization（利払前税引前償却前営業利益）≡経常損益＋支払利息＋減価償却費」。各空港が1年間の営業を通じて得られるキャッシュフロー（実質的な利益水準）を表す指標であり、投資家等が企業分析をする際によく使用されるもののひとつ。平成23年度に開催された「空港運営のあり方に関する検討会」において経営状態を適切に把握するための資料として提案された指標。

※注2：航空系事業の収支は、空港整備に係る経費を費用及び純粹一般財源も含めた一般会計受入を収益に計上した損益に基づき算出し作成したもの。また、非航空系事業の収支は、空港関連事業（旅客、貨物ターミナルビル事業者及び駐車場事業者）の損益を単純合算したものを基礎として算出し作成したもの。

※注3：八尾空港は前年度に引き続き乗降客数がゼロのため、記載していない。

※注4：仙台空港について、前年度に引き続き東日本大震災の影響による復旧のための空港整備経費の増加があり、特殊要因が伴うため上表には記載していないが、仙台空港の航空系事業のEBITDAは△約15億円。（なお、平成23年度及び平成24年度収支においても同じく特殊要因が伴っていたため、本表には記載しなかった。）

第三セクター等の抜本的改革等

① 処理策検討の手順

「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 第三セクター等の抜本的改革等 ①」(P 5 1 参照)。

② 抜本的処理策検討のフローチャート

「公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団 第三セクター等の抜本的改革等 ②」(P 5 2 参照)。

③ フローチャートにおける個別事項の検討

(ア) 事業そのものの意義

空港は、人員の輸送や物流を支える施設(インフラストラクチャー)である。

また、経済・観光振興や医療を守るための交通拠点であり、大規模災害時に果たす役割も重要となっているので、事業そのものの意義はあるものと判断する。

(イ) 採算性

フローチャートの採算性(注1)②(P 5 3 参照)では、損失補償を行っていない第三セクター等(地方道路公社及び土地開発公社を除く。)で次のいずれかに該当するものは、原則として採算性が無いものと判断するとしている。

ア 経常収支が赤字のもの。地方公共団体から補助金等の財政援助を受けている場合は当該財政援助の額を控除の上、判断すること。

イ 債務超過であるもの。含み損のある資産を保有している場合は当該含み損を反映の上、判断すること。

ウ 債務の元利償還がある場合、当該償還費の10%以上を地方公共団体からの補助金又は実質的な新規貸付金等の財政支援に依存しているもの。

上記直近3期の決算概要から、資産超過であり、経常収支(補助金除外後の経常利益金額)が黒字であるため、採算性が有るものと判断する。

(ウ) 事業手法の選択

上記(イ)により採算性が有るものと判断するため、事業手法の選択(注)は検討しない。

また、直近3期における函館市の出資配当金受取額は、次のとおりである。

- ・平成24年度：3,416,000円
(1株：500円当たり40円)
- ・平成25年度：3,416,000円
(1株：500円当たり40円)
- ・平成26年度：4,270,000円
(1株：500円当たり50円)

このように、函館市の出資金額4,270万円に対する出資配当金は一般会計の歳入を構成し財政に寄与しているため、経営努力を行いつつ、第三セクター等で、引き続き実施するものと判断する。

(注) 別記3(P54参照)「事業手法区分別特性」における三セク等の特性では、次のように述べられている。

- ・公的部門の費用負担は、
 - ①経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費。
 - ②経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費。
- ・経営の裁量の大小はやや小さい。
- ・公的部門に係る赤字負担リスクは損失補償に係る費用負担。
- ・公的部門のガバナンスは、
 - ①出資・出損者としてのガバナンス。
 - ②自治法に基づく調査権、監査権。

空港の民営化

① 空港運営に関する有識者懇談会報告書（平成24年3月29日）

(ア) 背景

ア 国の空港経営改革の動き

国土交通省では、平成22年5月に「国土交通省成長戦略」を発表し、同戦略の中で我が国の大部分の空港では、滑走路などを保有する国や地方自治体と空港ターミナルビルなどの空港関連企業が別組織となっているため、これらの組織の経営一体化や民間への経営委託などにより、「民間の知恵と資金」を活用した空港経営の抜本的効率化を図ることとされた。

また、その具体的な手法等について検討するため、平成22年12月に「空港運営のあり方に関する検討会」が設置され、昨年7月に報告書が取りまとめられた。

イ 「空港運営に関する有識者懇談会」の設置（北海道）

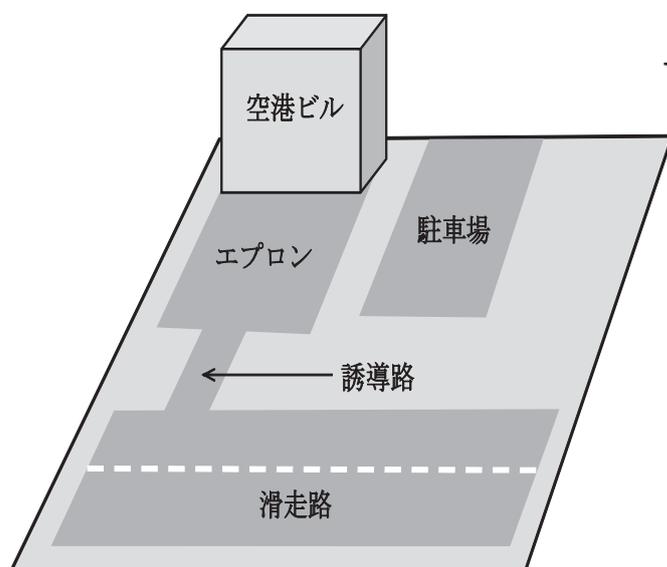
「空港運営のあり方に関する検討会報告書」では、「真に魅力ある空港の実現」、「国民負担の軽減」という2つの方向性が設定され、これらの方向性に沿って具体的な検討を進めるため、「航空系事業と非航空系事業の経営一体化の推進」、「民間の知恵と資金の導入とプロの経営者による空港経営の実現」などを基本原則とすることとされた。民間の知恵と資金の導入については、航空系事業と非航空系事業を一体的に運営する権利を民間の空港運営主体に付与する、いわゆる「コンセッション＝運営委託」方式が主たる手法として想定されることとなった。

一方、我が国を取り巻く航空情勢としては、近年の世界的な景気後退や航空会社の厳しい経営状況などを背景に路線の休止や減便、それに伴う利用者数の減少が進んでいる。

また、格安航空会社、いわゆるLCCの我が国への就航が相次ぐ中、我が国の大手航空会社と海外の航空会社などが共同して、国内線と国際線の両方を運行する新たなLCCを設立し道内に就航する新たな動きが加速している。

こうした国や航空業界の動きに適切に対応していく上で本道における空港運営のあり方について北海道としての考え方を整理するため、「空港運営に関する有識者懇談会」が設置されることになった。

経営一体化により見込まれる効果



■現状と課題

- 海外では、滑走路などの基本施設と空港ビル、駐車場等は、一体で運営されている。
- 我が国では、成田、関空、中部を除き、運営主体がそれぞれ異なるため、空港運営における諸課題についての調整に時間がかかる。
- 誘致活動においても、着陸料の引き下げの判断は国にあり、ターミナルビルの使用料については空港ビル、実際の誘致活動の主体は、自治体や経済界であり、必ずしも方針の統一化が図られている状況にはない。

※課題については、関係者からの聞き取り

■経営一体化の効果

- 重複業務の解消によるコスト削減

(例)

- 警備業務の一括委託
- 施設の維持管理の一括委託
- 管理組織の一元化

- 効果的な誘致活動

○航空路線の維持確保、新規開設に向けた効果的・効率的な取組
(方針の統一化、インセンティブの組み合わせ等)が期待される。

※関係者からの聞き取り

1. 平成21年度道内空港の空港別収支（キャッシュフローベース）

（百万円）

道内空港	歳入項目			歳出項目				歳入・歳出差額
	着陸料等収入	土地建物等貸付料収入	歳入項目合計	空港等維持運営費等	土地建物借料	固有資産所在市町村交付金	歳出項目合計	
新千歳	7,305	909	8,214	3,246	0	168	3,414	4,800
稚内	80	0	81	460	0	11	471	-390
釧路	273	25	298	665	10	53	728	-431
函館	575	82	657	747	2	76	825	-167
丘珠	38	27	66	277	0	17	294	-228
旭川	429	27	456	745	13	10	768	-312
帯広	256	4	260	386	13	0	399	-139
女満別	348	46	394	501	0	18	519	-125
中標津	45	1	46	259	0	13	272	-226
紋別	26	1	27	266	19	15	300	-273
奥尻	0	8	8	101	0	15	116	-108
利尻	8	12	20	213	0	11	224	-204
礼文	0	0	0	4	0	0	4	-4
合計	9,383	1,142	10,527	7,870	57	407	8,334	2,193

（参考）

「着陸料等収入」～着陸料、停留料、保安料収入などを計上。

「土地建物等貸付料収入」～土地、建物等の貸付による貸付料収入を計上。

「空港等維持運営費等」～人件費、庁費等、滑走路等の維持運営費等（離島空港については、ターミナルビルの維持運営費を含む）を計上。

「土地建物借料」～土地、建物等の借用による支払借料を計上。

「固定資産所在市町村交付金」～固定資産の所在する市町村に交付する交付金を計上。

※ 道内空港の収支試算については、国土交通省が示している4つのパターンのうち、パターン④（一般会計財源非配分かつ空港整備関係歳出・費用除外型）に準拠して作成。

※ 国管理空港については、国土交通省の資料に基づいて作成。

※ 奥尻空港の着陸料については20万円程度であり、百万円に満たないため0と記載している。

※ 礼文空港については、平成21年度から休止中。

2. 道内空港の整備費（5年間の平均）

（百万円）

道内空港	空港整備費
新千歳	4,823
稚内	648
釧路	611
函館	922
丘珠	126
旭川	248
帯広	183
女満別	795
中標津	394
紋別	57
奥尻	4
利尻	4
礼文	4
合計	8,819

（参考）

※ 空港整備費については、国土交通省の資料に基づいて作成しており、平成19年度から平成23年度の5年間の総事業費（予算ベース）の平均で算出。

3. 平成21年度道内空港関連事業の収支

（百万円）

道内空港	売上高	営業損益	経常損益
新千歳	41,489	2,045	1,441
稚内	169	36	35
釧路	710	65	18
函館	1,836	363	214
丘珠	209	32	29
旭川	1,257	246	215
帯広	428	102	103
女満別	420	84	74
中標津	233	5	-0.5
紋別	86	21	19
奥尻	—	—	—
利尻	—	—	—
礼文	—	—	—
合計	46,837	2,999	2,148

（参考）

※ 空港関連事業の収支は、空港ターミナルビル事業者の単体決算及び当該空港の駐車場事業者の収支を単純合算。

※ 国管理空港については、国土交通省の資料に基づいて作成。

※ 離島空港のターミナルビルについては、道が設置し、管理運営を地元自治体に委託しているため、これらの収支については、1.の空港別収支に含まれている。

※ 女満別空港の駐車場事業者の収支については、企業会計ベースではないため、含めていない。

なお、収支としては、約4百万円の黒字（平成21年度）となっている。

(イ) 今後の対応の方向性（本懇談会の北海道に対する提言）
ア 道内空港の運営の効率化

民間航空機が常時運行可能な13の道内空港全てにおいて持続的な空港運営を確保するためには、それぞれの空港において効率化を進めることが不可欠である。ここで重要なことは、何のために効率化を行うのかということを経営の関係者間でしっかりと共有することである。空港の公共性、公益性を確保する必要性は言うまでもないが、それを以って赤字を無条件に許容しているものではない。道民の理解を得るためにも、空港が持つ公共性、公益性を確保しつつ如何に効率化を図るかが今後求められる。

効率化を進める上で、特に赤字空港については効率化に向けた取組が関係者間における評価にとどまるのではなく、社会一般に認められるものであることが必要である。

このため、空港収支等について更なる情報の開示を行うとともに、効率化に向けた取組やその結果などについても可能な限り公表していくことが重要であり、それが道民の理解を得ることにつながるものである。

イ 新たな技術の導入による利用者利便の向上

空港の効率化に加え、利用者にとって使いやすい空港を目指していくことも中長期的な空港の魅力の向上のために必要と考えている。利用者利便の向上策としては、単位時間当たりの発着枠の増加や定時運航率の向上、カウンターやセキュリティーレーンにおける待ち時間の短縮や混雑の緩和を図ることが考えられる。

ウ バンドリングの活用

国の空港経営改革における基本的な考え方に沿って、道内国管理空港の全てについて個別の空港ごとに経営の上下一体化や民間委託が進められた場合、赤字の空港についても民間事業者が手を挙げるのかについては、国が現時点で公表している情報からは厳しいものと考えている。

このため、懇談会としては、国の空港経営改革において本道の特殊性を十分に踏まえ、バンドリングという手法の活用について考えていくことを提言する。

なお、バンドリングについては、バンドリングによる相乗効果や交渉力の強化、コスト削減などの様々な効果が期待され、結果

的に内部補助の側面も一部あるとしても本道の空港機能を持続的に維持していく上で重要な一つの手法と考えている。しかし単に一部の空港の黒字を持って他空港の赤字を補填するといった発想だけでバンドリングを活用することは適当ではない。

バンドリングの範囲については地元の意向などを十分に考慮する必要があるため、引き続き検討が必要であり、その検討に当たっては、既に見直しの動きが具体化している国管理空港から考えていく必要がある。

エ 空港運営の見直しに係る課題への対応

○ 安定的な事業継続の仕組みの構築

道内関係者からの意見聴取の中で、多くの関係者が国の経営改革が進められた場合に空港整備等が今後どうなるか分からない点を課題として挙げていた。これは民間を活用する場合にどこまでの整備を民間にやってもらい、どこまでの整備を国が引き続き行うのかという点を明確にすることが地域における検討を進める上で重要であることを示している。

このため、国はできるだけ早く官・民の役割分担を明らかにすべきである。

また、空港の維持運営についても個別空港ごとに見た場合、着陸料等の収入だけでは赤字の空港もあるため、こうした状況も十分考慮した上で制度設計を行う必要がある。

○ 事業継続が困難となった場合の対応

予測できない事態により民間事業者による事業継続が困難になった場合、国が責任を持って国管理空港の維持運営を継続していく考えを明らかにする必要がある。国はPFI法の公共施設等運営権制度の活用を念頭に置いているが、本制度が空港管理の一部である運営を民間事業者に委ねるものであることを考えれば、国が管理する空港という位置付けやその空港が持つ公共性、公益性は何ら変わらないことになる。このため、モラルハザードの観点に留意しつつ、予測できない事態があった場合には国が事業を継続することを明確に示す必要がある。

オ 地域との継続的な情報共有

国の動きについての情報に加え、道の検討状況についても適宜、地域と情報の共有や意見交換等を行う必要があるため、道において13空港全ての関係者が一堂に会する場を設けることが必要と考える。

- ② 国の検討会報告書についての受け止め
 (函館市、函館空港ビルディング株式会社)

「空港運営に関する有識者懇談会」ヒアリング資料

国の検討会報告書 についての受け止め	函 館 市	函館空港ビルディング株式会社
2つの方向性	<p>【真に魅力ある空港の実現】 地方空港の魅力は、空港の機能のみならず、空港所在地など地域の魅力も重要な要素であると考えます。</p>	<p>【真に魅力ある空港の実現】 報告書にもあるとおり、空港利用料金の低減等国際競争力の強化や空港機能向上による就航路線・便数の拡大など利用者、航空会社双方にとっての空港の魅力を高めることは望ましいと考えるが、航空会社においては、空港利用料負担の低減だけで就航路線・便数を拡大することは考えられない。</p> <p>本格的な人口減少時代を迎え、観光振興等交流人口の拡大による地域経済の活性化が求められている。</p> <p>特に、国際観光都市である函館市及び南北海道地域にとってインバウンド観光客の増大を図ることが重要な課題となっており、その実現のためには、南北海道地域が一丸となり「真に魅力ある空港づくり」、「住んでよし・訪れてよしの街づくり」など地域の魅力を高める努力と情報発信の強化が必要不可欠と考える。</p>

	<p>【国民負担の軽減】</p> <p>空港経営の徹底的な効率化を図ることにより、国費負担の軽減と同様に空港整備の地方負担金の軽減となることを期待したい。</p>	<p>【国民負担の軽減】</p> <p>空港経営の徹底的な効率化を図ることにより、空港経営に伴う赤字を縮小・解消することは望ましいと考えるが、空港は地域にとって公共的役割を担う重要インフラであり、赤字になったから廃港するという事にはならない。</p> <p>民営化にあたっては国民生活等を支えるインフラの維持運営には、国も一定の負担をする仕組みを構築すべきである。</p>
<p>国の検討会報告書 についての受け止め</p>	<p>函 館 市</p>	<p>函館空港ビルデング株式会社</p>
<p>航空系事業と非航空系事業の経営一体化の推進</p>	<p>空港運営の見直しは、民営化を目標として、各空港ごとに事業の一体化による経営改善の検討を行う必要があるという提言として受け止めている。</p> <p>空港の運営の見直しを行った結果、民営化が難しいとなった場合に、その空港がどのようになるかという点について不安がある。</p>	<p>空港全体での徹底的な効率化を図る観点から、航空系事業と非航空系事業の経営一体化の推進は必要であると受け止めている。</p> <p>しかし、地方空港においては、幹線空港のような非航空系事業による集客力・収益力を高めることは容易ではなく、経営一体化を推進しても赤字を解消できず空港利用料の低減を図れないことによって、航空会社の路線撤退・縮小・小型化などが加速する懸念があり、運営事業者が大きなリスクを負うことも想定され、リスクに対応する方策が必要である。</p>

国の検討会報告書 についての受け止め	函 館 市	函館空港ビルディング株式会社
<p>民間の知恵と資金の導入とプロの経営者による空港経営の実現</p>	<p>【民間の知恵と資金】 民間の経営手法により、各空港の実情に応じ経費の節減、運航便数の増加、非航空系事業の充実などにより経営の改善を図るものと解されるが、国管理となっている航空事業部門の運営については、保安管理など安全性を確保するうえで必要な業務もあることから、このような業務については、国が運営している段階において、現管理者の立場から運営方法の見直しを行い、経費削減案を提示する必要があると思われる。</p> <p>【プロの経営者による空港経営の実現】 運営主体となる企業としては、空港ビル会社など既に空港関連業務に携わる事業者のほか、経営の合理化に高い能力を持つ企業や、資金調達力のある企業、または、このような企業のバックアップを受けている企業などではないかと考える。</p>	<p>空港が地域の重要インフラとしての役割を担保するためには、一概に経営一体化、即民営化という議論は、赤字の解消が難しい地方空港にとって無理があるのではないかと考える。</p> <p>また、民間資金の導入については、国等公的関与による長期的に安定した空港運営のスキームがなければ、資金を集めることは難しいのではないかと考える。</p> <p>空港は、公共交通インフラとして高い公共性・公益性を有していることから、その運営にあたっては新たな空港運営主体・地方自治体・地域経済界など関係機関との協働関係を保持した上で、長期的に安定した運営を図ることが最も重要である。</p>

<p>国の検討会報告書 についての受け止め</p>	<p>函 館 市</p>	<p>函館空港ビルデング株式会社</p>
<p>複数空港の一体運営 (バンドリング)</p>		<p>報告書にある通り、バンドリングによりコストの低減やネットワーク効果等を通じて、相当程度の経営改善が図れる場合は、バンドリングは有効な手段のひとつであると受け止めているが、空港は地域の特性を活かし、地域が主体性を持って運営することが肝要であると考えており、函館空港においては、種々の課題もあるが可能であれば地元自治体・経済界とも十分連携を深め、当社が主体となった単独での運営を望んでいる。</p>
<p>民間企業として経営 上努力している点</p>		<p>株式会社として様々な経費を削減した経営努力によって利益を確保し、安全対策・バリアフリー対策など利用者・航空会社にとって利便性の高いターミナルビルの運営を目指し努力している。</p> <p>インバウンド対策として、台湾・韓国でのプロモーションや商談会に函館市・経済団体等と積極的に参加するとともに、成長著しい中国からの観光客誘致事業として、上海・北京等を訪問し、主要航空会社へのチャーター便の運航要請や旅行エージェントへのプ</p>

		<p>ロモーションに取り組んでいる。(台湾からのチャーター便数は、函館空港が7年連続国内トップ)</p> <p>エアポートフェスタ等の空港でのイベント開催や函館市内のイベントへの参加・協賛等を行い、函館空港のPRを行うとともに南北海道地域の広域・滞在型観光を推進するため、南北海道管内18市町のマップパネル・観光パンフレットラックの設置や地域イベントのPRに努めている。</p> <p>空港施設見学、出前講座等を関係機関と共に開催し函館空港のPR、利用促進に努めている。</p>
国の検討会報告書 についての受け止め	函 館 市	函館空港ビルディング株式会社
意見・要望等	<p>【意見】</p> <p>国が提示した各空港ごとの事業収支試算の詳細が不明であることに不安があることから、国から情報収集していく必要がある。報告書の海外事例の記載にあるように、国が運営している段階で、公団など企業会計方式で空港の運営を行い、民営化に移行しやすい体制をつくってはどうか。</p>	<p>空港は拠点都市と地方を結ぶネットワークがあつて意義がある施設であると考えが、国の検討会報告書は、幹線空港を前提とした議論が中心になっていると感じられる。</p> <p>単独での空港運営を検討する中で具体的な情報が乏しいことから、収支状況等の現状業務（駐車場部分含む）に関する詳細な情報を早期に提供してほしい。</p> <p>公共交通インフラの機能を高める滑走路等の耐震化工事など大規模投資については、従来どおり国が実施</p>

<p>国の検討会報告書 についての受け止め</p>	<p>函 館 市</p>	<p>函館空港ビルディング株式会社</p>
	<p>函館空港の民営化をすすめるうえでの特殊事情(課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定飛行場指定による空港周辺環境整備事業（住宅騒音防止対策事業など）の費用負担。 ・ 北海道新幹線の開業の影響。 <p>【要望】</p> <p>空港民営化後の経営不振時の支援策の確立。</p>	<p>すべきである。</p>

③ 最新動向

(ア) 国土交通省：道内4空港一括民営化を容認

(平成27年11月14日 北海道新聞)

国管理空港の滑走路と空港ビルの運営を一体的に民間委託する「空港民営化」について国土交通省は、新千歳空港を民営化する場合、地元の意向があれば他の国管理空港の運営権と一括して民間に売却することを容認する方針を固めた。

道内では函館、釧路、稚内の3空港が対象となる。単独の民営化で新千歳だけが集客力を高めれば、他空港との格差が広がると懸念する道に理解を求め、民営化に向けた検討を促すのが狙いだ。

(イ) 政府：道内6空港一括民営化の方針

(平成28年1月4日 北海道新聞)

政府は新年度、空港の滑走路とターミナルビルの運営を一体で民間委託する空港民営化に関し、地元の意向があれば、道内で国が滑走路を管理する新千歳、釧路、稚内、函館の4空港のほか、国所有滑走路を市が管理している旭川、帯広も加えた計6空港の「一括民営化」を目指す方針を固めた。

6空港を一つの会社などにまとめて民間委託することで運営の効率化を図り、特に道内で好調な外国人観光客の集客力向上につなげる狙いだ。

政府は本年度中にまとめる国の「観光ビジョン」で、北海道を空港民営化の重点地域に位置付け、道や関係自治体に検討の加速を促す考えだ。

(ウ) 道内空港調査：新千歳・稚内 民営化に前向き

(平成28年1月12日 北海道新聞)

北海道新聞は離島を除く道内10空港ビルの運営会社を対象に、空港経営活性化に関するアンケートを実施した。

新千歳と稚内の運営会社が空港ビルと滑走路、駐車場などの運営を一体的に民間に委託する空港民営化に前向きな姿勢を示した。

稚内は新千歳との一括民営化について「地域のために最善であれば前向きに検討したい」とし、新千歳の集客力が稚内に波及す

ることに期待している。

政府が民営化の検討対象に挙げた函館、旭川、帯広の各運営会社は情報収集の段階だ、などとして民営化の是非については回答を留保した。

中でも函館は「空港は高い公共性がある。地域が自主性を持って長期的に安定した運営を図ることが重要だ」とし、地域と関わりの少ない資本が参加することに警戒感を示した。

(エ) 空港環境整備協会：函館空港駐車場を来月から30分無料化

(平成28年1月19日 北海道新聞)

函館空港駐車場を運営する空港環境整備協会（東京）は2月1日から、同駐車場の利用料金を30分まで無料化する。マイカーなどで送迎に訪れる人などの利便性を高める狙いだ。

函館市がオーナーの函館駅前広場駐車場はすでに30分まで無料化している。北海道新幹線開業でJRと航空会社の旅客獲得競争激化が予想される中、駐車場の利用条件を対等にして「航空旅客の増加につなげたい」（同協会）考えだ。

(オ) 北海道知事：道内4空港一括民営化の方針

(平成28年2月11日 北海道新聞)

高橋はるみ知事は、空港の滑走路とターミナルビルの運営を一体で民間に委託する空港民営化に関して、新千歳空港を核に道内の一部空港の一括民営化を目指す方針を固めた。

政府の意向を踏まえ、国が滑走路を管理する新千歳、函館、釧路、稚内の4空港を想定しているもようだ。

民営化によりこれらの空港の集客力を高め、道、市管理を含む他の道内9空港の活性化にもつなげる狙いだ。

ただ、函館、釧路の両空港については地元で民営化への慎重論があるとみており、地元の意向を踏まえつつ、国と協議を進めることになりそうだ。

政府は外国人観光客の集客力を高めるため、北海道を空港民営化の重点地域に位置づけ、2020年の東京五輪前に実現したい考えだ。

(カ) 菅義偉官房長官：一括民営化は道内6空港で
(平成28年2月13日 北海道新聞)

菅義偉官房長官は12日の記者会見で、高橋はるみ知事が国管理の新千歳、函館、釧路、稚内の4空港の一括民営化方針を固めたことに関し、市管理の旭川、帯広を加えた6空港の一括民営化を目指すべきだとの認識を重ねて示した。

菅氏は、6空港の一括民営化を目指す理由について「(国管理の4空港だけでなく)旭川、帯広も新千歳空港との一体的な運用が可能になれば、北海道全体の広域的な観光周遊ルートの形成に大きな効果がある」と説明した。

政府は、市管理の旭川、帯広の2空港も滑走路は国が所有しているため国管理空港との一体運営が可能と判断している。

○ 指摘・意見事項

空港の民営化 ③最新動向からは、2020年までに函館空港を含む道内複数空港の一括民営化（バンドリング）が実現される方向性が示されている。

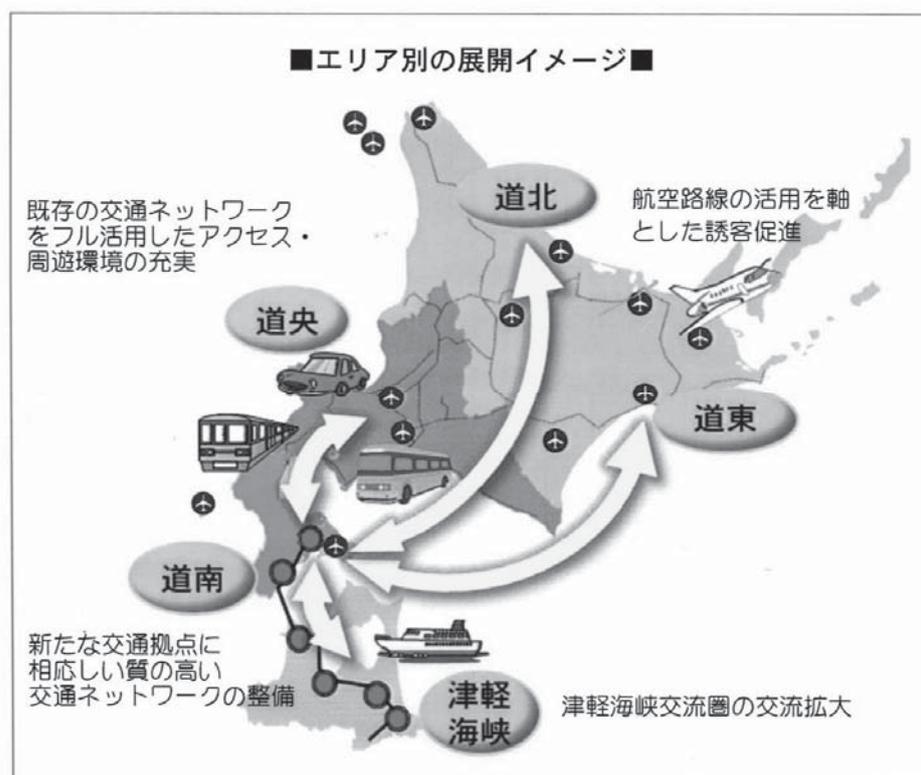
函館空港の収支および乗降客数については、バンドリングの対象である新千歳と比較すれば規模が相当小さいが、釧路・稚内・旭川・帯広よりは規模が大きい（道内空港の空港別収支の試算等についてP80参照）。

また、国管理27空港の中では中間位の規模であり、2018年4月の民営化を目指している香川県の高松空港と同程度の規模である（「航空系事業」+「非航空系事業」の収支（EBITDA）と乗降客数についてP75参照）。

また、2016年3月26日に開業する北海道新幹線駅が設置される道南エリア（函館市を含む）においては、新幹線の開業効果を全道に波及させる役割が期待されている。

北海道新幹線開業に向けた道内交通ネットワーク整備指針（2015年3月 北海道新幹線開業戦略推進会議）においても、【函館空港を起点とした航空路線の活用】「既存の航空路線の活用や需要の検証などを踏まえた上での新規路線の開設などにより、新幹線利用者の広域周遊を促進するための道内航空ネットワークの充実を図る」こととされている。

監 査 結 果





また、【自動車利用者の利便性向上】「主要都市、観光地等を結ぶ広域的な周遊と観光地へのアクセス性の向上、新幹線駅へのアクセス性の向上、新幹線駅周辺における道路案内標識の充実などにより、自動車利用者の利便性向上を図る」こととされている。

そして、函館インターチェンジ（IC）から函館空港ICまでの10キロを結ぶ函館新外環状道路が、2020年度に全線開通する見通しとなった（北海道開発局が2015年5月15日に公表）。

そうすると、新函館北斗駅から函館空港までは30分以内で結ばれるため、道内航空ネットワークの充実に大きく寄与すると期待される。

また、函館江差自動車道の茂辺地ICから木古内IC（北海道新幹線の木古内駅の近く）までの16キロが、その前年の2019年度に開通予定であるので、道南の広域高速交通体系が構築され、自動車利用者の利便性向上が図られることになる。

【意見】

函館空港はこのような地域の特性を活かし、地域が主体性を持って運営することが望ましい。そこで、約45年間ターミナル貸室業等を運営している函館空港ビルディング株式会社が、

- ・まずは主体となって単独運営が可能であるか、
- ・次に、バンドリングにより運営を委託される会社の経営に同社が携わるにはどのような方法が考えられるか、

本来は「空港運営に関する有識者懇談会報告書」が取りまとめられた平成24年中に立ち上げるべきであったが、今からでも「函館空港民営化に関する有識者の懇談会（仮称）」を早急に設置し、あらゆる可能性を追求するべきである。

なお、「函館空港民営化に関する有識者の懇談会（仮称）」の開催に伴う経費の財源として、函館空港ビルディング株式会社からの出資配当金（平成26年度は427万円）、さらに、民営化以降に伴う経費（例えば、新たな民間会社への出資など）の財源として、民営化時における株式売却代金（帳簿価格4,270万円）を活用することも検討すべきである。

5 出資団体

団体名	函館サイロ株式会社	担当部局	経済部																
設立年月日	昭和52年8月9日																		
資本金	100,000千円	出資比率	10.00%																
市出資額	10,000千円																		
設立経過等	<p>昭和50年当初、小麦の荷揚げ・保管様式は各港とも斛取り、麻袋詰、倉庫保管であり、労働力不足という時代背景もありコストが増大した。</p> <p>このため、政府は斛取り、麻袋詰、倉庫保管によらず、小麦を吸揚機により荷揚げ・出庫できコストを削減できる臨港サイロに着目し「全国26の食糧庁指定の輸入小麦陸揚港（道内指定港は函館、小樽）に臨港サイロの建設等の施設整備を図る」との方針を示した。</p> <p>この方針に基づき、食糧庁から函館市に対しても臨港サイロの建設について指導があり、函館市及び倉庫業者、港湾関係者、日清製粉㈱など関係者による協議を行った。</p> <p>協議の結果、<u>民間資金だけでは臨港サイロの建設は難しいことから</u>、食糧行政のみならず函館港及び函館の経済振興に寄与し、公共性が高いとの判断から出資することとし、昭和52年8月2日に同社が設立された。</p> <p>同社の定款の目的には、①ばら穀物を保管する営業サイロ事業、②①に付随する一切の事業を営むことと記載されている。</p>																		
現況	<p>現在の事業概要としては、輸入小麦の吸揚げ荷役、サイロ保管、出庫を主業とする倉庫業である。</p> <p>① 函館港の小麦の取扱数量</p> <p style="text-align: right;">(単位：トン)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>輸入小麦</th> <th>道産小麦</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H24年3月期</td> <td>49,155</td> <td>11,165</td> <td>60,320</td> </tr> <tr> <td>H25年3月期</td> <td>50,998</td> <td>7,200</td> <td>58,198</td> </tr> <tr> <td>H26年3月期</td> <td>36,416</td> <td>10,630</td> <td>47,046</td> </tr> </tbody> </table>				輸入小麦	道産小麦	合計	H24年3月期	49,155	11,165	60,320	H25年3月期	50,998	7,200	58,198	H26年3月期	36,416	10,630	47,046
	輸入小麦	道産小麦	合計																
H24年3月期	49,155	11,165	60,320																
H25年3月期	50,998	7,200	58,198																
H26年3月期	36,416	10,630	47,046																

② 当該会社の小麦の取扱量

(単位：トン)

	入 庫 量			出庫量	保管積数
	輸入小麦 対前年	道産小麦 対前年	入庫計		
H24年 3月期	▲981	+6,881	33,271	33,224	222,886
H25年 3月期	+868	▲3,965	30,174	28,446	245,772
H26年 3月期	▲1,696	+3,430	31,908	32,155	263,085

平成26年3月31日現在株式及び取締役等の状況

株 主 名	持株数	持株比率	取 締 役 等
日清製粉(株)	86,000株	43.00%	取締役(左社函館工場長)
日本通運(株)	26,500株	13.25%	取締役(左社函館支店長)
函館市	20,000株	10.00%	取締役(副市長)
公海食品(株)	13,250株	6.625%	取締役(左社社長)
函館倉庫(株)	13,250株	6.625%	監査役(左社社長)
函館埠頭倉庫(株)	13,250株	6.625%	
金森商船(株)	11,250株	5.625%	代表取締役(左社社長)
相馬(株)	11,250株	5.625%	取締役(左社社長)
函館丸和港運(株)	5,250株	2.625%	監査役(左社社長)

※定款では、「当会社の株式の譲渡又は取得については株主又は取得者は取締役会の承認を受けなければならない。」となっている。

・従業員数 3名(嘱託社員2名、パート社員1名)

平成23年4月1日～平成26年3月31日の決算状況（貸借対照表及び損益計算書）は、次のとおりである。

貸借対照表推移（H24年度～H26年度）

（単位：円）

	H24年度末	H25年度末	H26年度末		H24年度末	H25年度末	H26年度末
現金・預金	15,458,774	14,430,452	12,297,376	未払法人税等	3,970,000	5,197,300	1,667,900
営業未収入金	9,284,077	6,806,374	10,616,652	未払費用	1,197,000	1,113,000	1,365,000
未収入金	382,050	634,108	1,726,818	その他の流動負債	105,384	83,766	
預け金	231,378,677	241,436,906	241,497,267	退職給付引当金	1,000,000	1,200,000	1,400,000
その他流動資産	5,850	6,240	4,938	修繕費引当金	18,080,000	23,100,000	20,145,000
建物	19,618,551	14,861,825	12,683,111	負債合計	24,352,384	30,694,066	24,577,900
建物附属設備	2,236,928	2,517,446	2,128,777	資本金	100,000,000	100,000,000	100,000,000
構築物	141,587	1,760,174	1,547,902	利益準備金	25,000,000	25,000,000	25,000,000
機械装置	3,741,208	2,950,640	12,742,712	別途積立金	20,000,000	20,000,000	20,000,000
電話加入権	71,812	71,812	71,812	繰越利益剰余金	113,267,130	110,081,911	126,039,465
共済基金	300,000	300,000	300,000	純資産合計	258,267,130	255,081,911	271,039,465
資産合計	282,619,514	285,775,977	295,617,365	負債・純資産合計	282,619,514	285,775,977	295,617,365

損益計算書推移 (H 2 4 年度～H 2 6 年度)

(単位：円)

	H 2 4 年度末	H 2 5 年度末	H 2 6 年度末	
①売上高	75,046,121	73,989,359	76,762,398	
②売上原価 事業原価	給料手当	3,531,702	5,427,311	5,370,525
	法定福利費	478,822	820,683	880,043
	福利厚生費	18,200	34,600	
	労務負担金	3,001,374		
	作業料	1,487,398	1,496,706	1,542,365
	保全費	1,522,897	1,246,873	1,799,148
	消耗品費	394,134	430,267	166,613
	修繕費	8,380,865	9,440,836	10,699,281
	動力費	5,528,609	5,456,560	5,672,171
	減価償却費	8,963,520	6,143,689	3,917,583
	借地料	2,037,976	1,994,228	1,954,034
	使用料	13,680,000	12,720,000	15,600,000
	租税公課	1,284,950	1,011,800	1,032,200
	火災保険料	997,700	969,400	974,640
雑費	6,420	10,000		
③ (①-②) 売上総利益	23,731,554	26,786,406	27,153,795	
④販売費及び一般管理費	給料手当	1,527,504	1,525,932	1,529,160
	法定福利費	229,187	259,192	284,225
	福利厚生費	281,360	202,464	117,462
	退職給付引当金繰入	200,000	200,000	200,000
	交際接待費	641,251	599,782	848,512
	会議費	28,572	32,572	29,334
	旅費交通費	267,835	355,593	251,088
	通信費	267,078	247,111	200,013
	消耗品費	317,249	819,572	492,853
	光熱給水費	156,084	153,405	160,269
	新聞図書費	40,788	40,788	40,788
	加盟費	634,989	578,442	594,848
	支払手数料	432,899	312,326	280,448
	支払保険料	24,100	22,880	23,760
	支払報酬	461,200	210,858	211,134
	寄付金	5,000	15,000	5,000
	賃借料	128,400	128,400	118,800
租税公課	17,950	21,900	13,360	
雑費	106,630	81,894	26,520	
⑤ (③-④) 営業利益	17,963,478	20,978,295	21,726,221	
⑥ 営業外収益	489,614	341,599	334,644	
⑦ 営業外費用		501	938	
⑧ (⑤+⑥-⑦) 経常利益	18,453,092	21,319,393	22,059,927	
⑨ 法人税等	8,439,390	9,417,112	6,102,373	
⑩ (⑧-⑨) 当期純利益	10,013,702	11,902,281	15,957,554	

配当の状況（配当原資は利益剰余金）は次のとおりである。

	H24年3月期	H25年3月期	H26年3月期
配当金総額	15,000,000円	配当なし	配当なし
1株当たり 配当額	75円		
基準日	H24.3.31		
効力発生日	H24.6.9		

監査結果

1. 函館市が民間企業に出資していることの必然性について

- ① ここ数年、毎年度利益があり利益剰余金も潤沢な企業である。
- ② ここ数年、株主も役員も変更がない。
- ③ 当初設立時に出資した経緯（時代背景）と、現状とでは次のとおり相当の変化が見られる。

小麦に対する政府及び社会の動向の変化

麦は米に次ぐ主要な食糧であるため、麦の安定供給を図る観点から国が一元的に輸入し、今後の世界の麦の需給動向が、ひっ迫した場合に備えて、国全体として輸入麦の適正な備蓄水準を確保することが必要であり、食糧用輸入小麦の買受資格者による備蓄を促し、不測の事態が生じた場合においても、食糧用輸入小麦の安定供給を確保する政策がとられているところであるが、小麦は1994年のガット・ウルグアイラウンド農業交渉の合意を受け、1995年より関税化され従来の政府（農水省）による一元的輸入の仕組みから、関税相当量（TE）を支払えば誰でも輸入できる制度に変更となった。

しかし、引き続き国家貿易も維持されており、高関税のTEを支払って外国から小麦を独自に輸入するケースは限定的で、基本的に製粉企業が使用する輸入小麦は従来同様政府から買入れされている現状にある。

一方、国内の麦政策については国内産麦と麦関連産業の発展を図るために、改正食糧法が2007年4月に施行となり、輸入小麦の相場連動制やSBS方式（売買同時契約）等が導入された。

更に2010年10月より輸入小麦について、政府が一定期間保有する備蓄方式を変更し、輸入された小麦を直ちに販売する「即時販売方式」が導入された。

従来は外国産小麦主要5銘柄について、政府は商社に委託して小麦を輸入し本邦への配船を行い、一定期間（1.8ヶ月）備蓄保管した後、製粉企業に販売していたところである。

「即時販売方式」では、従来同様、政府が商社に委託して小麦を輸入するが本邦への配船は商社が行い、政府は輸入小麦が本邦到着後、直ちに製粉企業等の実需者に輸入小麦を販売する。

ただし、不測の事態に対応できるように製粉企業等が輸入小麦を備蓄することとした。

政府は、従来製粉企業が日常の操業のために保有していた約0.5ヶ月分の小麦在庫と、政府が備蓄していた1.8ヶ月分の在庫を合わせた2.3ヶ月分の在庫保有を条件に、安定供給確保のために政府に代わり民間が備蓄する在庫1.8ヶ月分について保管料を助成することとした。

従来方式と大きく異なる点は、配船及び備蓄を行う主体が政府から民間（商社・製粉企業）に移管された点である。

なお、出資割合が4分の1（25%）未満のため、当該団体の出納事務に対し直接、監査意見を述べることはできないが、函館市は、団体の貸借対照表に表示されている預け金（2億円超）について、資産の殆どを占めている状況であることに留意し、その預け先や利息の有無、税法上の問題がないかどうか等、出資者の立場から適切かつ合理的な経営がなされているか、確認すべきと考える。

【意見】

函館港における小麦の取扱いにおいても、平成22年下期から小麦の輸入方法が「即時販売方式」に変更になったことにより、配船が本船から内航船にシフトされるようになったこと、道産小麦の取扱いが多くなってきていることなど、昭和50年当時とは環境が変わってきており、官が果たす役割も変化していると思われる。

また、函館市の財政も厳しいことから、出資の払い戻し又は株式譲渡の検討が必要と思われる。

6 財政援助団体

団体名	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会	担当部局	保健福祉部
認可年月日	昭和42年1月24日		
基本財産	7,500千円	出資比率	0%
市出資額	0円		
設立経過等	<p>昭和24年頃から日本社会事業協会、同胞援護会、全日本民生委員連盟の間に戦後の事態に対応して、効率的に事業活動をすすめることを目標に団体を統合して新しい理念の下に新連絡指導団体を結成しようとする動きがみられたが、民生委員の公的扶助責任よりの除外、社会福祉主事制度の設置、福祉地区及び福祉事務所の設置、公私分離の措置、社会福祉協議会、従事者の現任訓練の6原則に従って実施されることが決定的となり昭和26年2月に中央社会福祉協議会が発足し、同年中に全国の都道府県に社会福祉協議会の結成を完了する運びとなったが、この一環として昭和26年6月28日に当社会福祉協議会が設立された。</p> <p>函館市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的としこれを達するために、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 ② 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 ③ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、他社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 ④ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 ⑤ 共同募金事業への協力 ⑥ 在宅福祉ふれあいに関する事業の実施 ⑦ 社会福祉総合相談センターの運営 ⑧ ボランティア活動の振興 ⑨ 高齢者能力開発情報センターの運営 ⑩ 福祉人材バンクの業務の実施 ⑪ 根崎生活館の受託運営 ⑫ 老人居宅介護等事業 ⑬ 障害福祉サービス事業 ⑭ 移動支援事業 ⑮ 居宅介護支援事業 ⑯ 訪問入浴介護事業 ⑰ その他この法人の目的達成のため必要な事業を行う。 		

また、函館市社会福祉協議会定款第19条においては、協議会の目的に賛同した会員を置くと規定され、平成26年度末現在、

一般会員	150町会
賛助会員	124会員
団体会員	83会員
特別会員	149会員
会費収入	9,568,550円

となっている。

函館市社会福祉協議会における法人運営費は、

- ・社会福祉法人の助成に関する条例
- ・同条例施行規則
- ・函館市社会福祉協議会補助金交付要綱

に基づき、法人運営費補助を函館市が負担している。

函館市社会福祉協議会においては介護保険事業のほか、補助・委託事業を受託している。

出資団体と市の補助金等との関わり

函館市社会福祉協議会の事業内容は次のとおり。

1. 函館市社会福祉協議会に対する補助金・委託業務等の状況 (平成26年度決算)

(1) 『介護保険事業』

- | | |
|-------------------|-----------|
| ・在宅介護事業（介護保険収入事業） | 124,040千円 |
|-------------------|-----------|

(2) 『指定管理委託料』

- | | |
|-----------------|-----------|
| ① 総合福祉センター管理委託料 | 192,520千円 |
| ② 生活支援ハウス運営費 | 19,877千円 |
| ③ 根崎生活館管理委託料 | 5,808千円 |

現 況

(3) 『補助金』

- ① 在宅福祉ふれあい事業補助金 (市運営費補助 5,723 千円)
(市事業費補助 34,386 千円)
40,109 千円
- ② 資金貸付事業 (市運営費補助 6,199 千円)
(道社協補助 2,715 千円)
(道社協委託分 4,786 千円)
13,700 千円
- ③ 地域福祉活動事業 (市運営費補助) 8,304 千円
- ④ 法人運営費 (市運営費補助) 103,109 千円

(4) 『業務委託料』

- ① 地域福祉活動事業
- ・障がい者ふれあい交流事業 713 千円
 - ・ノーマライゼーション推進事業 1,193 千円
- ② 在宅福祉ふれあい事業
- ・在宅介護者懇談会 252 千円
- ③ ひとり親家庭奉仕員派遣事業 522 千円
- ④ 身体障害者デイサービス 800 千円
- ⑤ 地域包括支援センター 20,304 千円
- ⑥ 介護予防生活支援事業
- ・生活管理指導員派遣事業 189 千円
 - ・生きがい活動支援通所事業 908 千円
 - ・外出支援サービス 5,512 千円
 - ・寝具乾燥サービス 149 千円
 - ・除排雪サービス 535 千円
 - ・配食サービス 6,525 千円
 - ・生活支援短期宿泊事業 487 千円
 - ・生活援助員派遣事業 6 千円
- ⑦ 福祉人材バンク (道社協委託) 8,689 千円

(5) 『公益事業特別会計』

- ・ファミリーサポートセンター (委託業務) 11,189 千円

(6) 『収益事業特別会計』

- ・自動販売機設置および印刷物広告

平成7年度以降において、補助金の見直しを下記のとおり実施している。

① 平成23年度

運営補助金・委託料の再編を行い、人件費単価をこれまでの実額算定から平均人件費単価に変更している。

② 平成25年度

補助金対象人数を今後5ヶ年（平成25～29年）で、一般職員5名、嘱託職員1人を削減することで同意。

（各年度の削減人数は、毎年度協議）

③平成27年度

社協に対する補助金・委託料の総合的な見直し

- ・人件費単価を補助金・委託料ともに原則、@3,600千円に設定
- ・法人運営経費及び支所経費は補助率1/2
- ・委託料の適正な人件費積算及び一般管理費（10%）の計上

2. 見直し後の平成27年度予算における補助金・委託業務等の状況

(1) 『介護保険事業』

・在宅介護事業（介護保険収入事業） 137,694 千円

(2) 『指定管理委託料』

① 総合福祉センター管理委託料 208,331 千円
 ② 生活支援ハウス運営費 24,443 千円
 ③ 根崎生活館管理委託料 5,809 千円

(3) 『補助金』

① 在宅福祉ふれあい事業補助金（市事業費補助） 44,058 千円
 ② 資金貸付事業（市運営費補助 10,057 千円）
 （道社協補助 2,715 千円）
 （道社協委託分 4,785 千円） 17,557 千円
 ③ 地域福祉活動事業（市運営費補助） 43,919 千円
 ④ 法人運営費（市運営費補助） 20,400 千円

(4) 『業務委託料』

① 地域福祉活動事業
 ・障がい者ふれあい交流事業 3,170 千円
 ・ノーマライゼーション推進事業 3,121 千円
 ② 在宅福祉ふれあい事業
 ・在宅介護者懇談会 886 千円
 ③ ひとり親家庭奉仕員派遣事業 234 千円
 ④ 身体障害者デイサービス 13,545 千円
 ⑤ 地域包括支援センター 20,373 千円
 ⑥ 介護予防生活支援事業
 ・生活管理指導員派遣事業 300 千円
 ・生きがい活動支援通所事業 1,326 千円
 ・外出支援サービス 5,584 千円
 ・寝具乾燥サービス 190 千円
 ・除排雪サービス 533 千円
 ・配食サービス 6,555 千円
 ・生活支援短期宿泊事業 408 千円
 ・生活援助員派遣事業 24 千円
 ⑦ 福祉人材バンク（道社協委託） 8,689 千円

(5) 『公益事業』

- ・ファミリーサポートセンター（委託業務） 13,708 千円

(6) 『収益事業』

- ・自動販売機設置および印刷物広告

※ 機構図 参考資料 1（平成 26. 27 年度）を参照

※ 収支状況 参考資料 2

- ・平成 25. 26 年度 決算収支状況
- ・平成 27 年度 予算収支状況

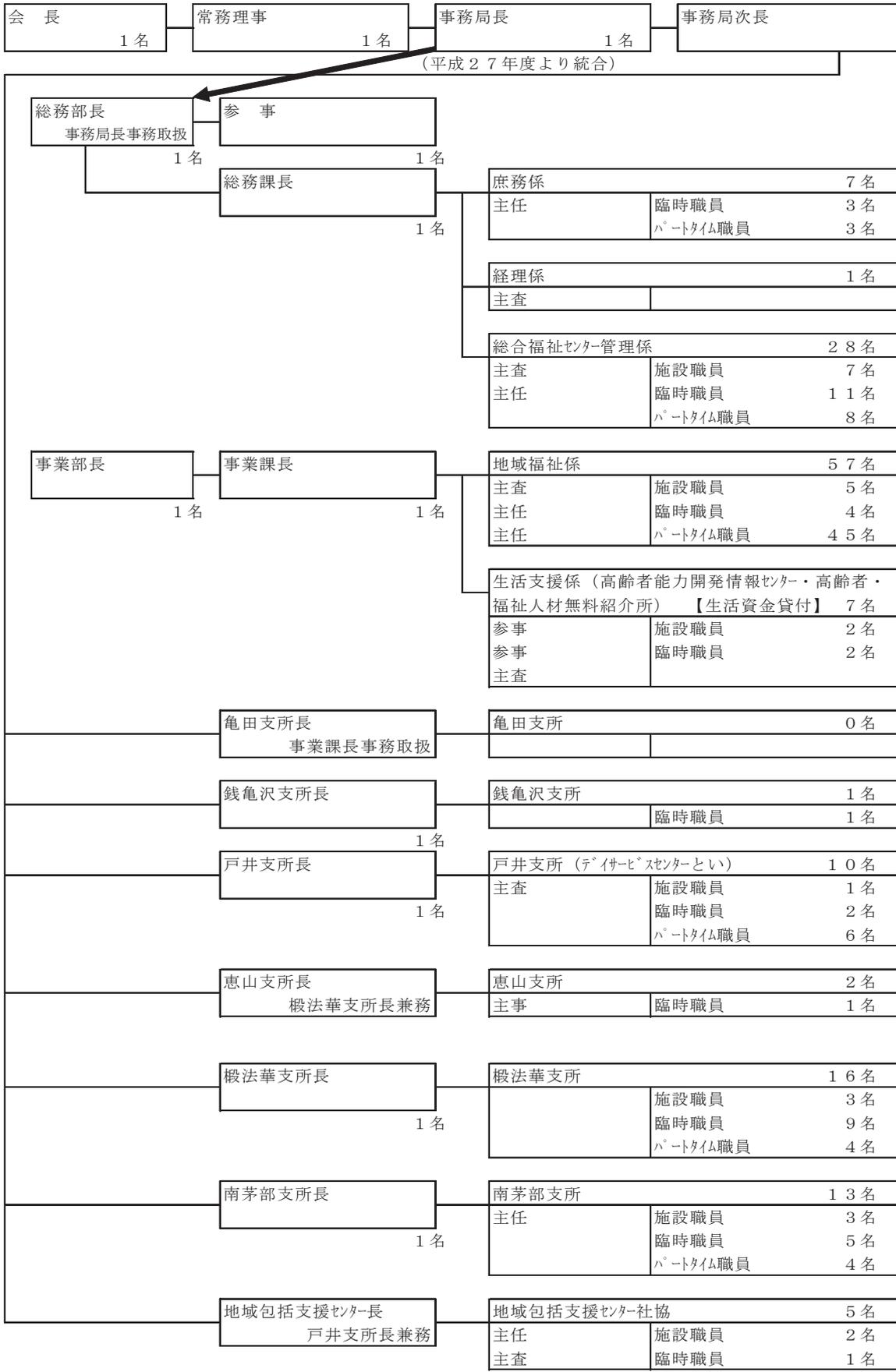
※ 平成 25～27 年度 補助・委託料推移表
参考資料 3

参考資料 1

平成 26 年度

会 長 1 名	常務理事 1 名	事務局長 1 名	事務局次長																																										
総務部長 1 名	総務課長 1 名	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">庶務係</td> <td>7 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>臨時職員</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>パートタイム職員</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">経理係</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総合福祉センター管理係</td> <td>27 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>施設職員</td> <td>9 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>臨時職員</td> <td>9 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パートタイム職員</td> <td>7 名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">生活支援係（高齢者能力開発情報センター・高齢者・福祉人材無料紹介所）【生活資金貸付】 6 名</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>施設職員</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td>参事</td> <td>臨時職員</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		庶務係		7 名	主査	臨時職員	2 名	主任	パートタイム職員	3 名	経理係		2 名	主査			主査			総合福祉センター管理係		27 名	主査	施設職員	9 名	主任	臨時職員	9 名		パートタイム職員	7 名	生活支援係（高齢者能力開発情報センター・高齢者・福祉人材無料紹介所）【生活資金貸付】 6 名			参事	施設職員	1 名	参事	臨時職員	2 名	主査		
庶務係		7 名																																											
主査	臨時職員	2 名																																											
主任	パートタイム職員	3 名																																											
経理係		2 名																																											
主査																																													
主査																																													
総合福祉センター管理係		27 名																																											
主査	施設職員	9 名																																											
主任	臨時職員	9 名																																											
	パートタイム職員	7 名																																											
生活支援係（高齢者能力開発情報センター・高齢者・福祉人材無料紹介所）【生活資金貸付】 6 名																																													
参事	施設職員	1 名																																											
参事	臨時職員	2 名																																											
主査																																													
事業部長 1 名	事業課長 事業部長事務取扱	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地域福祉係</td> <td>59 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>施設職員</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>臨時職員</td> <td>6 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>パートタイム職員</td> <td>47 名</td> </tr> </table>		地域福祉係		59 名	主査	施設職員	3 名	主任	臨時職員	6 名	主任	パートタイム職員	47 名																														
地域福祉係		59 名																																											
主査	施設職員	3 名																																											
主任	臨時職員	6 名																																											
主任	パートタイム職員	47 名																																											
	亀田支所長 1 名	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">亀田支所</td> <td>0 名</td> </tr> </table>		亀田支所		0 名																																							
亀田支所		0 名																																											
	銭亀沢支所長 1 名	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">銭亀沢支所</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨時職員</td> <td>1 名</td> </tr> </table>		銭亀沢支所		1 名		臨時職員	1 名																																				
銭亀沢支所		1 名																																											
	臨時職員	1 名																																											
	戸井支所長 1 名	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">戸井支所（デｲｰビｿﾝｽﾞﾝﾀｰとｲｲ）</td> <td>10 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>施設職員</td> <td>1 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨時職員</td> <td>4 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パートタイム職員</td> <td>4 名</td> </tr> </table>		戸井支所（デｲｰビｿﾝｽﾞﾝﾀｰとｲｲ）		10 名	主査	施設職員	1 名		臨時職員	4 名		パートタイム職員	4 名																														
戸井支所（デｲｰビｿﾝｽﾞﾝﾀｰとｲｲ）		10 名																																											
主査	施設職員	1 名																																											
	臨時職員	4 名																																											
	パートタイム職員	4 名																																											
	恵山支所長 般法華支所長兼務	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">恵山支所</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>臨時職員</td> <td>1 名</td> </tr> </table>		恵山支所		2 名	主査	臨時職員	1 名																																				
恵山支所		2 名																																											
主査	臨時職員	1 名																																											
	般法華支所長 1 名	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">般法華支所</td> <td>16 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>施設職員</td> <td>3 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臨時職員</td> <td>10 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パートタイム職員</td> <td>2 名</td> </tr> </table>		般法華支所		16 名	主任	施設職員	3 名		臨時職員	10 名		パートタイム職員	2 名																														
般法華支所		16 名																																											
主任	施設職員	3 名																																											
	臨時職員	10 名																																											
	パートタイム職員	2 名																																											
	南茅部支所長 1 名	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">南茅部支所</td> <td>13 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>施設職員</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>臨時職員</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パートタイム職員</td> <td>4 名</td> </tr> </table>		南茅部支所		13 名	主任	施設職員	2 名	主任	臨時職員	5 名		パートタイム職員	4 名																														
南茅部支所		13 名																																											
主任	施設職員	2 名																																											
主任	臨時職員	5 名																																											
	パートタイム職員	4 名																																											
	地域包括支援センター長 戸井支所長兼務	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">地域包括支援センター社協</td> <td>5 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>施設職員</td> <td>2 名</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>臨時職員</td> <td>1 名</td> </tr> </table>		地域包括支援センター社協		5 名	主査	施設職員	2 名	主査	臨時職員	1 名																																	
地域包括支援センター社協		5 名																																											
主査	施設職員	2 名																																											
主査	臨時職員	1 名																																											

平成27年度



参考資料 2

平成25年度決算 資金収支計算書 (総合計)

勘定科目	合計	一般 会 計				
		法人運営 経理区分	地域福祉 活動 経理区分	共同募金 配分金 経理区分	高齢者能力 開発情報センター 経理区分	福祉人材 バンク 経理区分
大区別						
会費収入	9,675,350		9,675,350			
寄附金収入	5,732,782	5,438,782				
経常経費補助金収入	156,772,656	101,964,000	6,126,000			
(函館市社会福祉協議会補助金)	(119,852,000)	(101,964,000)	(6,126,000)			
(在宅福祉ふれあい事業費補助金)	(34,205,616)					
(道社協補助金)	(2,715,040)					
(国保連補助金)						
助成金収入						
受託金収入	263,317,474		2,192,234			8,443,260
(市) 総合福祉センター委託料	(187,173,000)					
根崎生活館委託料	(5,647,000)					
生活支援ハウス運営費	(19,324,000)					
地域包括支援センター委託料	(19,667,917)					
身体障害者デイサービス委託料	(800,000)					
安否確認電話事業	(520,000)		(520,000)			
障がい者ふれあい交流事業	(718,234)		(718,234)			
ノーマライゼーション	(954,000)		(954,000)			
在宅介護者懇談会	(508,763)					
ガイドヘルパー派遣事業費	(4,000)					
ひとり親家庭奉仕員派遣事業	(411,820)					
生活管理指導員派遣事業	(176,720)					
生きがい活動支援通所事業	(800,800)					
外出支援サービス	(5,396,738)					
寝具乾燥サービス	(93,240)					
除排雪サービス	(1,102,259)					
配食サービス	(6,375,600)					
生活支援短期宿泊事業	(257,215)					
住民グループ支援事業						
生活援助員派遣事業	(5,040)					
(道社協) 福祉人材バンク	(8,443,260)					(8,443,260)
(道社協) 生活福祉資金貸付事務等	(4,937,868)					
事業収入	571,000		236,000			
貸付金事業等収入	3,361,000					
共同募金配分金収入	15,559,201			15,559,201		
負担金収入						
介護保険収入	146,302,038					
利用料収入	6,704,135					
雑収入	478,400	405,860	6,840			
受取利息配当金収入	20,858	5,580				
会計単位間繰入金収入	100,000	100,000				
経理区分間繰入金収入	22,104,061	15,004,409	2,957,307			
自立支援費収入	16,169,710					
前期損益修正益						
経常収入計 (1)	646,868,665	122,918,631	21,193,731	15,559,201		8,443,260
人件費支出	352,635,087	106,951,321	6,474,262			5,705,894
事務費支出	175,782,401	14,940,176	532,567	442,367		124,468
事業費支出	53,676,651	4,347,984	4,736,759	5,831,805		2,612,898
貸付事業等支出	1,915,000					
共同募金配分金支出	4,526,210			4,526,210		
分担金支出	1,752,179	1,523,279				
助成金支出	38,951,943		515,000	4,658,819		
負担金支出	3,151,525	180,000	2,871,525	100,000		
経理区分間繰入金支出	22,104,061		6,060,882			
過年度修正額						
前期損益修正益						
経常支出計 (2)	654,495,057	127,942,760	21,190,995	15,559,201		8,443,260
経常活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	△ 7,626,392	△ 5,024,129	2,736			

(単位：円)

一 般 会 計								公益事業 特別会計	収益事業 特別会計
在 宅 ふれあい 経理区分	居宅介護等 経理区分	身体障害者 デイサービス 経理区分	資金貸付 経理区分	社会福祉 活動基金 経理区分	会館運営 経理区分	介護予防 経理区分	地域包括 支援センター 経理区分	ファミリーサポート センター 経理区分	自動販売機 設置および 印刷物広告 経理区分
294,000									
39,731,616			8,951,040						
(5,526,000)			(6,236,000)						
(34,205,616)									
			(2,715,040)						
508,763	415,820	800,000	4,937,868		212,144,000	14,207,612	19,667,917	11,452,000	
					(187,173,000)				
					(5,647,000)				
					(19,324,000)				
							(19,667,917)		
		(800,000)							
(508,763)									
	(4,000)								
	(411,820)								
						(176,720)			
						(800,800)			
						(5,396,738)			
						(93,240)			
						(1,102,259)			
						(6,375,600)			
						(257,215)			
						(5,040)			
								11,452,000	
			(4,937,868)						
		335,000							1,621,650
			3,361,000						
	140,274,670						6,027,368		
	7,200					6,696,935			
	58,500					7,200			
	2,500		153	12,625					
4,118,442						23,903			
	16,169,710								
44,652,821	156,928,400	1,135,000	17,250,061	12,625	212,144,000	20,935,650	25,695,285	11,452,000	1,621,650
7,780,791	124,136,478		8,385,956		68,225,573	4,314,740	20,660,072	6,953,492	
45,397	14,264,630	22,260	3,515,803		129,367,470	11,407,864	1,119,399	137,762	39,388
4,058,509	19,133,219	1,112,740			4,844,509	3,615,755	3,382,473	4,252,224	69,693
			1,915,000						
	228,900							108,522	
32,474,124			1,304,000						
	3,798,986		683,149	12,625	9,227,048	1,597,291	724,080		
44,358,821	161,562,213	1,135,000	15,803,908	12,625	211,664,600	20,935,650	25,886,024	11,452,000	109,081
294,000	△ 4,633,813		1,446,153		479,400		△ 190,739		1,512,569

平成26年度決算 資金収支計算書 (総合計)

勘定科目		一般会計					
		合計	法人運営 経理区分	地域福祉 活動 経理区分	共同募金 配分金 経理区分	高齢者能力 開発情報センター 経理区分	福祉人材 バンク 経理区分
大区分							
収入	会費収入	9,568,550		9,568,550			
	寄附金収入	5,065,828	5,065,828				
	経常経費補助金収入	160,436,630	103,109,000	8,304,000			
		(函館市社会福祉協議会補助金)	(123,335,000)	(103,109,000)	(8,304,000)		
		(在宅福祉ふれあい事業費補助金)	(34,386,590)				
		(道社協補助金)	(2,715,040)				
		(国保連補助金)					
		助成金収入					
		受託金収入	269,781,290		1,906,935		8,689,248
		(市) 総合福祉センター委託料	(192,520,800)				
		根崎生活館委託料	(5,808,343)				
		生活支援ハウス運営費	(19,877,000)				
		地域包括支援センター委託料	(20,304,211)				
		身体障害者デイサービス委託料	(800,000)				
		安否確認電話事業					
		障がい者ふれあい交流事業	(713,935)		(713,935)		
		ノーマライゼーション	(1,193,000)		(1,193,000)		
		在宅介護者懇談会	(252,629)				
		ガイドヘルパー派遣事業費					
		ひとり親家庭奉仕員派遣事業	(522,150)				
		生活管理指導員派遣事業	(189,000)				
		生きがい活動支援通所事業	(908,260)				
		外出支援サービス	(5,512,099)				
		寝具乾燥サービス	(149,192)				
		除排雪サービス	(535,700)				
		配食サービス	(6,525,600)				
		生活支援短期宿泊事業	(487,275)				
		住民グループ支援事業					
		生活援助員派遣事業	(6,480)				
		ファミリーサポートセンター					
		(道社協) 福祉人材バンク	(8,689,248)				(8,689,248)
		(道社協) 生活福祉資金貸付事務等	(4,786,368)				
	事業収入	490,500		188,000			
	貸付金事業等収入	2,586,000					
	共同募金配分金収入	14,810,341			14,810,341		
	負担金収入						
	介護保険収入	130,524,508					
	利用料収入	7,006,475					
	雑収入	527,940	458,140				
	受取利息配当金収入	15,694	908				
	会計単位間繰入金収入	311,564	311,564				
	経理区分間繰入金収入	22,021,939	13,046,189	4,051,604			
	自立支援費収入	17,069,820					
	前期損益修正益						
	経常収入計 (1)	640,217,079	121,991,629	24,019,089	14,810,341	8,689,248	
支出	人件費支出	344,377,966	106,955,507	9,194,839		5,881,553	
	事務費支出	175,969,567	13,039,689	570,664	464,164	94,248	
	事業費支出	54,591,166	5,861,086	5,142,263	5,058,528	2,713,447	
	貸付事業等支出	1,090,000					
	共同募金配分金支出	4,406,768			4,406,768		
	分担金支出	1,759,413	1,530,026				
	助成金支出	39,265,219		535,000	4,780,881		
	負担金支出	3,094,175	180,000	2,814,175	100,000		
	経理区分間繰入金支出	22,021,939		6,312,641			
	過年度修正額						
	前期損益修正益						
	経常支出計 (2)	646,576,213	127,566,308	24,569,582	14,810,341	8,689,248	
	経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 6,359,134	△ 5,574,679	△ 550,493			

(単位:円)

一 般 会 計								公益事業 特別会計	収益事業 特別会計
在 宅 ふれあい 経理区分	居宅介護等 経理区分	身体障害者 デイサービス 経理区分	資金貸付 経理区分	社会福祉 活動基金 経理区分	会館運営 経理区分	介護予防 経理区分	地域包括 支援センター 経理区分	ファミリー サポート センター 経理区分	自動販売機 設置および 印刷物広告 経理区分
40,109,590			8,914,040						
(5,723,000)			(6,199,000)						
(34,386,590)									
			(2,715,040)						
252,629	522,150	800,000	4,786,368		218,206,143	14,313,606	20,304,211	11,189,000	
					(192,520,800)				
					(5,808,343)				
					(19,877,000)				
							(20,304,211)		
		(800,000)							
(252,629)									
	(522,150)								
						(189,000)			
						(908,260)			
						(5,512,099)			
						(149,192)			
						(535,700)			
						(6,525,600)			
						(487,275)			
						(6,480)			
								11,189,000	
			(4,786,368)						
		302,500							1,889,314
			2,586,000						
	124,040,184						6,484,324		
	22,200					6,984,275			
	57,400					12,400			
			161	14,625					
4,924,146									448,230
	17,069,820								
45,286,365	141,711,754	1,102,500	16,286,569	14,625	218,206,143	21,310,281	26,788,535	11,189,000	2,337,544
8,449,597	107,931,872		8,651,658		69,193,803	4,938,524	23,180,613	6,842,528	
40,901	12,735,109	216	3,148,053		132,425,250	12,167,706	1,283,567	47,374	70,036
4,150,529	17,880,619	1,102,284			6,506,730	2,974,111	3,201,569	4,189,831	90,074
			1,090,000						
	229,387							109,267	
32,645,338			1,304,000						
	3,077,636		596,697	14,625	10,051,560	1,229,940	738,840		759,794
45,286,365	141,854,623	1,102,500	14,790,408	14,625	218,177,343	21,310,281	28,404,589	11,189,000	919,904
	△ 142,869		1,496,161		28,800		△ 1,616,054		1,417,640

平成26年度決算 資金収支計算書 (法人運営)

勘定科目	一般会計		
	法人運営		
	経理区分	法人運営 経理区分 (函館)	法人運営 経理区分 (戸井)
大区分			
会費収入	0		
寄附金収入	5,065,828	4,401,442	0
経常経費補助金収入	103,109,000	66,808,000	8,050,000
(函館市社会福祉協議会補助金)	(103,109,000)	(66,808,000)	(8,050,000)
(在宅福祉ふれあい事業費補助金)	(0)		
(道社協補助金)	(0)		
(国保連補助金)	(0)		
助成金収入	0		
受託金収入	0	0	0
(市) 総合福祉センター委託料	(0)		
根崎生活館委託料	(0)		
生活支援ハウス運営費	(0)		
地域包括支援センター委託料	(0)		
身体障害者デイサービス委託料	(0)		
安否確認電話事業	(0)		
障がい者ふれあい交流事業	(0)		
ノーマライゼーション	(0)		
在宅介護者懇談会	(0)		
ガイドヘルパー派遣事業費	(0)		
ひとり親家庭奉仕員派遣事業	(0)		
生活管理指導員派遣事業	(0)		
生きがい活動支援通所事業	(0)		
外出支援サービス	(0)		
寝具乾燥サービス	(0)		
除排雪サービス	(0)		
配食サービス	(0)		
生活支援短期宿泊事業	(0)		
住民グループ支援事業	(0)		
生活援助員派遣事業	(0)		
(道社協) 福祉人材バンク	(0)		
(道社協) 生活福祉資金貸付事務等	(0)		
事業収入	0		
貸付金事業等収入	0		
共同募金配分金収入	0		
負担金収入	0		
介護保険収入	0		
利用料収入	0		
雑収入	458,140	367,170	
受取利息配当金収入	908	750	158
会計単位間繰入金収入	311,564	311,564	
経理区分間繰入金収入	13,046,189	11,401,722	699,091
自立支援費収入	0		
前期損益修正益	0		
経常収入計 (1)	121,991,629	83,290,648	8,749,249
人件費支出	106,955,507	66,020,551	7,345,785
事務費支出	13,039,689	8,496,674	1,001,569
事業費支出	5,861,086	4,483,874	721,027
貸付事業等支出	0		
共同募金配分金支出	0		
分担金支出	1,530,026	943,325	
助成金支出	0		
負担金支出	180,000	180,000	
経理区分間繰入金支出	0		
過年度修正額	0		
前期損益修正益	0		
経常支出計 (2)	127,566,308	80,124,424	9,068,381
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 5,574,679	3,166,224	△ 319,132

163,830
 繰入元：介護予防生活支援事業経理区分
 生きがい活動支援通所事業
 使 途：事業費・人件費

279,962
 繰入元：介護予防生活支援事業経理区分
 外出支援サービス事業
 使 途：事業費・人件費

20,920
 繰入元：介護予防生活支援事業経理区分
 寝具乾燥サービス事業
 使 途：事業費・人件費

234,379
 繰入元：地域福祉活動事業経理区分
 住民福祉活動推進事業
 使 途：事業費

261,564
 繰入元：自動販売機設置経営
 (収益特会)
 使 途：事業費・人件費

50,000
 繰入元：印刷物広告事業
 (収益特会)
 使 途：事業費・人件費

14,625
 繰入元：社会福祉活動基金経理区分
 社会福祉活動基金運営事業
 使 途：事業費

719,400
 繰入元：会館運営経理区分
 総合福祉センター事業
 使 途：退職積立金

9,296,014
 繰入元：会館運営経理区分
 総合福祉センター事業
 使 途：事業費・人件費

36,146
 繰入元：会館運営経理区分
 根崎生活館事業
 使 途：事業費・人件費

738,840
 繰入元：地域包括支援センター経理区分
 地域包括支援センター事業
 使 途：退職積立金

596,697
 繰入元：資金貸付事業経理区分
 応急生活資金貸付事業
 使 途：事業費・人件費

平成26年度決算 資金収支計算書（地域福祉活動）

【函 館】
1,258,881
繰入先：地域福祉活動事業経理区分
ふれあいのまちづくり推進事業
使 途：事業費
637,318
繰入先：地域福祉活動事業経理区分
小地域福祉活動モデル事業
使 途：事業費
1,431,792
繰入先：在宅福祉ふれあい事業経理区分
在宅福祉ふれあいサービス事業
使 途：事業費

【戸 井】
234,379
繰入先：法人運営
使 途：事業費・人件費

【恵 山】
180,148
繰入先：法人運営
使 途：事業費
19,950
繰入先：在宅福祉ふれあい事業経理区分
在宅福祉ふれあい促進事業
使 途：事業費

【南茅部】
263,312
繰入先：地域福祉活動事業経理区分
世代間交流事業
使 途：事業費
472,279
繰入先：地域福祉活動事業経理区分
いきいきサロン事業
使 途：事業費
920,841
繰入先：地域福祉活動事業経理区分
ボランティア活動推進事業
使 途：事業費
374,186
繰入先：在宅福祉ふれあい事業経理区分
ひとり暮らし高齢者の集い事業
使 途：事業費
20,582
繰入先：在宅福祉売れ会い事業経理区分
福祉のまちづくりフォーラム事業
使 途：事業費

勘 定 科 目	一 般 会 計			
	地域福祉 活動	ふれあいの まちづくり 推進事業費	ノーマライ ゼーション 推進事業費	住民福祉 活動推進費
会費収入	9,568,550	0	0	9,568,550
寄附金収入	0	0	0	0
経常経費補助金収入	8,304,000	5,723,000	0	0
（函館市社会福祉協議会補助金）	(8,304,000)	(5,723,000)	(0)	(0)
（在宅福祉ふれあい事業費補助金）	(0)	(0)	(0)	(0)
（道社協補助金）	(0)	(0)	(0)	(0)
（国保連補助金）	(0)	(0)	(0)	(0)
助成金収入	0	0	0	0
受託金収入	1,906,935	0	1,193,000	0
（市）総合福祉センター委託料	(0)	(0)	(0)	(0)
根崎生活館委託料	(0)	(0)	(0)	(0)
生活支援ハウス運営費	(0)	(0)	(0)	(0)
地域包括支援センター委託料	(0)	(0)	(0)	(0)
身体障害者デイサービス委託料	(0)	(0)	(0)	(0)
安否確認電話事業	(0)	(0)	(0)	(0)
障がい者ふれあい交流事業	(713,935)	(0)	(0)	(0)
ノーマライゼーション	(1,193,000)	(0)	(1,193,000)	(0)
在宅介護者懇談会	(0)	(0)	(0)	(0)
ガイドヘルパー派遣事業費	(0)	(0)	(0)	(0)
ひとり親家庭奉仕員派遣事業	(0)	(0)	(0)	(0)
生活管理指導員派遣事業	(0)	(0)	(0)	(0)
生きがい活動支援通所事業	(0)	(0)	(0)	(0)
外出支援サービス	(0)	(0)	(0)	(0)
寝具乾燥サービス	(0)	(0)	(0)	(0)
除排雪サービス	(0)	(0)	(0)	(0)
配食サービス	(0)	(0)	(0)	(0)
生活支援短期宿泊事業	(0)	(0)	(0)	(0)
住民グループ支援事業	(0)	(0)	(0)	(0)
生活援助員派遣事業	(0)	(0)	(0)	(0)
	(0)			
（道社協）福祉人材バンク	(0)	(0)	(0)	(0)
（道社協）生活福祉資金貸付事務等	(0)	(0)	(0)	(0)
事業収入	188,000	0	0	0
貸付金事業等収入				0
共同募金配分金収入				0
負担金収入				0
介護保険収入				0
利用料収入				0
雑収入				0
受取利息配当金収入	0	0	0	0
会計単位間繰入金収入	0	0	0	0
経理区分間繰入金収入	4,051,604	1,258,881	0	0
自立支援費収入	0	0	0	0
前期損益修正益	0	0	0	0
経常収入計(1)	24,019,089	6,981,881	1,193,000	9,568,550
人件費支出	9,194,839	5,650,336	300,773	0
事務費支出	570,664	21,423	59,140	398,717
事業費支出	5,142,263	1,310,122	833,087	421,990
貸付事業等支出	0	0	0	0
共同募金配分金支出	0	0	0	0
分担金支出	0	0	0	0
助成金支出	535,000	0	0	120,000
負担金支出	2,814,175	0	0	2,814,175
経理区分間繰入金支出	6,312,641	0	0	5,813,668
過年度修正額	0	0	0	0
前期損益修正益	0	0	0	0
経常支出計(2)	24,569,582	6,981,881	1,193,000	9,568,550
経常活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 550,493	0	0	0

平成27年度 収支予算書（総合計）

勘定科目	合計	社 会 福 祉 事 業						
		法人運営	地域福祉活動事業	共同募金配分金事業	福祉人材バンク事業	在宅福祉ふれあい事業	居宅介護事業	ひとり親家庭奉仕員派遣事業
拠点区分		拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分
会費収入	10,246,000		10,246,000					
寄附金収入	3,931,000	3,750,000	181,000					
経常経費補助金収入	135,340,000	20,400,000	43,919,000	14,191,000		44,058,000		
(市) 社会福祉協議会運営費補助金	(74,376,000)	(20,400,000)	(43,919,000)					
在宅福祉ふれあい事業費補助金	(44,058,000)					(44,058,000)		
道社協補助金	(2,715,000)							
共同募金配分金	(14,191,000)			(14,191,000)				
受託金収入	322,598,000		6,291,000		8,689,000	1,465,000		234,000
(市) 総合福祉センター委託料	(208,331,000)							
根崎生活館委託料	(5,809,000)							
生活支援ハウス運営費	(24,443,000)							
地域包括支援センター委託料	(20,373,000)							
身体障害者デイサービス委託料	(13,545,000)							
安否確認電話事業								
障がい者ふれあい交流事業	(3,170,000)		(3,170,000)					
ノーマライゼーション	(3,121,000)		(3,121,000)					
在宅介護者懇談会	(886,000)					(886,000)		
ガイドヘルパー派遣事業費	(5,000)							
ひとり親家庭奉仕員派遣事業	(234,000)							(234,000)
生活管理指導員派遣事業	(300,000)							
生きがい活動支援通所事業	(1,326,000)							
外出支援サービス	(5,584,000)							
寝具乾燥サービス	(190,000)							
除排雪サービス	(533,000)							
配食サービス	(6,555,000)							
生活支援短期宿泊事業	(408,000)							
住民グループ支援事業								
生活援助員派遣事業	(24,000)							
老人花園菜園事業	(579,000)					(579,000)		
ファミリーサポートセンター	(13,708,000)							
(道社協) 福祉人材バンク	(8,689,000)				(8,689,000)			
(道社協) 生活福祉資金貸付事務等	(4,785,000)							
貸付事業収入	6,058,000							
事業収入	9,355,000	620,000	320,000					
介護保険事業収入	145,836,000						137,694,000	
障害福祉サービス等事業収入	17,226,000							
利用料収入	1,000							1,000
受取利息配当金収入	15,000	1,000						
その他の収入	262,000	230,000	17,000				4,000	
事業活動収入計 (1)	650,868,000	25,001,000	60,974,000	14,191,000	8,689,000	45,523,000	137,698,000	235,000
人件費支出	350,041,000	17,556,000	62,395,000		5,865,000	12,704,000	93,585,000	71,000
事業費支出	63,602,000	603,000	2,942,000		64,000	1,268,000	13,101,000	27,000
事務費支出	168,146,000	10,634,000	11,187,000		2,760,000	3,168,000	19,487,000	137,000
利用者負担軽減額	70,000						70,000	
貸付事業支出	6,000,000							
共同募金配分金事業	14,191,000			14,191,000				
分担金支出	2,069,000	1,080,000	617,000				240,000	
助成金支出	35,669,000	200,000	535,000			33,630,000		
負担金支出	3,080,000	180,000	2,900,000					
事業活動支出計 (2)	642,868,000	30,253,000	80,576,000	14,191,000	8,689,000	50,770,000	126,483,000	235,000
事業活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)	8,000,000	△ 5,252,000	△ 19,602,000			△ 5,247,000	11,215,000	

(単位:円)

社 会 福 祉 事 業						公 益 事 業				収 益 事 業	
障がい者 自立支援 等事業 拠点区分	障がい者 地域生活 支援事業 拠点区分	資金貸付事業 拠点区分	社会福祉 活動基金 事業 拠点区分	介護予防 生活支援 事業 拠点区分	計	指定管理 事業 拠点区分	ファミ リ ポ ー ト セ ン タ ー 拠点区分	地域包括 支援センター 拠点区分	計	自動販売機 設置 拠点区分	計
					10,246,000						
					3,931,000						
		12,772,000			135,340,000						
		(10,057,000)			(74,376,000)						
					(44,058,000)						
		(2,715,000)			(2,715,000)						
					(14,191,000)						
5,000	13,545,000	4,785,000		14,920,000	49,934,000	238,583,000	13,708,000	20,373,000	272,664,000		
						208,331,000			208,331,000		
						5,809,000			5,809,000		
						24,443,000			24,443,000		
								20,373,000	20,373,000		
	(13,545,000)				(13,545,000)						
					(3,170,000)						
					(3,121,000)						
					(886,000)						
(5,000)					(5,000)						
					(234,000)						
				(300,000)	(300,000)						
				(1,326,000)	(1,326,000)						
				(5,584,000)	(5,584,000)						
				(190,000)	(190,000)						
				(533,000)	(533,000)						
				(6,555,000)	(6,555,000)						
				(408,000)	(408,000)						
				(24,000)	(24,000)						
					(579,000)						
							13,708,000		13,708,000		
					(8,689,000)						
		(4,785,000)			(4,785,000)						
		6,058,000			6,058,000						
	432,000			7,094,000	8,466,000					889,000	889,000
					137,694,000			8,142,000	8,142,000		
17,226,000					17,226,000						
					1,000						
			14,000		15,000						
2,000				9,000	262,000						
17,233,000	13,977,000	23,615,000	14,000	22,023,000	369,173,000	238,583,000	13,708,000	28,515,000	280,806,000	889,000	889,000
11,379,000	10,792,000	13,287,000		5,869,000	233,503,000	85,270,000	7,200,000	23,940,000	116,410,000	128,000	128,000
978,000	735,000			2,741,000	22,459,000	39,693,000	775,000	639,000	41,107,000	36,000	36,000
1,593,000	1,397,000	2,966,000		12,459,000	65,788,000	94,041,000	4,448,000	3,795,000	102,284,000	74,000	74,000
					70,000						
		6,000,000			6,000,000						
					14,191,000						
					1,937,000		132,000		132,000		
		1,304,000			35,669,000						
					3,080,000						
13,950,000	12,924,000	23,557,000		21,069,000	382,697,000	219,004,000	12,555,000	28,374,000	259,933,000	238,000	238,000
3,283,000	1,053,000	58,000	14,000	954,000	△ 13,524,000	19,579,000	1,153,000	141,000	20,873,000	651,000	651,000

平成27年度 収支予算書（総合計）

勘定科目		合計	社会福祉事業					
			法人運営	地域福祉活動事業	共同募金配分金事業	福祉人材バンク事業	在宅福祉ふれあい事業	居宅介護事業
	拠点区分		拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分	拠点区分
施設整備等収支	収入							
	施設整備等補助金収入							
	施設整備等寄付金収入							
	固定資産売却収入							
	その他の施設整備等による収入							
	施設整備等収入計 (4)							
	支出							
	設備資金借入金元金償還支出							
	固定資産取得支出及び繰入支出							
	元入金支出							
施設整備等支出計 (5)								
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)								
その他活動収支	収入							
	長期運営資金借入金収入	6,000,000						
	長期貸付金回収収入							
	投資有価証券売却収入							
	積立資産取崩収入							
	事業区分間繰入金収入	20,543,000	10,405,000	4,829,000		5,309,000		
	拠点区分間繰入金収入	7,385,000	1,717,000	5,608,000		60,000		
	その他の活動による収入							
	その他の活動収入計 (7)	33,928,000	12,122,000	10,437,000		5,369,000		
	支出							
	長期運営資金借入金収入	6,000,000						
	長期貸付金支出							
	津市有価証券取得支出							
	基金積立資産支出							
	事業区分間繰入金支出	20,543,000						
拠点区分間繰入金支出	7,385,000		588,000		122,000	4,654,000		
その他の活動による支出	8,000,000	3,445,000	2,906,000					
退職手当積立金預け金支出	8,000,000	3,445,000	2,906,000					
その他の活動支出計 (8)	41,928,000	3,445,000	3,494,000		122,000	4,654,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)		△ 8,000,000	8,677,000	6,943,000		5,247,000	△ 4,654,000	
予備費(10)								
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)			3,425,000	△ 12,659,000			6,561,000	
前期末支払資金残高(12)								
当期末支払資金残高(11)+(12)			3,425,000	△ 12,659,000			6,561,000	
収入計(1)+(4)+(7)=A		684,796,000	37,123,000	71,411,000	14,191,000	8,689,000	50,892,000	137,698,000
支出計(2)+(5)+(8)=B		684,796,000	33,698,000	84,070,000	14,191,000	8,689,000	50,892,000	131,137,000
当期資金収支差額			3,425,000	△ 12,659,000			6,561,000	

平成27年度予算 事業区分間繰入 内訳

(単位：円)

異動先拠点区分	繰入金収入額	異動元事業区分	繰入金支出額
法人運営拠点区分	10,405,000		
法人運営（函館）	10,405,000	指定管理事業およびファミリーサポートセンター事業拠点区分（公益事業）	9,754,000
		総合福祉センター運営事業	8,601,000
		ファミリーサポートセンター事業	1,153,000
		自動販売機の設置経営事業拠点区分（収益事業）	651,000
		自動販売機の設置経営事業	651,000
地域福祉活動事業拠点区分	4,829,000		
住民福祉活動事業（函館）	1,243,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	1,243,000
		総合福祉センター運営事業	1,243,000
住民福祉活動事業（榎法華）	1,203,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	1,203,000
		生活支援ハウス運営事業	1,203,000
住民福祉活動事業（亀田）	77,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	77,000
		総合福祉センター運営事業	77,000
住民福祉活動事業（銭亀沢）	55,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	55,000
		総合福祉センター運営事業	55,000
ふれあいのまちづくり推進事業（函館）	2,251,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	2,251,000
		総合福祉センター運営事業	2,251,000
在宅福祉ふれあい事業拠点区分	5,309,000		
在宅福祉ふれあい促進事業（函館）	2,092,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	2,092,000
		総合福祉センター運営事業	2,092,000
在宅福祉ふれあいサービス事業（函館）	3,180,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	3,180,000
		総合福祉センター運営事業	3,180,000
健康生きがいづくり推進事業（函館）	37,000	指定管理事業拠点区分（公益事業）	37,000
		総合福祉センター運営事業	37,000

平成27年度予算 拠点区分間繰入 内訳

(単位：円)

異動先拠点区分	繰入金収入額	異動元拠点区分	繰入金支出額
法人運営拠点区分	1,717,000		
法人運営（函館）	1,717,000	地域福祉活動事業拠点区分	528,000
		ノーマライゼーション推進事業	262,000
		障害者ふれあい交流事業	266,000
		在宅福祉ふれあい事業拠点区分	122,000
		家族介護者交流事業	74,000
		老人花園菜園事業	48,000
		社会福祉活動基金拠点区分	14,000
		社会福祉活動基金運営事業	14,000
		障がい者地域生活支援事業拠点区分	1,053,000
		あひよる21障害者デイサービス事業	1,053,000
地域福祉活動事業拠点区分	5,608,000		
住民福祉活動事業（戸井）	1,086,000	居宅介護事業拠点区分	464,000
		指定通所介護事業（戸井）	464,000
		介護予防生活支援事業拠点区分	622,000
		生きがい活動支援通所事業（戸井）	196,000
		外出支援サービス事業（戸井）	426,000
住民福祉活動事業（南茅部）	4,522,000	居宅介護事業拠点区分	4,190,000
		指定居宅介護支援事業（南茅部）	3,801,000
		指定訪問入浴介護事業（南茅部）	389,000
		介護予防生活支援事業拠点区分	332,000
		高齢者生活管理指導員派遣事業（南茅部）	113,000
		外出支援サービス事業（南茅部）	106,000
		除排雪サービス事業（南茅部）	99,000
		寝具乾燥サービス事業（南茅部）	14,000
在宅福祉ふれあい事業拠点区分	60,000		
在宅福祉ふれあい事業（恵山）	60,000	地域福祉活動事業拠点区分	60,000
		住民福祉活動事業（恵山）	60,000

補助金・委託料推移表(25～26年度決算 27年度予算)

単位：千円

平成25年度	補助金 委託料	平成26年度	補助金 委託料	平成27年度	補助金 委託料
法人運営		法人運営		法人運営	
市運営費補助	101,964	市運営費補助	103,109	市運営費補助	20,400
地域福祉活動		地域福祉活動		地域福祉活動	
市運営費補助	6,126	市運営費補助	8,304	市運営費補助	43,919
安否確認電話事業	520				
障がい者ふれあい交流事業	718	障がい者ふれあい交流事業	713	障がい者ふれあい交流事業	3,170
ノーマライゼーション推進事業	954	ノーマライゼーション推進事業	1,193	ノーマライゼーション推進事業	3,121
共同募金配分金		共同募金配分金		共同募金配分金	
高齢者能力開発情報センター		高齢者能力開発情報センター			
福祉人材バンク		福祉人材バンク		福祉人材バンク	
道社協委託	8,443	道社協委託	8,689	道社協委託	8,689
在宅ふれあい		在宅ふれあい		在宅福祉ふれあい	
市運営費補助	5,526	市運営費補助	5,723		
在宅福祉ふれあい事業補助	34,205	在宅福祉ふれあい事業補助	34,386	在宅福祉ふれあい事業補助	44,058
在宅介護者懇談会	508	在宅介護者懇談会	252	在宅介護者懇談会	886
				老人花園菜園事業	579
居宅介護等		居宅介護等		居宅介護等	
ひとり親家庭奉仕員派遣事業	411	ひとり親家庭奉仕員派遣事業	522	ひとり親家庭奉仕員派遣	234
				障がい者自立支援等	
ガイドヘルパー派遣事業	4			ガイドヘルパー派遣事業	5
身体障害者デイサービス	800	身体障害者デイサービス	800	障がい者地域生活支援	
				身体障害者デイサービス	13,545
資金貸付		資金貸付		資金貸付	
市運営費補助	6,236	市運営費補助	6,199	市運営費補助	10,057
道社協補助	2,715	道社協補助	2,715	道社協補助	2,715
道社協委託分	4,937	道社協委託分	4,786	道社協委託分	4,785
社会福祉活動基金		社会福祉活動基金		社会福祉活動基金	
介護予防		介護予防		介護予防生活支援	
生活管理指導員派遣事業	176	生活管理指導員派遣事業	189	生活管理指導員派遣事業	300
生きがい活動支援通所事業	800	生きがい活動支援通所事業	908	生きがい活動支援通所事業	1,326
外出支援サービス	5,396	外出支援サービス	5,512	外出支援サービス	5,584
寝具乾燥サービス	93	寝具乾燥サービス	149	寝具乾燥サービス	190
除排雪サービス	1,102	除排雪サービス	535	除排雪サービス	533
配食サービス	6,375	配食サービス	6,525	配食サービス	6,555
生活支援短期宿泊事業	257	生活支援短期宿泊事業	487	生活支援短期宿泊事業	408
生活援助員派遣事業	5	生活援助員派遣事業	6	生活援助員派遣事業	24
地域包括支援センター	19,667	地域包括支援センター	20,304	地域包括支援センター	20,373
会館運営		会館運営		指定管理	
総合福祉センター管理委託料	187,173	総合福祉センター管理委託料	192,520	総合福祉センター管理委託料	208,331
生活支援ハウス運営費	19,324	生活支援ハウス運営費	19,877	生活支援ハウス運営費	24,443
根崎生活館管理委託料	5,647	根崎生活館管理委託料	5,808	根崎生活館管理委託料	5,809
ファミリーサポートセンター	11,452	ファミリーサポートセンター	11,189	ファミリーサポートセンター	13,708
自動販売機設置および印刷物広告		自動販売機設置および印刷物広告		自動販売機設置および印刷物広告	

平成27年度においては、補助事業、委託事業の事務、人員の区分を明確にし、それぞれの事業において人件費・事務費を積算している。

また、平成26年度までの事業の経常活動における収支計算での経理区分間繰入による調整額は無くなったものの、その他の活動による収支において、公益事業の指定管理事業及びファミリーサポートセンター事業から法人運営、地域福祉活動事業及び在宅福祉ふれあい事業への事業区分間繰入する予算が組まれている。

平成25年度包括外部監査において、社会福祉協議会に対する法人運営と指定管理業務である会館運営事業及びその他委託事業における業務費等の共通コストに関し、各事業において明確化するとともに、補助金・委託料積算の妥当性について指摘を受け、参考資料2のとおり、平成26年度決算時における経常的事业での経理区分間での調整から、平成27年度予算では人員の配置・単価、事務費及び事業費の見直しにより、経常事業での経理区分間での調整は基本的に無くなった。

しかし、平成27年度より会計区分を変更し公益事業とした指定管理事業を含む公益事業区分と収益事業区分からの20,543千円を社会福祉事業区分へ資金移動するほか、社会福祉事業において7,385千円を拠点区分間資金移動をする。

※1 拠点区分・・・一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。

公益事業（社会福祉事業と一体的に実施されているものを除く）若しくは収益事業を実施している場合、これらは別の拠点区分とするものとする。

※2 事業区分・・・各拠点区分について、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業及び収益事業いずれであるかにより、属する事業区分を決定するものとする。

※3 事業区分間、拠点区分間及びサービス区分間の資金移動
・・・社会福祉事業、公益事業及び収益事業における事業区分間及び拠点区分間の繰入金収入及び繰入金支出を記載するものとする。

※1～※3 出典

「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」より

3. 資金貸付事業

函館市が原資を貸し付けし、その原資を社会福祉協議会が市民へ貸し付けする事業として、応急生活資金貸付事業がある。

また、社会福祉協議会においては、厚生労働省所管の生活福祉資金貸付事業を北海道社会福祉協議会より補助金（2,715千円）及び委託事業費（4,785千円）を受け生活福祉資金貸付事業を行っている。

※ 貸付制度内容 参考資料4

※ 貸付制度の状況 参考資料5

参考資料 4

生活福祉資金一覧（道社協）

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	措置期間	償還期限	貸付利率	連帯保証人	
総合支援資金 (注)	生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間：原則3月、最長12月以内(延長3回)	最終貸付日から6月以内	措置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内	貸付けの日			
	一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用 ・就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 ・滞納している公共料金等の立て替え費用 ・債務整理をするために必要な経費等	60万円以内	(生活支援費とあわせて貸し付けている場合は、生活支援費の最終貸付日)から6月以内			
教育支援資金	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6万円以内 (短大) 月6万円以内 (大学) 月6.5万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記各限度額の1.5倍まで貸付可能	卒業後6月以内	措置期間経過後20年以内	無利子	原則必要 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金が貸付限度額に達するまでの期間		措置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地及び建物の評価額の70%程度(集合住宅の場合は50%) ・生活扶助額の1.5倍以内 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金が貸付限度額に達するまでの期間	契約の終了後 3月以内			不要

生活福祉資金一覧（道社協）

資金の種類		貸付条件					
		貸付限度額	措置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人	
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業を営むために必要な経費 ・ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費 ・ 福祉用具等の購入に必要な経費 ・ 障害者用の自動車の購入に必要な経費 ・ 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費 ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 ・ 冠婚葬祭に必要な経費 ・ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費 ・ 就職、技能習得等の支度に必要な経費 ・ その他日常生活上一時的に必要な経費 	580万円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	貸付けの日 (分割による 交付の場合には最終貸付日) から6月以内	措置期間経過 後20年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
	緊急小口資金 (注)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 	10万円以内	貸付けの日 から2月以内	措置期間経過 後12月以内	無利子	不要
		○対象世帯・・・低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 ※1 原則、生活保護世帯は非対象 ※2 H26.7.1～日常生活において必要性が高い生活用品を緊急に購入する場合は生活保護世帯も対象となった ※3 ※2の場合、福祉事務所が被保護者に代わり、保護費から直接道社協へ償還を行う代理納付が前提（道社協より）					

(注) 総合支援資金および緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となる。

※ 貸付にあたっては、各都道府県社協によって定められている審査基準により審査・決定される。

応急生活資金一覧（市）

資金の種類		貸付条件				
		貸付限度額	措置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
福祉資金	緊急資金	10万円	なし（災害資金は4ヶ月）	5万円以下 15ヶ月 5万円以上 20ヶ月	無利子	要
	○対象世帯・・・低所得世帯（市内に居住、世帯主または世帯生計を維持、返納能力のあること） ※生活保護世帯は対象					

参考資料 5

資金貸付制度の状況

○ 従事状況

平成26年度

応急生活資金貸付事業

専門職員 1名 (法人運営費より支出)
 専門職員 1名
 臨時職員 1名

生活福祉資金貸付事業

施設職員 1名
 臨時職員 1名

貸付事業費 8,652千円
 (人件費)



平成27年度

応急生活資金貸付事業

専門職員 2.5名

生活福祉資金貸付事業

施設職員 1名
 臨時職員 1名

貸付事業費 13,287千円
 (人件費)

○ 事業状況

平成24年度

応急生活資金貸付事業

応急生活資金	相談件数 (件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)
	513	66	2,696

生活福祉資金貸付事業

	相談件数 (件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)
総合支援資金	133	15	4,522
福祉資金	263	5	2,922
教育支援資金	104	12	18,143
不動産担保型生活資金	41	83	10,413
合計	541	115	36,000

平成25年度

応急生活資金貸付事業

応急生活資金	相談件数 (件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)
	409	45	1,915

生活福祉資金貸付事業

	相談件数 (件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)
総合支援資金	101	14	2,932
福祉資金	203	3	1,529
教育支援資金	112	6	5,401
不動産担保型生活資金	24	89	9,833
合計	440	112	19,695

平成26年度

応急生活資金貸付事業

応急生活資金	相談件数 (件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)
	277	24	1,090

生活福祉資金貸付事業

	相談件数 (件)	貸付件数 (件)	貸付金額 (千円)
総合支援資金	93	2	229
福祉資金	234	5	492
教育支援資金	163	13	17,825
不動産担保型生活資金	66	57	5,725
合計	556	77	24,271

社会福祉協議会では、事業区分を資金貸付事業とし事業を行っている。

(貸付及び返済金を除くH26事業費は13,700千円)

貸付事業において、平成23年度函館市決算特別委員会で、平成20年度包括外部監査における応急生活資金貸付の貸付返済滞納の処理について、不良債権化している貸付処理についての指摘をうけた滞納状況の質問に対し、函館市として平成22年度以降、社会福祉協議会に滞納処理専門員1名を増員し滞納実態の調査、把握を行い、債権放棄の手續等を検討し整理していくと回答している。

また、平成26年第1回市議会定例会においては、滞納状況については概ね把握しているところであり、平成26年度中には債権整理をしたいと考えていると回答をしている。

平成26年度で把握されている消滅時効が完成している回収不能滞納額は約4,600万円であるが、平成27年度においても処理について検討が進んでいない状況である。

処理方法については、事業実施者である社会福祉協議会において、債権放棄し損失処理をするとともに、函館市が貸付原資の償還を債権放棄する方法によることとなる。

現在の状況では、社会福祉協議会に対する補助金・委託事業費については、監査等に基づき総合的な見直しを平成27年度予算で行っているところであり、補助金、委託事業費ともに平成26年度までの予算とは大きく変更している。

今までの包括外部監査等での指摘を受け、補助・委託及び指定管理事業について各事業における人員、諸経費等の事業費を明確化し、委託事業を見直しているとともに、平成25年度の「補助金のあり方に関するガイドライン」に沿った法人運営費の見直しを行い、また、予算編成時の人件費について積算単価の見直しも行っている。

○ 指摘・意見事項

1. 人員の削減（指摘事項）

既存人員の配置については各事業で見直しているが、平成25年度においては、補助金対象人数を今後5年（平成25～29年）で、一般職員5名、嘱託職員1人を削減することで同意している。（各年度の削減人数は、毎年度協議）。

貸付事業においては、平成22年度から不良債権化した滞納額の調査・把握のために専門員を増員し、法人運営費において人件費相当額を支出していた。

平成27年度予算において、人員積算の見直しを行っているところであるが、応急生活資金貸付制度における不良債権化した滞納状況の把握も終了し通常業務となったことから、平成22年度増員分については積算を削減すべきである。

また、生活福祉資金貸付制度（北海道社会福祉協議会委託事業）も相当数利用実績があるほか、平成27年4月から償還期間等が改正され制度自体が利用しやすくなり、応急生活資金貸付制度とほぼ同様な利用条件となった。

ここ数年、応急生活資金貸付制度の利用状況は減少し、函館市貸付事業のウエイトは縮小傾向にある。

北海道社会福祉協議会委託事業の場合、相談・申込受付・通知事務の委託業務で、審査・契約・償還事務は北海道社会福祉協議会で行われることから、前述の人員削減は十分に可能であると考ええる。

他の委託事業全般においても、特例による指定管理の指定や随意契約である場合が多く、その事業費の積算にあたっては既存人数にとらわれず、各事業における委託事業内容、事務量による最小の人員数で積算をすべきであると考ええる。

監査結果

2. 運営補助と指定管理事業について（指摘事項）

27年度予算において、法人運営費補助については『補助金のあり方に関するガイドライン』に沿って、1/2基準に応じた削減がされている。

また、委託事業ごとの事務区分を明確にして委託費の積算を行い、経費項目ごとの経理区分間繰入を無くしたところである。

指定管理事業（①総合福祉センター委託 ②根崎生活館委託 ③生活支援ハウス運営）及び地域包括支援センター委託事業については、平成27年度での社会福祉法人の新会計基準への移行にあたり、事業区分を整理し公益事業としている。

（参考）公益法人の審査基準
公益事業を次のとおり定めている。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外のものであること。
- ② 当該法人の行う社会福祉事業の純粋性をそこなうおそれの無いものであること。
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要である。
- ⑤ 社会通念上は、公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係ないものを行うことは認められないこと。
- ⑥ 公益事業において収益を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

平成23年度包括外部監査において指摘を受けた事項でもあるが法人運営費補助と指定管理業務との関連について一点目は、法人運営費にかかるコストの明確化である。

社会福祉協議会の法人運営費の補助の積算にあたっては、法人全般の管理活動費に基づくべきであり、指定管理業務とされる総合福祉センターなどに含まれる管理費とある程度区分できるようにすべきである。

現在は、社会福祉協議会が指定管理者の指定を受け、公益事業として区分しているところである。

指定管理制度の導入の趣旨としては、一般的に① 利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上② 管理運営経費の削減による施設を所有する地方公共団体の負担の軽減とされている。

特例による指定管理者の指定を受け、指定期間も特例により通常の5年から3年となっている。

施設管理の指定管理業務であれば、前述の管理費の区分をある程度明確にし、必要最低限の条件を加味すれば一般事業者の参入は可能であり、指定管理者制度の趣旨に沿った内容となる。

また、平成27年度予算において、法人運営費補助の削減状況、指定管理委託料の増加状況、指定管理事業から法人運営費へ事業区分間繰入の状況より、法人運営費補助を削減しても指定管理委託料が増加し事業区分間繰入が行われているが、事務管理費を除く実質的な管理委託料を積算することで、事業区分間繰入の必要がなくなり、実態に応じた補助額の積算になると考える。

平成27年度予算からの積算の見直しは、法人運営費補助の削減分を指定管理委託料で補填しているのと何ら変わらず、更に、社会福祉協議会の業務は、福祉目的、収益事業でない業務が主体であり、補助金積算の「補助金のあり方に関するガイドライン」に沿った1/2補助については、法人の設立経緯、法人の存続維持を踏まえ議論の残すところである。

3. 貸付事業における不良債権の処理（指摘事項）

平成20年度包括外部監査において指定を受けた貸付事業における不良債権化の処理について函館市の措置として、債権管理方法の検討、滞納処理方法及び市への償還について調査・研究を進めることとした。

不良債権額の実態把握、滞納処分方法の検討・実施のため、担当者を平成22年度から増員し実施している。

平成23年度の函館市決算特別委員会での質問に対し、回収の見込みがない債権については、不納欠損処理など検討していく必要があると考えていると回答している。

また、平成26年第1回市議会定例会においての質問に対し、滞納の実態はおおむね把握しているところであり、平成24年度末での滞納額約5,900万円で、このうち平成14年度末までの貸付で消滅時効が完成している滞納額は約4,600万円と報告されている。現在は回収不能な債権の整理に向け、放棄する債権の範囲や債権放棄の手法などの検討を進めている。

更に、契約上の規定や債権管理のための規定の整備についても併せて検討を進めている。平成26年度中には債権整理したいと考えていると回答している。

その処理方法については、資金貸付事業の実施法人が不納欠損処理をするとともに、函館市が貸付原資の償還を債権放棄する方法によることとなる。

いずれにしても社会福祉協議会や函館市の財政に対し大きな負担となる問題であり、包括外部監査での指摘から相当時間も経過し、平成27年度においても結論が出されていない状況となっていることから、後年に繰り越すことなく、早期に処理を進めるべきである。

Ⅲ. 監査総括

出資団体に関しては、函館市の特定の行政目的または公の施設等の管理運営を効率的に裁量をもって弾力的に実施することを期待して設立されてきた経緯がある。また、各種団体に対し、公共的な業務運営に係る財政的な支援も行っているところである。

このように出資・財政支援団体の実施する事業は公共サービスを補完・代替しているものが多く、市民生活と密接な関係を有している。

一方で、経営を取り巻く環境においては、各種の法整備や経済環境の大きな変化に影響を受け、大きな転換期を迎えている。

また、函館市においては行財政改革に基づき、補助金の基準を設けるなど見直しを図っているところでもある。

公共的業務の円滑な実施を行うためには、基盤となる各種団体の健全な運営が必要不可欠ではあるが、一般的に各種団体に対する維持、存続にウエイトを置いてしまうことは行政コストを増大させることになる。

市財政のコスト削減に向けた改革のみならず、各種団体においても効率化、経営コストの削減に向けた努力は必要になり、行政側の関わり方が問われることとなる。

更に、公共的な事業とはいえ、事業開始時期から長期間が経過し、社会環境や経済情勢の大きな変化にかかわらず、事業開始時の現状のままに事業が進められている場合もあり、事業自体の見直しも必要になっていると考える。

個別団体に対する指摘・意見事項については、前述しているところであるが、全般的なこととして、まず補助金については公益性などの基本的視点、積算基準の妥当性などの財政的視点により、総合的に検証・評価し、見直しの方向性について補助金ごとに定めているところであり、今後の改革の実効性を確認していくこととなるが、公益的事業に対する財政支援の考え方、支援方法・指導等の関わり方については、常に見直しを行う必要があると考える。

また、各団体において補助金以外に委託事業、指定管理事業を受託しているところであるが、公共的な事業が多く特例により受託事業者が固定してしまう傾向にある。

しかし、契約内容によっては民間事業者においても受託することが可能であり、複数業者による選択が可能な方法を模索すべきである。また、その積算においても、予算ベースでの積算ではなく、実績を踏まえ見直しを行った上での積算にしていくことによって、より実態に近い契約内容になると考える。